

令和6年壱岐市議会定例会9月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問一覧表	4
第1日（9月5日 木曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再 開（開議）	7
会議録署名議員の指名	7
審議期間の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	8
議案説明	
報告第6号 令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	16
報告第7号 令和5年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	17
報告第8号 令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	18
報告第9号 令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	19
報告第10号 令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	20
報告第11号 令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	21
議案第42号 壱岐市行政組織条例の一部改正について	23
議案第43号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	24
議案第44号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	24
議案第45号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	25

議案第46号	公の施設の指定管理者の指定について	26
議案第47号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	27
議案第48号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	29
議案第49号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	30
認定第1号	令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	31
認定第2号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第3号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第4号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第5号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計再入歳出決算認定について	35
認定第6号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第7号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	37
認定第8号	令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	39
財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査と決算審査の報告		40
請願第1号	令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願	42

第2日(9月10日 火曜日)

議事日程表(第2号)		44
出席議員及び説明のために出席した者		45
議案に対する質疑		
報告第6号	令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	46
報告第7号	令和5年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	46

報告第 8 号	令和 5 年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	4 6
報告第 9 号	令和 5 年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	4 6
報告第 1 0 号	令和 5 年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	4 6
報告第 1 1 号	令和 5 年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	4 6
議案第 4 2 号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	5 2
議案第 4 3 号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	5 2
議案第 4 4 号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	5 2
議案第 4 5 号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	5 2
議案第 4 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市ケーブルテレビ施設）	5 2
議案第 4 7 号	令和 6 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）	5 6
議案第 4 8 号	令和 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
議案第 4 9 号	令和 6 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
認定第 1 号	令和 5 年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	5 6
認定第 2 号	令和 5 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 7
認定第 3 号	令和 5 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 7
認定第 4 号	令和 5 年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 7
認定第 5 号	令和 5 年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 7
認定第 6 号	令和 5 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 7

認定第7号 令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第8号 令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	60
委員会付託（議案）	62
予算特別委員会の設置	62
決算特別委員会の設置	62
請願第1号 令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願	63
委員会付託（請願）	63
第3日（9月11日 水曜日）	
議事日程表（第3号）	64
出席議員及び説明のために出席した者	64
一般質問	65
9番 清水 修 議員	65
1番 松本 順子 議員	76
4番 山口 欽秀 議員	89
3番 武原由里子 議員	100
第4日（9月12日 木曜日）	
議事日程表（第4号）	115
出席議員及び説明のために出席した者	115
一般質問	116
5番 山内 豊 議員	116
8番 植村 圭司 議員	131
発言の申出（保健環境部部長）	144
15番 赤木 貴尚 議員	144
第5日（9月13日 金曜日）	
議事日程表（第5号）	157
出席議員及び説明のために出席した者	157
一般質問	158

1 1 番 音嶋 正吾 議員	1 5 8
1 4 番 市山 繁 議員	1 6 7

第6日（9月25日 水曜日）

議事日程表（第6号）	1 7 7
出席議員及び説明のために出席した者	1 7 8
委員長報告、委員長に対する質疑	1 7 9
議案に対する討論、採決	1 8 0
議案第42号 沓崎市行政組織条例の一部改正について	1 8 0
議案第43号 沓崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について	1 8 1
議案第44号 沓崎市へき地保育所設置条例の一部改正について	1 8 1
議案第45号 沓崎市国民健康保険条例の一部改正について	1 8 6
議案第48号 令和6年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 8 7
議案第49号 令和6年度沓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	1 8 7
認定第2号 令和5年度沓崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	1 8 7
認定第3号 令和5年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 について	1 8 8
認定第4号 令和5年度沓崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	1 8 9
認定第6号 令和5年度沓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	1 9 0
請願第1号 令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願	1 9 0
議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市ケーブルテレビ 施設）	1 9 3
認定第5号 令和5年度沓崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	1 9 3
認定第7号 令和5年度沓崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につい	

て	193
認定第8号 令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定につ いて	193
議案第47号 令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	194
議案第50号 損害賠償の額の決定について	196
議案第51号 令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）	198
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について	200
諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について	200
議員派遣の件	201
発言の申出（市長の挨拶）	201
散 会	202
資料	
議員派遣について	204

令和6年壱岐市議会定例会9月会議を、次のとおり開催します。

令和6年8月29日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

1 期 日 令和6年9月5日（木）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和6年壱岐市議会定例会9月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9月 5日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	9月 6日	金	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	9月 7日	土		(閉庁日)
4	9月 8日	日		
5	9月 9日	月		
6	9月10日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	9月11日	水		○一般質問
8	9月12日	木		○一般質問
9	9月13日	金		○一般質問 ○予算・決算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
10	9月14日	土	休 会	(閉庁日)
11	9月15日	日		
12	9月16日	月		
13	9月17日	火	委員会	○常任委員会
14	9月18日	水		○予算特別委員会
15	9月19日	木	休 会	
16	9月20日	金	委員会	○決算特別委員会
17	9月21日	土	休 会	(閉庁日)
18	9月22日	日		
19	9月23日	月		
20	9月24日	火		
21	9月25日	水	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○散会

令和6年壱岐市議会定例会9月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 6号	令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第 7号	令和5年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第 8号	令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第 9号	令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第10号	令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/10)
報告第11号	令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告済 (9/10)
議案第42号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第43号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第44号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 否 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第45号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第46号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市ケーブルテレビ施設)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第47号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第48号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第49号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/25)
議案第50号	損害賠償の額の決定について	省 略	原案のとおり可決 (9/25)
議案第51号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	省 略	原案のとおり可決 (9/25)
認定第 1号	令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会	継続審査
認定第 2号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/25)
認定第 3号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/25)
認定第 4号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/25)

認定第 5号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認定	認定 (9/25)
認定第 6号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認定	認定 (9/25)
認定第 7号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認定	認定 (9/25)
認定第 8号	令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員会 認定	認定 (9/25)
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/25)
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/25)
請願第 1号	令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願	総務文教厚生常任委員会 採 択	採 択 (9/25)

令和6年壱岐市議会定例会9月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	4	4		
予算	4	4		
その他	4	4		
報告	6	6		
決算認定 (内前回継続)	8	7		1
計	26	25		1

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他				
計				
請願・陳情等 (内前回継続)	1	1		
計	1	1		

令和6年壱岐市議会定例会9月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
9月11日 (水)	1	清水 修	安全・安心まちづくりについて ----- 日本遺産の再認定について	65～76
	2	松本 順子	イルカパークについて ----- 食について ----- コロナワクチン秋接種について	76～89
	3	山口 欽秀	高すぎる国民健康保険税について ----- マイナ保険証の問題について	89～100
	4	武原由里子	老朽化に備える公共施設マネジメントについて ----- 移住定住政策の課題と対策について ----- 壱岐市における幼児教育・保育のグランドデザインについて	100～114
9月12日 (木)	5	山内 豊	台風10号における、三島地区の被害（通信遮断）について ----- 辞令交付の必要性について ----- 教職員の働き方改革について	116～131
	6	植村 圭司	子育て政策の新しい基本方針が必要 ----- 市道除草や高枝伐採の市民負担軽減を ----- 企業版ふるさと納税の充実を	131～143
	7	赤木 貴尚	防災、救急対応のヘリポート整備について ----- 壱岐市内小中学校の水泳プールについて	144～156
9月13日 (金)	8	音嶋 正吾	道路整備の在り方について ----- 壱岐市農業について	158～167
	9	市山 繁	壱岐空港滑走路端安全区域（リーサ）工事について ----- 壱岐空港ターミナル改築について ----- 壱岐市消防署前のSLの展示・維持について	167～176

令和6年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和6年9月5日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	13番 中田 恭一 14番 市山 繁
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	報告第6号 令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	市長、総務部部長 説明
日程第6	報告第7号 令和5年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第7	報告第8号 令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	農林水産部部長 説明
日程第8	報告第9号 令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第9	報告第10号 令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第10	報告第11号 令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	財政課課長 説明
日程第11	議案第42号 壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務部部長 説明
日程第12	議案第43号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第13	議案第44号 壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	市民部部長 説明
日程第14	議案第45号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	保健環境部部長 説明
日程第15	議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市ケーブルテレビ施設)	企画振興部部長 説明
日程第16	議案第47号 令和6年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	財政課課長 説明
日程第17	議案第48号 令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	保健環境部部長 説明

日程第18	議案第49号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部部長 説明
日程第19	認定第1号	令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課課長 説明
日程第20	認定第2号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第21	認定第3号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第22	認定第4号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第23	認定第5号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部部長 説明
日程第24	認定第6号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部部長 説明
日程第25	認定第7号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部部長 説明
日程第26	認定第8号	令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	建設部部長 説明
日程第27	請願第1号	令和6年度へき地保育所の閉園延長に関する請願	

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(16名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 篠原 一生君 副市長 中上 良二君
教育長 山口 千樹君 総務部部长 平田 英貴君
企画振興部部长 塚本 和広君 市民部部长 吉田 博之君
保健環境部部长 草合 正吉君 農林水産部部长 松嶋 要次君
建設部部长 平本 善広君 消防本部消防長 山川 康君
教育次長 目良 顕隆君 総務課課長 横山 将司君
財政課課長 原 裕治君 会計管理者 篠崎 昭子君
代表監査委員 吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和6年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、中田恭一議員、14番、市山繁議員を指名します。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間につきましては、本日から9月25日までの21日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は本日から9月25日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。

篠原一生市長より行政報告の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 本日ここに、令和6年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、8月会議以降、本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

航路の維持・確保につきまして、現在、本市に就航している2隻のジェットフォイルは、市民生活の足としてだけでなく、本土の医療機関への迅速な患者搬送のほか、観光促進等、交流人口の拡大にも重要な役割を果たしております。

しかしながら、いずれのジェットフォイルも建造から30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、更新の時期を迎えておりますが、新船建造費の高騰などにより、航路事業者単独での更新は非常に困難な状況となっております。

そのため、本市では、これまで県知事要望等を通じて、国へ更新に対する支援制度の創設を求めてきたところであり、本年2月には、壱岐市航路対策協議会より事業者へ更新の要望書を提出しておりました。

その結果もあり、今般、航路事業者である九州郵船株式会社において、国の支援制度が活用できることとなり、船齢が最も高いジェットフォイル「ヴィーナス2」の更新が進められる運びとなりました。

本市としましては、現在の運航体制を維持し、持続可能な航路運営を図るためには、国の支援と合わせて、県と市が一体となり、更新に係る建造費の一部を支援する必要があると判断し、所要の予算を計上しております。

今後とも、国、県及び対馬市等と連携し、航路の維持・確保に努めてまいります。

機構改革につきまして、市の組織機構については、多様化・高度化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応するため、これまでも課の新設・統廃合などを進め、効率的な行政運営を図ってまい

りました。

今般、より一層の行政運営の効率化を図るため、高齢者福祉に関する事務の所管を保健環境部に一元化することなどを盛り込んだ行政組織条例の一部改正について、令和7年1月1日からの実施を図るべく、本定例会に提案しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

組織機構については、今後も時代の流れを適切に捉え、限られた職員数の中で持続的な行政運営ができるよう、関係部署の意見を十分に踏まえた上で、適宜見直しを図ってまいります。

全国離島交流中学生野球大会につきまして、8月19日から22日まで本市で開催された「国土交通大臣杯第15回全国離島交流中学生野球大会」通称「離島甲子園」は、25の自治体から23チーム総勢約600名の参加を得て、連日の猛暑の中、熱戦が繰り広げられました。

本市からは、地元開催ということもあり、2チームが出場いたしました。

「ALL IKI」チームは、初戦「屋久島選抜」に競り勝ちましたが、第2戦目で「竹富町選抜」に惜しくも敗退しました。

一方、「壱岐市選抜」チームは、投打の活躍で初戦、第2戦を勝ち進み、準々決勝では「隠岐の島あんやらーず」に快勝、準決勝では昨年決勝戦を戦った「石垣島ぱいーぐるズ」と対戦しましたが惜敗し、大会連覇の夢は途切れしました。

しかしながら、猛暑の中、懸命にプレーする選手の姿や、スタンドが一体となって熱い声援を送る光景に、勇気と感動を与えていただきました。

また、本大会では各会場の試合をユーチューブによるライブ配信や、壱岐市ケーブルテレビによる中継等を行い、多くの皆様に御観覧いただきました。

市民皆様には、全チームに対し、温かい御声援と、おもてなしの心で接していただき、多くの参加者、関係者の皆様から感謝の言葉をいただきました。

本大会を支えていただきました壱岐市軟式野球連盟審判部の皆様をはじめ、物心両面にわたり御支援、御協力いただきました協賛企業、大会関係者の皆様、そして大会運営に御尽力いただいた多くのスタッフの皆様に心から感謝を申し上げます。

観光振興につきまして、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年7月の乗降客数は5万6,263人で、対前年比94.2%でありました。

このような中、スポーツ合宿においては、8月末までに140の団体、2,838名の申請があり、コロナ禍前の水準まで戻ってきており、大きな経済効果を生み出しております。

引き続き、島内スポーツ団体と連携した大会の開催及び誘客促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、去る8月8日に、朝鮮通信使復元船が260年ぶりに勝本港に寄港いたしました。

本船は、韓国・釜山を出港し、下関まで航行するもので、8月9日に入港セレモニー、10日

と11日に船上博物館の見学、江戸時代に朝鮮通信使をもてなした再現料理の試食会を行い、多くの市民皆様に御来場をいただきました。

また、派遣団の皆様には、16日まで滞在いただき、本市を視察いただいたところです。

今後も、本市の魅力を積極的に国内外へ発信し、国内観光客に加え、外国人観光客の増加にも努め、市内経済の活性化を図ってまいります。

壱岐ウルトラマラソンにつきまして、壱岐ウルトラマラソンの申込みは、7月19日に応募を締め切り、北は北海道から南は沖縄まで37都道府県から100キロメートル556人、50キロメートル271人、計827人のエントリーをいただきました。

過去最高のエントリー数でありました昨年度より、さらに81名多いエントリーとなりました。

これは、これまでの本大会における市民皆様の御協力や沿道での温かい御声援等の「おもてなし」による大会運営の成果であると考えております。

今後は、市全体で大会を盛り上げるため、これまでの大会同様、小学生の皆様には参加選手への手紙と応援のぼりの製作、中学生・高校生の皆さんには当日の給水所等の運営に協力をいただき、併せて選手への激励を行っていただくようにしております。

また、島内外の多くの企業から御協賛いただき、様々な面で御支援をいただいております。

本大会は、壱岐全島を舞台とした一大イベントでありますので、市民皆様をはじめ関係機関、団体皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

日本遺産再認定につきまして、本市は、平成27年に「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋」として、文化庁より日本遺産第1号の認定を受けております。

この日本遺産は、保全を目的とする世界遺産とは異なり、地域の有形・無形の文化財をストーリーとしてまとめ、観光振興につなげることを目的として文化庁が認定するもので、これまで全国で104件が認定されております。

しかしながら、認定後の取組に温度差があることから、取組が不十分な地域の認定取消しのほか、追加認定について審査する制度が導入されたところではありますが、本市の日本遺産認定については、本年度行われた審査の結果、7月23日に継続認定の通知がなされたところでもあります。

今後、国境の島が紡いだ文化・歴史・伝統を次世代に継承しながら、日本遺産として認定された物語を県及び関係市町と連携して国内外に広く発信し、観光資源としての価値を高めることで、観光客の増加を促進し、地域活性化を目指した取組を進めてまいります。

農業の振興につきまして、本年の早期水稻については、7月の高温、降雨等の影響で紋枯れ病が発生している圃場が散見されましたが、気温が高く、日照時間が多く推移したため、生育が早まり、成熟期の中心は平年よりやや早い8月16日から26日頃となりました。

また、普通期水稻についても、気温が高く、日照時間も多く推移したため、順調に生育が進ん

でありますが、梅雨時期以降の降水量が少なく、登熟期間中の用水不足が懸念されること、また、病害虫の発生のおそれもありますので、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

葉たばこについても、2月から3月に降雨の影響で移植作業が遅れたものの、5月以降、日照時間に恵まれたこと、また、病害の発生が例年より少なかったことで、目標収量である250キログラムを大幅に超えた270キログラムの反収が見込まれております。

肉用牛については、今般の国際情勢の影響を受け、飼料価格等の高騰が長期化しており、畜産経営を圧迫する厳しい状況が続いております。

このような中、去る7月27日に佐世保食肉センターで開催された第30回「長崎和牛」系統枝肉共励会において、壱岐産素牛での出品購買者が金賞及び銅賞を、また壱岐市農協肥育センター出品牛が銅賞を受賞されました。

これは壱岐牛の名声がさらに高められた結果となり、大変喜ばしく思っております。

なお、10月24日には、第11回壱岐市和牛共進会が開催される予定であります。

一方、8月に開催された子牛競り市では、前回6月の平均価格と比較し93.3%、3万6,000円安の51万7,000円と厳しい結果となりました。

市としましては、引き続き、国、県の各種施策を積極的に活用しながら、支援してまいります。

また、効率的な農地利用を行うために、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を、令和7年3月末までに作成することになっており、現在、各地区において関係機関と協力して協議を進めております。

農業の持続的発展のため、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者、集落営農組織など、多様な担い手の確保に努めるとともに、農地の利用集積及び農業経営の規模拡大に向けた取組を推進してまいります。

水産業の振興につきまして、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較いたしますと、漁獲量は13%減の693トン、漁獲高は17%減の8億7,300万円と、ともに減少しております。

これは、5月から6月にかけて大型クロマグロが118トン漁獲され、ほぼ上限に達したことで、残りを漁獲できなかった結果、クロマグロが捕食する大量のイカ類やアジなどが釣れず、さらにはイカ釣り漁業の操業時に漁具を切られる被害も発生したため、イカ釣り漁業者が出漁を控えたことが要因だと考えられます。

日本のクロマグロ漁獲枠については、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）で決定されますが、7月に開催されたWCPFCの北小委員会では、これまでの規制により、クロマグロ資源が回復しているため、大型魚を50%、小型魚を10%増枠することで合意されています。

この合意は12月頃開催されるWCPFCの本会議で承認される見込みでありますが、昨年ま

で引き続き、県並びに県議会の要望の中で、クロマグロの漁獲枠の拡大について要望してまいります。

一方で、市内5漁協の正会員数は、令和5年度末で昨年から25名減の699名となっており、漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ、関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、磯焼け対策として、植食性動物駆除等に取り組んでおり、昨年度、三島・渡良地区を中心に、広範囲の藻場の再生を確認し、回復した藻場をクレジット化した結果、Jブルークレジット974.6トン-CO₂の認証を受けました。

これまでに34.6トン-CO₂を企業に御購入いただいております。残るクレジットについても継続して販売に努めております。

この収益を活用し、持続的な磯焼け対策につなげることにより、本市周辺海域における藻場の早期回復を図ってまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種については、個人の重症化予防を目的とした定期接種として、10月から医療機関において実施を予定しております。

対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾患を有する方で、1人1回の接種となり、接種費用の自己負担額は2,300円程度です。

今回から予防接種法上のB類疾病となっており、個人への接種券及び予診票の送付は行いませんので、接種を希望される方が医療機関に直接予約していただくようになります。

詳しくは、広報紙、回覧、ケーブルテレビ等でお知らせしてまいりますので、接種を希望される皆様が続く安心・安全に接種できるよう、壱岐医師会の御協力の下、円滑な接種に努めてまいります。

保育所運営につきまして、壱岐市総合計画及び壱岐市子ども・子育て支援事業計画等を基本に進めてまいりました保育所運営については、市民皆様から様々な御意見をいただきながらも、令和6年3月末に渡良・沼津・初山のへき地保育所3園の閉所を行いました。

また、市の方針としてこれまで説明してきたとおり、残る柳田・志原のへき地保育所についても、令和7年3月末閉所に向けての関係条例を本定例会に提案しておりますので、御審議賜りますようお願いいたします。

へき地保育所は、交通条件等で恵まれない地域の児童に対する保育対策であり、現在そして将来の本市の状況には即しておらず、その役割は終わったものと考えております。

今後は時代の流れに合わせ、施設の集約化を行うことで、保育士を効率的に配置し、持続可能

な保育所運営を図ってまいります。

そして何よりも子どもに寄り添い、保育にかける力を集中させていくことが、保育環境の充実、保育力の向上及び質の高い幼児教育の提供につながるものと考えております。

今後とも、健全な保育所運営とよりよい保育サービスの提供、並びに将来を担う子どもたちの最善の利益を守るための取組を市民皆様の御理解と御協力をいただきながら進めてまいります。

小中学生の活躍につかまして、近年の小中学生のスポーツにおける活躍は目覚ましく、各競技において、九州大会及び全国大会に出場しております。

7月21日から22日にかけて開催された長崎県中学校総合体育大会陸上競技において、1年男子400メートルリレーの部で、郷ノ浦中学校チームが見事優勝、そのリレーメンバーである中山涼雅さんが1年男子100メートルの部で準優勝に輝き、8月6日に開催された九州中学校体育大会においても、第4位の好成績を収めています。

また、中学生男子ソフトボールでは、クラブチームの壱岐ブレイブスが8月に福岡市で開催された第24回全日本中学生男子ソフトボール大会に長崎県代表として出場しており、サッカーでは、壱岐少年サッカークラブが8月に開催された第44回九州ブロックスポーツ少年団サッカー交流大会において、堂々たる第3位の結果を収めております。

本市の小中学生の活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、今後の壱岐市の子どもたちのさらなる活躍を期待しております。

このほか、スポーツに取り組む子どもだけでなく、指導に当たる指導者や保護者等を対象として、智辯学園和歌山高等学校野球部の名誉監督である高嶋仁氏をお招きし、「夢叶うまで挑戦」と題した講演会を来る10月26日に壱岐の島ホールで開催することとしております。

高校野球の指導を通じて、子どもたちの人格形成に寄与してこられた高嶋氏の講演は、壱岐市のスポーツマインド向上に寄与するものと考えております。

防災対策につかまして、6月から7月にかけての梅雨時期に当たり、梅雨前線の影響で大気の状態が不安定となり、長崎県内各地において数度にわたり、線状降水帯の発生及び大雨による土砂災害・洪水災害等が心配されましたが、幸い本市では、警報等の発表はなく、大雨による被害等は確認されておられません。

また、去る8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、震源地に近い宮崎県では最大震度6弱が観測され、本市では震度2が観測されましたが、この地震による被害等は確認されておられません。

しかしながら、同日、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、南海トラフ地震防災対策推進地域に対して、地震発生から1週間、日頃からの地震への備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢を取るよう、呼びかけられたところであります。

その後、8月15日をもって、臨時情報発表に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」は終了しましたが、気象庁からは、南海トラフ沿いの大規模地震の発生確率が高まり、切迫性の高い状態であることが示されており、突発的な大規模地震の発生に備え、引き続き日頃からの備えを行うよう、注意が呼びかけられております。

さらに、8月29日から30日にかけて、台風10号が強い勢力で本市に接近いたしました。

本市においては、市民皆様の安全を確保するため、28日午後2時に壱岐市災害警戒本部を設置し、避難所等の対応について協議を行ったところであります。

その後、29日午前9時に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、市内各町1か所ずつ計4か所の避難所を開設いたしました。

30日午前4時50分の避難解除までに、最大で102世帯、145名の方が避難されたところであります。

この間、壱岐振興局観測局において、連続雨量253ミリを記録し、石田（壱岐空港）観測局において、最大瞬間風速30.9メートルを記録いたしました。

市内の被害状況については、熱中症の疑いで搬送された方が1名いらっしゃいましたが軽症と伺っており、その他直接的な人的被害は確認されておられません。

その他の被害状況については現在調査中ですが、今回の暴風の影響により、市内各所で停電、光ケーブルの断線、倒木による通行止め、停電に伴う断水等の被害が発生しております。

被災された皆様並びに長時間にわたって不自由な思いをされた皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

近年では、日本各地において、こうした大雨、台風、地震等が頻発しており、いつ、どこでこうした災害に見舞われるか予測が困難な状況にあります。

市としましては、引き続き、関係機関と十分連携を図り、防災対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、早めの警戒や日頃の備えなど、さらなる防災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

壱岐市地域防災計画の修正につきまして、本市では、災害対策基本法の規定に基づき、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、壱岐市地域防災計画を策定しております。

このたび、災害対策基本法の改正及び長崎県地域防災計画の修正等の内容を踏まえ、壱岐市地域防災計画の修正を行うこととしております。

本計画は、関係機関及び有識者等の委員で構成される壱岐市防災会議において作成することとなっており、今後、本会議を開催し、修正案についての審議を行い、パブリックコメントを実施の上、市議会12月会議において議案を提出する予定としております。

消防・救急につきまして、熱中症については、今年に入り、8月末日までに23名の方を救急搬送しております。

今後も残暑が厳しくなることが予想されますので、市民皆様におかれましては、小まめな水分補給を行っていただき、室内においてもエアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

また、7月以降、新型コロナウイルス感染症感染者が急拡大しており、8月末日までに疑似症例を含めて44名の方を救急搬送しております。

市民皆様には、引き続き手洗いや換気、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策に御協力をお願いいたします。

次に、県内において、けがや急病で救急車を呼ぶか迷った際の電話相談窓口である「#7119」が、8月1日より開始されました。

市民皆様におかれましては、有効に活用いただき、救急医の負担軽減及び救急車の適正利用に御協力くださいますようお願いいたします。

また、これから農繁期を迎えるに当たり、野焼き、しくり焼きによる火災が毎年、発生しております。

草木を焼却する場合は、必ず消防署に届出を行い、周囲の燃えやすい物と安全な距離を保ち、焼却中はその場を離れずに、確実に消火を確認いただくなど、火の取扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

補正予算につきまして、本会議に提出した令和6年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億7,982万7,000円、各特別会計の補正総額4,515万7,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、2億2,498万4,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、249億4,774万2,000円で、特別会計については、80億17万2,000円となっております。

その他の議案につきまして、本日提出いたしました案件の概要は、令和5年度各出資法人の経営状況等に係る報告5件、令和5年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の一部改正に係る案件4件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件1件、予算案件3件、令和5年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、8月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並

びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、行政報告を終わります。

日程第5. 報告第6号～日程第26. 認定第8号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、報告第6号から日程第26、認定第8号までの22件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 提出議案等につきましては、各担当部長等より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。

報告第6号令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しており、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第1号で規定された法人でございます。

事業報告書の1ページをお開き願います。庶務報告として、官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。（3）の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

次に、3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計608万8,989円、固定資産合計825万1,989円で、資産合計は1,434万978円となっております。

負債の部については、負債合計30万円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残

高明細書の（５）預り金でございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

純資産の部については、株主資本合計１，４０４万９７８円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の１，４３４万９７８円でございます。

次に、４ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が１７２万６０３円、販売費及び一般管理費１６４万４，５８３円で、営業利益は７万６，０２０円となっております、その内訳につきましては、９ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

営業外収益は、預金利息の４９円で、経常利益の７万６，０６９円から法人税等を差し引いた当期純利益は４万２，７６９円となります。

次に、５ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の全期末残高１，３９９万８，０００円、当期変動額合計が４万３，０００円で、当期末残高１，４０４万１，０００円となっております。

６ページは個別注記表、７ページは主要勘定残高明細書、８ページは固定資産明細表、９ページは営業損益内訳書、最後の１０ページは監査報告書でございます。

以上で、報告第６号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。

報告第７号につきまして御説明を申し上げます。

報告第７号令和５年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和５年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第１５２条第１項第３号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第４１期決算報告書を添付しております。

２ページをお開き願います。当社の業務概要についてを御覧いただきたいと思います。

中段以降になりますが、令和５年度の入場者数は前年度から減少し、７，８８５名となっております。

３ページをお開き願います。当社の決算状況についてを御覧ください。

中段になりますが、当期純利益６４２万円の黒字となっております。

4ページをお開き願います。株式の状況でございますが、発行済株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持株比率は36.67%でございます。

6ページをお開き願います。月別の入場者数でございます。

7ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で流動資産が4,384万4,425円、固定資産が5,421万8,941円、資産合計は9,806万3,366円でございます。

8ページをお開き願います。負債・純資産の部でございます。

負債合計は1,273万1,219円、純資産の合計は8,533万2,147円、負債及び純資産合計は9,806万3,366円となっております。

次に、9ページをお開き願います。損益計算書でございます。

中段の売上総利益金額が4,972万7,327円、販売費及び一般管理費が5,005万5,696円、営業損失額は32万8,369円となっております。

営業外収益、特別利益と合わせ、税引き後の当期純利益額は642万120円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、10ページに記載しております。

11ページに、株主資本等変動計算書、12ページ、13ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第7号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） おはようございます。

報告第8号令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから、経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページをお開き願います。役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは事業報告でございます。

令和5年度の事業概要は、アワビ種苗24万8,000個、アカウニ種苗24万4,000個を壱岐市栽培センターより購入し、併せてクエ種苗2,800尾、青ナマコ4万個を長崎県栽培漁業センターより購入し、各漁協により放流いたしております。

事業費といたしまして、2,314万5,469円であります。

財源内訳ですが、利息0.252%で、基金運用益176万8,832円、基金振替額として1,196万6,451円、種苗放流事業地元負担金として、市から462万9,092円、管内5漁協より462万9,090円となっております。

また、法人会計より15万2,000円を振り替えまして、合計2,314万5,469円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。6ページは貸借対照表でございます。

資産の部ですが、流動資産が当年度68万5,246円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が6億8,803万3,549円で、資産合計7億8,871万8,795円でございます。

7ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

8ページは、正味財産増減計算書でございます。

次の9ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、公営目的事業会計としては、7億円から運用財産取崩し振替額を差し引いた6億8,803万3,549円が正味財産期末残高となります。法人会計としては、預金利息を財源といたしております。今年度の正味財産期末残高は、基本財産の1億円と合わせて1億68万5,246円となります。支出の面で事務費等経常費用として、4,960円を支出いたしております。

10ページは附属明細書、11ページは財産目録、12、13ページは監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第8号についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 報告第9号及び報告第10号を続けて御説明いたします。

まず、報告第9号令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況を報告させていただくものでございます。

1ページをお開きください。経営状況について御説明申し上げます。

令和5年度におきましては、宿泊者数が前年度より減少したものの、宴会利用等について前年度を上回る結果となりました。一方で、物価上昇等の問題が深刻化し、食材・消耗品等の調達方法や商品を見直し、経費削減に努めてきたところです。

3ページをお開き願います。令和5年度の利用状況でございます。宿泊者数と食堂利用者数は前年度を下回っておりますが、休憩者数と宴会利用者数は前年度を上回る実績となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございます。

収入の部が、決算額1億9,786万2,458円で、前年度実績の102%となっております。支出の部が、決算額1億9,828万3,783円で、前年度実績の103%となっております。また、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は42万1,325円の赤字となっております。

次に、5ページから6ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は、損益計算書に相当するものでございます。6ページ合計(A)の列の最終欄、正味財産、期末残高、いわゆる純資産合計は2,773万7,785円となっております。

次に、7ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部は、合計で5,209万1,956円、負債の部は、合計で2,435万4,171円、正味財産の部は、合計で2,773万7,785円で、負債及び正味財産の合計は5,209万1,956円となっております。

8ページ、9ページに、財務諸表に対する注記、10ページに監査報告書を添付しております。以上で、報告第9号の説明を終わります。

次に、報告第10号令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。2ページ中段の、(2)事業実績を御覧ください。

取扱い商品数は約350品目で、主要な取扱い商品は記載のとおりでございます。飲食店や小

売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、約40品目を取り扱っております。物産店等の催事やフェアへの出店回数は15回でございました。

次に、3ページをお開き願います。売上げ実績については、売上げ目標額7,000万円を掲げておりましたが、実績としまして5,291万281円であり、対前年比94.7%でございました。

次に、4ページから決算報告でございます。5ページから決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産計算書でございます。

まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をお開き願います。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。計上収益の合計3,846万2,269円、計上費用の合計3,161万9,925円となっております。

次に、7ページの受託事業会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは各種受託事業の会計でございます。計上収益の合計は1,444万8,538円、計上費用の合計は1,033万2,928円となっております。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金が充当されております。計上収益の合計2,739万2,344円、計上費用は事業費が2,601万3,496円、管理費が137万8,848円で、合計2,739万2,344円となっております。

次に、戻りまして5ページをお開き願います。ただいま説明いたしました3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計1億1,663万3,847円、歳出合計7,211万1,497円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きまして、正味財産期末残高は4,452万2,350円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部合計5,287万3,080円、負債の部合計835万7,730円、正味財産の部合計4,452万2,350円、負債及び正味財産の合計は5,287万3,080円でございます。

10ページは、監査報告書を添付しております。

以上で、第10号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） おはようございます。報告第11号令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず実質赤字比率につきましては、令和5年度決算における一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支は黒字でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計において、資金不足はございませんので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債比率でございますが、昨年度、令和4年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.5%でしたが、令和5年度は3か年平均7.6%で、対前年度1.1%の増となっております。要因といたしましては、令和5年度の単年度比率は9.25%であり、前年度の単年度比率7.32%と比較して1.93%増加しており、実質公債比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった令和2年度の単年度比率5.98%が算定から外れ、令和5年度の単年度比率が9.25%でございますので、3か年平均で増となったものでございます。

次に、将来負担比率についてでございますが、18.5%と対前年度0.1%の減となっております。これにつきましては、分母となる地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額は前年度より減となったものの、令和5年度の地方債発行額が元金償還金よりも少なく、地方債減債高が減少したことにより、算定の分子が小さくなったことによるものと分析しております。いずれの比率におきましても、中段の表にございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況で推移しておりますが、引き続き健全な状態を保つよう財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきまして、資金不足比率は生じておりません。なお、健全化比率等の概要の説明につきましては、別紙資料3各会計決算概要の1ページから2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第11号令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第42号壱岐市行政組織条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の権限に属する事務分掌について見直しを行い、行政ニーズへの対応と、より効率的な行政運営を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例の改正条文につきましては記載のとおりでございます。議案関係資料1の1ページから2ページに新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

改正内容につきましては、1点目は第2条第1号に規定する総務部の分掌事務のうち、ウの「地域主権改革に関すること」を「総合計画に関すること」に改正を行い、総合計画に関することを企画振興部から総務部へ移管いたします。

2点目は、第2条第2号に規定する企画振興部の所掌事務として市民協働に関することを明記し、また現在、総務部で所管しているエネルギー政策に関することを企画振興部へ移管いたします。

3点目は、第2条第4号に規定する保健環境部の所掌事務として高齢者福祉に関することを加え、現在の市民部から保健環境部へ移管いたします。

補足といたしまして、この条例は令和7年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午前11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案説明を続けます。吉田市民部部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 議案第43号及び議案44号について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第43号について御説明申し上げます。

議案第43号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、外国人の保護に関する事務について、特定個人情報の取扱いができるよう本条例に規定しておりましたが、上位法令の改正について、準法定事務と規定されたことから、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

議案関係資料中資料1、改正条例新旧対照表の3ページから11ページ並びに参考資料2に改正概要を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

改正内容でございますが、別表第1及び別表第2における外国人の保護に関する事務の項を削除しております。

改正理由でございますが、外国人の生活保護につきましては、日本国民に準じた取扱いとなっており、番号法に規定された法定事務には含まれておりませんでした。しかし、令和6年5月24日付で法令改正があり、準法定事務と位置づけられたことから、条例への規定が不要となったため、今回の改正を行うこととしております。

附則として、令和6年10月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

引き続き、議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和7年3月31日をもって、壱岐市立柳田保育所、壱岐市立志原保育所を閉所するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

議案関係資料中資料1、改正条例新旧対照表の12ページ並びに参考資料3として、改正概要

及び保育所児童数を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

改正内容でございますが、第2条の表中、壱岐市立柳田保育所の項、壱岐市立志原保育所の項を削除しております。

改正理由でございますが、児童の減少により集団生活の中での学びや活動が制限される保育施設等については、施設の集約化を行い、その保育士を効率的に配置し、健全な保育運営を図り、何よりも子どもに寄り添い、保育にかかる時間をこれまで以上に確保することが保育環境の充実、保育力の向上と質の高い幼児教育の提供につながるものと考え、今回の改正を行うこととしております。

参考資料3の2ページをお開きください。

令和6年度の各保育施設の入所状況であります。中段がへき地保育所の状況でございますが、志原保育所につきましては、入所者がいないことで現在休園としております。

柳田保育所につきましては、現在の入所者21名でございます。今年度末をもって、卒園により13名が退所の予定となっております。

へき地保育所への入所者の減少理由として、出生数の減少に加え、それぞれの保育教育施設で提供できるサービスに違いがあり、認可保育所やこども園を選択される方が多くなっていることも大きく影響していると推測しております。

違いといたしましては、給食の提供の有無、保育時間の差、施設の経過年数なども考えられます。

ちなみに、柳田保育所につきましては築53年、志原保育所が築52年となっております。

附則として、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第44号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 議案第45号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律のうち、国民健康保険・被保険者証の廃止に関する改定規定の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、壱岐市国民健康保険条例の一部の字句について、上位法等と統一

化を図るため、整理し改正するものでございます。

議案資料の資料1、改正条例、新旧対照表の13ページ、14ページを御参照願います。

第4条第2号中、「児童のうち」を「児童にあつて」に改め、第5条3号中「以降」を「以後」に、第4号の字句を整理し、国民健康保険法第42条第1項第4項の規定が適用されるものである場合、10分の3に改めるものでございます。

また、9条中、「国民健康保険法第72条の5」を「法第72条の5」に、第13条中「第9項」を「第5項」に改め、もしくは虚偽の届出をした場合、または同条第3項もしくは第4項の規定により、「被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を、「被保険者証が廃止になることから、または虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第13条の改正規定は令和6年12月2日からといたしております。

なお、マイナンバー法等の経過措置に関する政令第9条の規定により、なお、従前の例によることとされている場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用について、経過措置を設けております。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第46号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置。名称、壱岐市ケーブルテレビ施設。位置、壱岐市郷ノ浦町本村触684番地1。2、指定管理者、熊本県阿蘇郡高森町大字高森980-8、光ネットワーク株式会社、代表取締役河部祐司。3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の選定につきましては公募を行い、その結果1者の応募となり、選定委員会の審査の結果を経て、光ネットワーク株式会社の指定管理者を提案するものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

[財政課課長（原 裕治君） 登壇]

○財政課課長（原 裕治君） 議案第47号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,982万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億4,774万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表繰越明許費として、4款衛生費2項清掃費の勝本自給肥料供給センターバキューム車購入及び7款土木費3項河川費の急傾斜地崩壊対策事業につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として、合計8,103万7,000円を計上しております。

事業の完了予定及び繰越し理由等の詳細につきましては、別添資料2、令和6年度9月補正予算案概要の10ページに記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1、追加のジェットフォイル更新支援事業費補助金は、ジェットフォイル建造期間の令和10年度までの間、航路事業者へ補助を行うもので、限度額を4億4,212万5,000円とし、債務負担行為を行うものでございます。

8ページから10ページをお開き願います。第4表地方債補正の1変更で、以下計上しております各地方債について、県との一時協議による対象事業費の調整及び事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正予算に係る一般財源として、1億5,927万4,000円を計上しております。

なお、令和6年度の普通交付税額につきましては、対前年度当初決定額から0.3%減の90億8,147万7,000円に決定しております。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の障害者医療費負担金は、市内自立支援医療指定医療機関が1か所追加されたことに伴う自立支援医療費増加見込み分の国2分の1負担金を973万円計上しております。合わせまして、16款1項2目民生費県負担金におきまして、4分の1の県負担分486万5,000円を計上しております。

同じく、15款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー制度に係る中間サーバー更新に係る国の100%補助金で、387万6,000円を計上しております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の長崎農業デジタル化促進事業補助金は、農業生産におけるデジタル化技術導入に対する補助金で、2組織に対する県3分の1、市10分の1の割合で負担する補助金42万8,000円を計上しております。

18款寄附金1項2目指定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金500万円及び松永記念館に係る指定寄附金100万円を計上しております。

次のページをお開き願います。16ページから17ページ、19款繰入金1項1目基金繰入金のふるさと応援基金繰入金は、当初、学校施設等の工事関係に地方債と基金を充当しておりました事業につきまして、充当率の高い地方債への振替が可能となったため、基金繰入金を減額するもので、520万円を減額いたしております。

21款諸収入4項3目雑入の全国消防操法大会助成金は、長崎県消防協会からの助成金300万円を計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回、人事異動、会計課の異動に伴う職員給与費等の組替え補正を行っております。給与費明細書につきましては、50ページから53ページに記載しておりますので、御参照願います。

今回の補正予算の主な事業内容につきまして、別添資料に令和6年度9月補正予算案概要で御説明いたします。

2ページをお開き願います。2款総務費1項6目企画費の交通対策費、ジェットfoil更新支援事業費補助金は、航路事業者のジェットfoil建造に係る費用について、国4分の1、県8分の1、壱岐市、対馬市がそれぞれ16分の1を負担し補助するもので、令和6年度分の補助金4,912万5,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、同じく6目企画費の外部人材活用推進事業は、まち

づくり協議会の取組支援のための地域活性化企業人の副業型に係る費用及び地域おこし協力隊の起業支援補助金に、それぞれ100万円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、3款民生費2項1目児童福祉費の乳幼児・母子寡婦福祉医療費は、小中学生の福祉医療費現物支給化に向けてシステム改修を行うもので、96万8,000円を計上しております。

次の放課後児童クラブ等育成支援事業は、設備の更新・防災防犯対策の備品購入に対して、国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担割合で支援するもので、200万円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費の園芸ブランド力強化対策事業は、壱岐市農協が国の補助事業を活用し、賃貸型の園芸用ハウス整備を行うにあたり、補助対象外となる費用について2分の1を補助するもので、623万7,000円を計上しております。

7ページをお開き願います。6款商工費1項4目観光費、観光振興費の西のゴールデンルート実行委員会負担金は、西日本の官民が連携し、西日本、九州への誘客事業を行う西のゴールデンルートアライアンスに加盟し、国内外への情報発信等を強化するもので、50万円を計上しております。

次のページをお開き願います。8ページ、7款土木費7項2目住宅建設費は、平成30年度から令和3年度にかけて交付された社会資本整備総合交付金について算定誤りであった国庫出資金の返納金2,658万7,000円を計上しております。

8款消防費1項2目非常備消防費の消防操法大会事業費は、宮城県で開催される第30回全国消防操法大会のポンプ車操法の部への出場経費890万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。9ページ、9款教育費5項6目文化財保護費の松永記念館管理費は、指定寄附金を将来的な施設整備の財源として基金に積み立てるもので、100万円を計上しております。

以上で、議案第47号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

〔保健環境部部长（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部长（草合 正吉君） 議案第48号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,953万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,704万9,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,566万7,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入でございますが、3款、4款、5款につきましては、地域支援事業交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき人件費の補正財源といたしまして、それぞれ予算計上をいたしております。

8款1項1目繰越金は、今回の補正財源といたしまして、3,309万2,000円を追加いたしております。

10ページから13ページをお開き願います。歳出でございますが、3款地域支援事業費につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。また、6款1項2目償還金につきましては、令和5年度の介護サービス費及び地域支援事業費の実績に基づく精算返納金総額5,086万7,000円を予算計上いたしております。

14ページからは、人件費補正に係る給与費明細書でございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第49号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,091万3,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正、5ページから7ページは事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明いたします。歳入財源と

いたしましては、一般会計繰入金を458万7,000円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正について御説明いたします。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますが、人事異動などによる人件費の補正で458万7,000円を計上いたしております。

給与費明細書につきましては、12ページから15ページのとおりでございます。

以上で、議案第49号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 認定第1号令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計245億3,078万5,061円、歳出合計239億2,715万6,513円、歳入歳出差引残額6億362万8,548円となっております。

決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、124ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が6億362万8,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、（2）繰越明許費繰越額が7,790万7,000円でございますので、これを差し引いた5の実質収支額は5億2,572万1,000円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和6年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページから6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和5年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。基金中、決算年度末現在高、これにつきましては、令和6年3月31日現在高となりますが、一般会計分は99億9,974万6,000円で、前年3月末より7億6,523万円の増となっております。

また、定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和5年度の決算状況につきましては、国の低所得世帯等への給付金事業や、芦辺港ターミナル整備事業、高機能消防指令センター整備など、大型事業を実施したこと及び令和5年度が公債

費のピークであったことなどによりまして、歳入総額は対前年度比2%増、4億7,830万5,000円の増、歳出総額は、対前年度比2.3%増、5億3,738万4,000円の増となっております。

そのほか、令和5年度の決算状況及び主要施策については、別添資料3、令和5年度各会計決算概要の7ページ以降の、令和5年度における主要施策の成果説明に記載のとおりでございます。

以上で、令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 認定第2号から認定第4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業歳入合計34億488万7,033円、歳出合計33億9,231万9,121円、歳入歳出差引残高1,256万7,912円、直営診療施設設定は、歳入歳出それぞれ4,895万5,914円でございます。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税の状況は記載のとおりでございますが、令和5年の収納率は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして96.5%でございます。滞納繰越分の収納率は14.93%となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。4款1項1目保険給付費等交付金は、医療費及び保健事業等への長崎県からの交付金でございます。6款1項1目一般会計繰入金は、法定繰入でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入不足を補うため、3,600万円を繰り入れております。

16ページ、17ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る事務費でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。2款保険給付費の総額は、25億854万

7,305円となっております。

20ページ、21ページをお開き願います。2款4項1目出産育児一時金は11件、2款5項1目葬祭費は59件、2款6項1目疾病手当金は、1件の支給となっております。3款国民健康保険事業費納付金は、国保運営に係る長崎県への納付金でございます。

22ページから25ページをお開き願います。5款保健事業費でございます。2項1目特定健康診査等事業費は、医師会の御理解と御支援の下、実施しておりました特定健診の実績でございます。受診率につきましては、速報値で42.8%、最終の11月の法定報告は、昨年並みの44%を見込んでいただいております。2項2目特定保健指導事業費は、令和5年度も市内4会場で結核説明会をはじめ、委託医療機関の御支援の下、生活習慣病予防を含めた各種保健事業を行っております。

34ページ以降は、直営診療施設勘定の事項別明細書で、湯本診療所の運営に関わるものでございます。

次に、認定第3号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開きください。歳入合計3億9,154万6,312円、歳出合計3億8,420万1,495円、歳入歳出差引残額は734万4,817円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明いたします。

6ページ、7ページをお開き願います。まずは歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料の収納状況は記載のとおりであり、保険料収納率は99.76%、滞納繰越分が24.77%となっております。4款1項一般会計繰入金は、事務費及び保険基盤安定分を合わせて1億4,293万5,776円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億8,231万6,431円でございますが、その内訳は、保険料分2億4,093万3,719円、保険基盤安定分1億2,765万7,518円、広域連合への市町負担分といたしまして1,372万5,194円となっております。

次に、認定第4号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1 ページをお開き願います。介護保険事業歳入合計 38 億 9,764 万 859 円、歳出合計 37 億 963 万 4,157 円、歳入歳出差引残額 1 億 8,800 万 6,702 円、介護サービス事業勘定は歳入合計 3,644 万 7,791 円、歳出合計 2,860 万 2,511 円、歳入歳出差引残額 784 万 5,280 円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

6 ページから 11 ページを御参照ください。まず、歳入でございますが、1 款介護保険料の収納状況につきましては記載のとおりであり、保険料収納率は 99.68%、滞納繰越分 3.88% となっております。3 款、4 款、5 款及び 7 款につきましては、介護サービス費、地域支援事業費並びに事務費への法定負担及び法定繰入れに基づくものでございます。

12 ページ、13 ページをお開き願います。次に、歳出でございます。1 款総務費は、介護認定審査会などの運営事務費でございます。

14 ページ、15 ページをお開き願います。2 款介護給付費の総額は 33 億 3,045 万 8,279 円となっておりますが、これは令和 4 年度と比較し、約 1 億 8,555 万円の増額となっております。

理由といたしまして、令和 4 年度まで新型コロナの影響により、介護サービス等の利用控えや受入れ自粛がありました。感染症法上の 5 類に移行されて行動制限等がなくなったことから、利用者が増え増額になったものと分析いたしております。

3 款 1 項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援総合事業費認定者への介護予防サービスや配食サービスの費用でございます。

16 ページ、17 ページをお開き願います。3 款 2 項一般介護予防事業費は、介護予防の実施に向けた実態把握や普及事業、ハイリスク者への個別指導事業などの費用でございます。3 款 3 項包括支援事業、任意事業費につきましては、高齢者総合相談支援事業や認知症総合支援事業などの費用でございます。

18 ページ、19 ページをお開き願います。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業の安定的な運営を確保する目的に、1,000 万円を積み立てております。

28 ページ以降は、介護サービス事業勘定の事項別明細書で、壱岐市地域包括支援センターの運営に関わるものでございます。

以上で、認定第 2 号から 4 号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 認定第5号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計4億9,739万3,215円、歳出合計4億2,980万8,402円、歳入歳出差引残額は6,758万4,813円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額4億9,199万2,000円に対しまして、収入済額は4億9,739万3,215円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額4億9,199万2,000円に対しまして、支出済額は4億2,980万8,402円でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入でございますが、1款1項1目の下水道使用料調定額7,205万8,324円に対しまして、収入済額6,901万4,824円であり、収入未済額は304万1,420円でございます。

その内訳といたしまして、現年度分調定額が7,007万5,980円に対しまして、収入済額が6,841万2,710円で、収納率は97.6%と、前年度より1.9%低下をいたしております。収納率が低下した主な要因といたしましては、令和6年度より公営企業会計へ移行したことから、下水道事業特別会計は令和6年3月末までの打切決算となります。したがって、4月、5月の出納整理期間中に納付いただいた使用料につきましては、令和6年度下水道事業会計での収入となります。

滞納繰越分調定額は198万2,344円に対しまして、収入済額が60万2,114円で、収納率は30.4%と、前年度より2.7%向上しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10ページから17ページには、事項別明細書の歳出について、1款から3款までを記載しております。

18ページは、実質収支に関する調書でございます。歳入から歳出を差し引きまして、実質収支額は6,758万4,000円となっており、決算上は残額が大きくなってはおりますが、3月末打切決算により未払い金が発生しては、4月以降の請求により3,548万713円を令和6年度に下水道事業会計から支出をいたしております。

主要事業につきましては、資料3、令和5年度における主要施策の成果説明、24ページに記

載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案説明を続けます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 認定第6号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。

歳入合計でございますが1億2,271万5,181円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引算額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億2,558万2千円、収入済額は1億2,271万5,181円でございます。

4ページ、5ページ目をお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億2,558万2,000円、支出済額は1億2,271万5,181円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入歳出決算の事項別明細書のうち、まず歳入の事項別明細書でございます。

1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額は1,454万6,760円となっております。令和5年度の乗船者数などでございますが、乗船客は3万6,894人、車両が1,257台で、令和4年度に対しまして乗船客は2,738人の減、車両は59台の増でございます。乗船客数減少の主な理由でございますが、前年度と比較しまして、人口の減少及び児童等の減少に伴いまして、定期券購入者の減少が主な要因と考えております。

2 款の国庫支出金でございますが、予算現額 3,935 万 6,000 円に対し、収入済額が 4,936 万 1,020 円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。今回、増額となった理由といたしましては、国の補正予算において、燃油高騰等に伴う追加支援措置が取られたためでございます。

3 款県支出金でございますが、予算現額 2,527 万 8,000 円に対し、収入済額が 1,931 万 327 円となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込み額から国の補助金を控除した 2 分の 1 の額となります。

次に 4 款繰入金でございますが、予算現額 4,594 万 1,000 円に対し、収入済額が 3,949 万 1,721 円となっております。

歳出につきましては、8 ページから 11 ページに歳出の事項別明細書を記載しております。8 ページ、9 ページをお開き願います。

1 款運航費 1 項運航管理費 1 目一般管理費の 1 2 節の委託料 164 万 1,000 円の主なものは、乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務などの費用でございます。

2 目業務管理費の 1 0 節需用費 3,956 万 2,449 円の主なものは、燃料費 1,322 万 2,858 円、修繕費 2,600 万 9,164 円で、燃料費は年間約 14 万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては中間検査費用、相入居費用、機関部の小修繕の費用でございます。

1 2 節委託料 468 万円は、陸上作業業務委託料でございます。

12 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出いずれも 1 億 2,271 万 5,000 円となっております。歳入歳出差引額はゼロ円となります。

以上で、認定第 6 号の説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 認定第 7 号令和 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和 5 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1 ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。

歳入合計1億6,952万2,174円、歳出合計1億5,256万6,067円、歳入歳出差引残額1,695万6,107円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億6,191万9,000円に対しまして、収入済額は1億6,952万2,170円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億6,191万9,000円に対しまして、支出済額は1億5,256万6,067円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料は機械使用料で、調定額5,877万650円に対しまして、収入済額5,753万3,150円であり、収入未済額は123万7,500円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が5,764万3,680円に対しまして、収入済額が5,670万5,160円で、収入未済額が93万5,820円で、収納率は98.4%でございます。滞納繰越分調定額が112万6,970円に対しまして、収入済額が82万7,990円で、収入未済額が29万8,980円で、収納率は73.5%でございます。今後も引き続き、徴収対策の強化に努めてまいります。

3款繰入金については650万円で、備品購入費の財源として減価償却基金から取り崩しを行っております。

4款繰越金については3,195万4,811円で、前年度の繰越金として収入いたしております。

5款1項1目受託事業収入は、道路・公園等作業受託料収入7,299万6,927円でございます。

2項1目歳入は、災害による建物災害共済金等53万7,286円でございます。歳入合計1億6,952万2,174円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、主に需用費3,631万5,830円の内訳で主なものは、消耗品が2,127万5,193円、燃料費が924万60円、機械等修繕料567万9,320円を支出いたしております。

17節備品購入費として833万8,000円で、トラクター65馬力1台とバールグラブ・ラッピングマシン各1台を購入いたしております。

18節負担金補助及び交付金6,657万6,544円は、農業機械銀行振興会で雇用する機械オペレーター及び作業員の賃金等相当額を振興会負担金として支出したものでございます。歳出

合計1億5,256万6,067円でございます。

次に、10ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引しまして、実質収支額は1,695万6,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 認定第8号令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算報告書の2ページ、3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございますが、収入第1款の水道事業収益につきましては、予算額7億4,897万円に対しまして、決算額は7億5,790万9,416円でございます。

支出でございますが、第1款の水道事業費用の予算額8億9,683万8,000円に対しまして、決算額は7億9,202万8,393円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございますが、収入第1款の資本的収入につきましては、予算額3億914万8,000円に対しまして、決算額は2億9,645万4,947円でございます。支出第1款資本的支出につきましては、予算額4億8,205万4,000円に対しまして、決算額は4億6,109万3,600円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,463万8,653円は、当年度消費税資本的収支調整額2,330万4,668円、過年度分損益勘定留保資金1億4,133万3,985円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が4億9,226万9,805円、営業費用が7億1,957万2,764円、営業損失が2億2,730万2,959円、営業外収益が2億1,070万4,430円、営業外費用3,178万4,909円、計上損失は4,838万3,438円です。特別利益が641万497円、特別損失が659万6,613円、当年度純損失は4,856万9,554円となり、当年度未処理欠損金は5,757万1,713円となっております。

8ページ、9ページは余剰金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。

未処理欠損金5,757万1,713円が繰越欠損金となっております。

12ページ、13ページは貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

水道事業会計は、計画的に老朽化に伴う各種施設の年次的更新を図り、適正な維持管理に努めておりますが、施設の維持・更新費用に加え、企業債の元利償還金が大きな負担となっております。一般会計からの基準外繰入金なしでは、経営が成り立たない状況であります。引き続き健全な事業運営に向け、最大限努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部长（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで、市長提出議案等の説明が終わりました。

ここで、監査委員に対し、財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和5年度壱岐市一般会計及び特別会計、水道事業会計並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、市長より提出を受けました、決算書類について法令等に適合し、かつ適正に表示されているか、また、例月現金出納検査、定期監査の結果も斟酌し、壱岐市監査基準等に準拠いたしまして、決算の審査を行いました。その結果につきましては、本日提出いたしております各審査決算書により報告をいたします。各意見書の計数等につきましては、決算書・決算統計資料等から掲載をいたしております。報告につきましては、本日の議事日程の順序で行いたいと思います。

初めに、報告第11号令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率について、資料の後に添付しております審査意見書の1ページをお開きをお願いしたいと思います。

1ページの第5の審査の結果でございます。1の健全化判断比率につきましては、実質赤字連結、実質赤字とも赤字はございません。でしたのでゼロとなっております。実質公債費比率、将来負担比率につきましては、いずれも早期健全化判断比率の範囲内となっております。

次に、2ページをお開きを願いたいと思います。

2の資金不足比率でございますが、この資金不足比率につきましては、各会計事業とも資金不足は生じておりません。

3ページをお開き願いたいと思います。

第6の審査意見、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令に従って正確に作成され、財政健全化判断比率及び資金不足比率、いずれも基準内であ

り適正であると認められます。

次に、認定第1号から第7号までの令和5年度壱岐市一般会計特別会計決算認定、財産に関する調書の資料の後に添付しております審査意見書、2ページをお開きを願いたいと思います。

第5の審査の結果で、ここに掲げております。総括としては決算規模の内容、それから統計資料等の内容を記載しております。

1 2ページをお目通しを願いたいと思いますが、ここでは一般会計の歳入歳出の状況などを掲載いたしております。

3 4ページからは特別会計の歳入歳出決算書を掲げております。

5 2ページ以下からは財産に関する調書、基金運用状況等の状況を掲げておりますので、お目通しをいただければと思います。

6 0ページをお開き願いたいと思います。

第6、審査意見でございます。審査に付されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は法令等に定められました内容に準拠し、決算数値等に基づき作成され、適正に表示しているものと認められます。

なお、次のとおり事務の執行管理について改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1 つ目に財務に関する事務について、現金の盗難、収入調定及び支出負担行為の遅延等見受けられましたので、規定に定められました事務処理等を励行し、より適正な事務の処理をすることが求められます。

2 の債権保全管理では、延滞債権の中で債務承認等の債権の実在性を確保する手続が必要な債権がありますので、これらを明確にしてもらう必要があります。

3 番目には、未収債権につきましては、下記の表のとおりでございますが、新規滞納の発生防止等債権回収による財源が重要であり、収入未済額の発生を抑制することが求められております。表の債権額はお目通しをいただきたいと思います。

4 の財産に関する調書の中で、災害援護資金貸付金、高等学校奨学資金貸付金が長期延滞となっているもの、基金運用状況調書の中の奨学金運用基金で弁済期限が到来し、延滞となっているものが認められております。

5 に、財政面では、近年厳しい社会情勢等によりまして、市税等の自主財源の伸び悩み、地方交付税等の減少で、財源の確保が困難な状況となっております。令和3年12月に策定された壱岐市財政基盤確立計画及び令和4年3月に改訂された壱岐市公共施設個別施設計画の取組を強化し、社会情勢の変化に対応できるようなことが必要であると思われま

しては下記のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、公営企業でございますけれども、認定第8号老岐市水道会計欠損金の処理及び欠算の認定について、資料の後に添付しております審査意見書の1ページをお開きを願ひたいと思ひます。

第5の審査の結果でございます。経営状況につきましては、給水戸数が1万1,306戸で、前年度より120戸減少をしております。年間給水量は377万3,007立米で、有収水量は267万4,147立米となっており、有収率が70.88%となっております。これは前年度に比べて5.7ポイントの増加となっております。

財政状況におきましては、過去3年間の営業収益の減少、一方、営業費用はほぼ一定をしております、令和5年度も同様な状況で4,857万円の純損失の結果となっております。

なお、損失補填の目的で積み立てられていた利益積立金が、令和5年度末の残高ではゼロとなっております。

2ページをお開き願ひたいと思ひます。

(6)の欠損金処理計算書についてでございます。欠損金処理計算書につきましては、前年度からの繰越欠損金902万円と、本年度赤字欠損金4,857万円を加えたもので、未処理欠損金として5,757万2,000円となっております。

第6の審査意見です。欠損金処理計算書は法令及び条例に従って作成されていると認められます。決算報告書及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計に定める会計の原則に従って適正に表示していると認められます。水道料未収金につきましては、債権回収を図るとともに、債権の実在性を求めるための保全管理に努める必要があると思われまひます。

以上、各会計の審査の結果の報告を終わります。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第27. 請願第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第27、請願第1号についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。13番、中田恭一議員。

〔紹介議員（中田 恭一君） 登壇〕

○紹介議員（13番 中田 恭一君） 請願の説明をさせていただきます。

令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願。

請願者、へき地保育所の存続を望む会共同代表、颯川加奈江、田中愛妃、柳田保育会長法村洋介、紹介議員中田恭一。

請願の趣旨としまして、令和6年8月6日、20日に行われました柳田地区保育所保護者合同説明会において、いきいろ子ども未来課より、へき地保育所の閉所に関する説明が行われました

が、柳田地区公民館への説明は8月6日が初めてであり、地域住民が十分に納得できていない状況での閉園、令和7年3月末は望ましくありません。柳田保育所保護者も保育所の立地や小規模保育の環境を望んでいます。市と地域、保護者、子育て世代間に大きな溝があり、今後は市と地域、保護者が溝を広げるのではなく、寄り合いながら新たな保育所運営を行っていただくために、次のことをお願いします。

請願事項1、柳田地区の立地を踏まえ、柳田地区の必要性を見るために、今年度募集園児の制限をかけずに閉園の延長を行うこと。

2、今後、閉園については、必要性・民間保育所との調整を図りながら、地域住民や保護者には丁寧に説明を行い進めていくこと。

3、閉園延長期間内に、新たな保育環境を望む市民の意向に寄り添い、認定こども園の具体的な計画や今後の保育所運営について再検討すること。

以上です。

〔紹介議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月10日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後0時31分散会

令和6年 壱岐市議会定例会 9月 会議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和6年9月10日 午前10時00分開議

日程第1	報告第6号	令和5年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第7号	令和5年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第3	報告第8号	令和5年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第9号	令和5年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第10号	令和5年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第6	報告第11号	令和5年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	議案第42号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第43号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第44号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第45号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第46号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市ケーブルテレビ施設)	質疑あり、産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第47号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第13	議案第48号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第49号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	認定第1号	令和5年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、決算特別委員会付託
日程第16	認定第2号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	認定第3号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託

日程第18	認定第4号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	認定第5号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	認定第6号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	認定第7号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第22	認定第8号	令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第23	請願第1号	令和6年度へき地保育所の閉園延長に関する請願	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	村田 靖君	議会事務局次長	松永 淳志君
議会事務局書記	柳原 隆次君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	草合 正吉君	農林水産部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
代表監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

14番、市山繁議員から、遅刻する旨の届出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第6号～日程第6. 報告第11号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、報告第6号から日程第6、報告第11号までの6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

報告第8号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐栽培漁業振興公社に関する経営状況報告が出されておりますので、それに関わって質問をさせていただきます。

昨年、組織改革といいますか、事業をまとめられて、この振興公社に経営を一本化する旨、それから、基金を取り崩して運営に当たるとか、そういう改革がなされたわけではありますが、それを受けて、報告を見ますと、昨年は、公社としてはアワビだけの放流事業だったのが、他の事業も含めて、アワビ、赤ウニ、クエ、青ナマコ等の事業へ拡大されているということが報告があります。その点でお伺いいたします。

放流事業を続けているわけではありますが、一方で、磯焼けの進行が大きく問題になっていると。そういう中での放流事業、壱岐漁業に対して、どのような効果をもたらしているのかという点での検証があるのかということで、アワビ、赤ウニ、クエ、青ナマコ等の今回放流されたものの近年の水揚げ量を含めた漁業への影響、効果について、どのような見解があるのかお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） おはようございます。4番、山口議員の、近年のアワビ、赤ウニ、クエ、青ナマコの水揚げ量の推移についての御質問にお答えをいたします。

アワビ、赤ウニ、クエ、青ナマコの水揚げ量ですが、過去3年間の実績を申し上げます。令和3年度は、アワビ926キロ、赤ウニ1キロ、クエ3万6,396キロ、青ナマコ659キロ。令和4年度は、アワビ796キロ、赤ウニ3キロ、クエ3万4,741キロ、青ナマコ615キロ。令和5年度は、アワビ836キロ、赤ウニ1キロ、クエ2万7,029キロ、青ナマコ472キロとなっております。全ての魚種で減少傾向となっております。

要因としましては、アワビ、赤ウニにつきましては、平成28年度から急速に進んだ磯焼けが大きく起因しており、併せて、資源の減少に伴い組合員数が減少していることも影響していると考えております。

一方、青ナマコにつきましては、コロナの影響で中国への輸出が激減し、さらにはアルプス放流水で中国への輸出が完全休止したことが要因と思われ、このため、令和7年度から青ナマコ種苗の放流を中止する漁協もございます。

令和2年度には、大きな要因である磯焼けの状況を鑑み、アワビ、赤ウニの放流数を2割減少させているところです。

また、令和元年度より本格的に磯焼け対策を進めており、現在、郷ノ浦地区沿岸から藻場の回復が確認されておりますので、今後も引き続き磯焼け対策を推進するとともに、放流事業を継続させることにより、磯の資源の回復を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 水揚げの推移については、全体として減少傾向とか組合員数の減少等による水揚げとか、それから中国への輸出の停止等、そういうマイナス要因を加味して下がったんだろうということですが、今後もこういう傾向は、組合員数の減少というのは続くだろうと。そういう中で、逆に言えば、水揚げ量が上がって、そして漁師の皆さんの収益が上がるような状況がなければこの傾向は続くんではないかなということでした。

そういう意味で、今回基金を取り崩して、予算規模を一定増えたんではないかということですが、一方で、磯焼け対策との関係です。磯焼け対策が大いに進むとか、磯焼け対策が進んでいるところに放流をすとか、そういう磯焼け対策を進めながら放流の効果を上げるとか、そのあたりの今後の取組、磯焼け対策との関係でどのような考えか、お聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） ただいまの山口議員の追加の質問にお答えさせていただきます。

まず、放流に関して、あまり効果が上がっていないという部分に関しては、現状では効果は高いとは思いませんが、種苗放流をしなければ全く資源が残らないという状況にあります。今後、藻場の回復に合わせて、効果も上向きになるというふうに考えております。

また、放流のやり方等につきましては、議員が言われるように、藻場が回復したところに重点的に放流するなど、その部分も考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ効果的な放流と事業にするために、磯焼け対策の進展が、少しずつは進んでいるということですが、壱岐市全体ではなかなか進んでいない。それから、県への要望でも、勝本とか箱崎の辺りに囲ってイスズミの防御のための柵とか、そういう磯焼け対策が要望されていますが、そのあたり、磯焼け対策の進展との関係でいうと、磯焼け対策の進展は進むということで認識されているのでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） ただいまの山口議員の追加の質問にお答えさせていただきます。

磯焼け対策につきましては、議員も言われますように、知事にも要望するようにはいたしておりますが、県下でも一番壱岐が磯焼け対策が実を結んでいる地区でございます。今後も引き続き、磯焼け対策に重点を置いて進めていきたい。それが、壱岐市の水産業の発展につながるものというふうに考えて、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 次に、報告第10号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） 報告第10号令和5年度ふるさと商社に係る経営状況の報告についてお尋ねいたします。2点お尋ねいたします。

まず、1点目です。売上げや受託収益が拡大し、経費削減に努められ、収益が発生し、納税が実現されていることに対して、高く評価しております。今回の貸借対照表における未払い法人税等の内訳を教えてください。

2点目です。壱岐市ふるさと商社は、公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人であると考えますが、法人税法上の非営利型法人の要件を満たされているのでしょうか。お願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 武原議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目の貸借対照表における未払い法人税等の内訳でございますが、法人税等の支払期日は、事業年度終了日の翌日から2か月以内とされており、壱岐市ふるさと商社の決算日、令和6年3月31日でございますが、その時点では、未払い法人税等との勘定科目で貸借対照表に記載することになります。

276万6,300円の内訳は、法人税、国税でございますが、185万5,600円、法人県民税、事業税、県税でございますが、71万9,500円、法人市民税、市税でございますが、19万1,200円となっております。

次に、2点目の、壱岐市ふるさと商社は、法人税法上の非営利型法人の要件を満たしているのかという御質問でございますが、非営利型法人の要件は、非営利性が徹底された法人、そして、共益的活動を目的とする法人の2つであり、このうち、壱岐市ふるさと商社につきましては、非営利性が徹底された法人の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） はい、内訳について。その前に、年度の3月31日まででは未払いということでの計上でということでしたが、決算の総括のほうでは税金のほうに書かれておりました。で、内訳で、法人税、また県民税、市民税等の内訳、いただきました。令和5年度は、結局消費税の枠がなかったのは、これはインボイスの方にお支払いがあったということで、消費税の欄がなかったということでしょうか。4年度は100万円ほどの消費税としてその欄がありました。5年度からそれが消えておまして、こちらの額がもし分かれば教えてください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 武原議員の追加の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

消費税につきましては、昨年度消費税という項目を掲げておりました。決算書の表記の仕方で会計士とも相談をいたしまして、今回、租税公課ということで掲げております。消費税の額につきましては、101万6,900円ということで納付をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。

では、昨年度とほぼ変わらないぐらいの消費税を払われているということですね。ふるさと商社さんは7回決算をされて、今回8回目、8期目、今されていると思っておりますが、4年度が最高の収益、また5年度もそれに次ぐ収益として、納税もきちんとされている、本当に頑張っておられると思います。

一般の法人になりますと、必要経費等々を使いながら、税金を市民のほうに使えるものがあつ

たりとかいうことを、普通は会社の場合はされるんですが、そのあたりも今後検討されては思
って御質問いたしました。

また、最終的にはふるさと商社、自走化するということになるかと思えます。実際、今年度で
国の補助金が終了と聞いておりますので、今後の見通しと、今年度も同様の動きなのか、それも
ちょっと含めてお答えいただけますか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） ただいまの武原議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年度で国の交付金が終了するようになっております。その点におきまして、内部でも協
議をしております。そしてまた、県の方にも活用できる補助金等がないかということで、今、相
談をしているところでございます。

いずれにせよ、来年度からもふるさと商社を続けていくために、何らかの方策を見出していき
たいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 同じく、報告第10号について、山口欽秀議員の質疑を認めます。山口
議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ふるさと商社の売上げの点でお伺いいたします。

先日、地方創生推進交付金の効果検証会議がありまして、そこに出されたわけではありますが、
目標に対して達しなかったと。大きく売上げが今年度落ちたということで、達成度Cというよう
な評価であったわけであります。実質、94%まで落ちたということでありますが、事業拡大を
する上で、この原因、それから今後の売上げ増について、どのようなお考えかということをも
一つ。

もう一つは、一方でふるさと納税を壱岐は推進して、ふるさと納税での収益を目指している
という状況があります。扱う商品は大いにダブっているという状況があるわけで、そのふるさと商
社を今後続けていく上で、ふるさと納税との関係をどのように、すみ分けといいますか、経営を
競うのか、いろいろあると思いますが、そのあたりの考え方をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

1点目の売上げが大きく下がった要因と、今後の売上げ増への方策をどう考えているのかにつ
きましては、令和5年度の売上げは、対前年度比で94.7%、295万6,107円減少して
おります。減少が大きい部門は卸売事業であり、取引先の飲食店等の経営状況等に左右される部分
が大きく、取引数量も上下することになります。

その中でも、減少の主な要因事例としては、飲食店において、本市出身の料理長が退職された

ことで取引がなくなったことなどであります。売上げ増の方策につきましては、1つ目は福岡市内のホテルへの営業強化、2つ目はふるさと納税強化であります。

福岡市内のホテルへの営業強化理由につきましては、飲食店のように流行や景気の影響を受けにくく、安定した取引につながることを期待できることからであります。ふるさと納税強化につきましては、日本全体で令和5年度の寄附額が初めて1兆円を超え、寄附人口も1,000万人と伸びておりますが、一方で納税業務者の6分の1にとどまっており、今後さらに伸びていくことが期待できることからであります。

次、2点目の、ふるさと納税の取組を進める考えはないのかにつきましては、1点目の御質問の答弁で少し触れましたが、重要な取組であると考えております。ふるさと商社におけるふるさと納税による売上げは、令和3年度は21万5,278円でありましたが、令和4年度に267万9,267円、令和5年度には383万7,777円と大きく伸びております。

令和5年度の売上げによる本市への寄附額は1,343万7,000円であり、その2分の1となる670万円は市の財源となっており、ふるさと商社の決算書など表に出ない部分での設置効果だと考えております。

今後も、ふるさと納税をはじめ島の製品の販売促進、販路拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、取扱いの返礼品でございますが、壱岐牛とプライベートブランドであります卵の黄金〇、この2品を扱っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 料理長が亡くなったからということではありますが、景気の回復がどこまで戻るかも含めて、壱岐牛を含めた壱岐製品の消費拡大を進める必要があるということでありましょうが、その中で、やはり壱岐の事業者の経営をどう支援するかという点での視点で見たときに、今回の事業報告でいうと、新商品の開発は1件から3件へ増えた。それから、売上げが前年度より120%増えたのが目標の2業者だったのが、目標の2業者に対して9業者だというような一定の評価があるわけですが、壱岐全体の経済を活性化させるというか、産業をもう少し広げる上では、もう少し思い切った地元支援のための施策が必要ではないかなということと、その点でのもう一回売上げ増に対して。

それから、今言われたふるさと納税とふるさと商社は、お互いに切磋琢磨すれば収益が上がるというふうにお考えですが、逆に商品の奪い合いというか、ふるさと商社が本来広げたいんだけど、結局ふるさと納税でそこに消費が、そっちへ商品が流れるというような悪循環、お互いにマイナスの点は考えていないのか、相乗効果で伸びるという点で考えていらっしゃるのか、その

あたりでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、事業者支援のほうでございますが、御指摘のとおりでございますが、今後とも売れる商品の開発に向けて、島内の事業者の皆さんとともにやっていきたいと考えております。

それから、ふるさと納税の商品の奪い合いになるのではないのかというところでございますが、まさに御指摘のとおりでございますが、先ほど品目も2品と言いましたけれども、奪い合いにならないような形でふるさと商社のほうが抑えている形でございます。

その中でどのように売っていくかというところなんですけれども、先ほど申しましたプライベートブランド、こういったものを何か開発できないかというところで模索しているような現状でございますので、島内の事業者の皆様と、そしてふるさと商社がウィン・ウィンの状態になっていければよいかという考えで取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） インターネットでの全国の国民に対しての、目につくからやっぱりふるさと納税に市民は購入を、誘導されて売上げが上がるわけです。そういう面で、ふるさと商社の特色を生かすという点で、やっぱりそこに国民の目を引くようなものがなければ納税が、そういうことでふるさと納税だというふうに行くと思うんで、その辺りの工夫・努力を求めているかなければならないというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで報告第6号外5件の質疑及び報告を終わります。

日程第7. 議案第42号～日程第11. 議案第46号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第7、議案第42号から、日程第11、議案第46号までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第46号について、質疑の通告が出ておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第46号壱岐市ケーブルテレビに係る指定管理指定についてお伺いいたします。

1つは、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐市が出資して指定管理としてやってきているわけですが、今後のこのケーブルテレビの持っていき方については、どのような検討がなされているのかということ。今後、様々なケーブルテレビに係る機種を含めた更新のための費用拡大が予想される中で、どのような今後の経営をされるのかということ。1つ。

それから2番目は、さきの台風によるケーブルテレビの断線を含めた復旧処理の苦情が様々来ているのではないかと。そういう意味で、今回、指定管理として指名されて出されておりますが、指定管理として問題があるというふうに考えていて、改善も含めて意見が述べられているのか、そのあたりの点をお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

1番目の、壱岐市ケーブルテレビの今後について、どのような検討がなされているのかについてお答えいたします。

壱岐市ケーブルテレビは、平成22年に46億4,200万円で整備し、平成23年4月の開局以降、公設公営により指定管理者が運営してまいりました。ケーブルテレビにつきましては、開局後既に13年を経過し、市内における情報インフラの重要な業務として市民生活に浸透しているものの、施設の老朽化が顕著であり、平成31年に策定した壱岐市ケーブルテレビ施設設備更新計画では、将来における改修費用が27億円を超える試算もございます。そのような中、令和5年3月に、壱岐市情報推進基盤施設事業継続計画を策定いたしました。

なお、本資料を提出資料としまして、タブレットの議案資料の指定管理者選定委員会資料フォルダに掲載いたしております。事業継続手法として、公設公営、公設民営、民設民営等が考えられる中、壱岐市として、将来にわたりどの手法が最も有効なのかについて検討する段階にあると考えています。

事業継続計画を受け、令和5年度からは、県内離島である五島市、対馬市がケーブルテレビ事業を民間移行している部分もあることから、情報を得ながら、さらに民間通信事業者への聴取や国へ補助事業についても確認を行ってまいりました。

令和7年度からの次期指定管理期間においては、さらに他方面にわたる情報収集や調査研究を継続しながら、広く意見を聞くため、検討委員会等を設置し、十分な審議を行う必要があります。また、議会へも御意見を伺いながら方針確定ができるよう考えているところでございます。

次に、2番目の、さきの台風による光ケーブルの断線の修復処理対応への件でございますが、先般からの台風10号におきましては、壱岐市ケーブルテレビの光ファイバーケーブルについても多大な影響が出たところでございます。

8月29日の昼前に情報管理課から、施設管理を行っている光ネットワーク株式会社へ状況確

認を行いましたところ、市内全域からテレビが映らないとの連絡が入り始めたとのことでございました。それを受け、災害警戒本部と情報共有を行ったところでございます。

最終的に、台風によるケーブル断線等の被害数は、市内100か所程度に及び保守管理を行っています光ネットワーク株式会社では、台風による暴風雨が収まるのを待った上で、翌30日早朝から順次修繕を開始いたしました。今回の修復処理対応について、早期復帰を望む連絡を数件受けたとの報告がっております。

今回、市内全域、また三島地区での被害も多かったことや、光ネットワークの通常作業員では人員が足りなかったことから、市内の通信業者へ応援依頼、また市外からも作業員を呼び、市内全域で修繕を一斉に行ったところでございます。

なお、三島地区では、光ファイバーケーブル断線に伴い、三島地区の各自治公民館長様へ電話連絡を行い、各島に設置されている放送設備を使って、身の安全を図っていただいた上で、現地から放送を行っていただくよう御依頼申し上げ、対応を行っていただいたところであります。

また、三島フェリーが運転再開しました8月31日の始発便で作業員が渡航、同日昼過ぎには三島での光ファイバーケーブルの復旧が完了したところでございます。

最終的には、9月2日に市内全ての光ファイバーケーブルの修繕が完了いたしました。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 多額の改修費用が今後見込めるということで、検討が今後なされるということですが、そういう見通しがあるのであれば、経営上、赤字を減らして黒字を拡大する改修のための準備をすると、そういうことが必要ではないかなと。そのためには、今度新しく指定管理になりますが、前5年間の光ケーブルの経営の在り方をチェックして、そういう老朽化対策に対する方策がなされていて今回の指定管理が示されたのかという点で疑問を持つ点をぜひお答え願いたいと思うんですが、決算書を見ますと、ちょっと字が小さくてなかなか見にくいんですが、年度ごとでいくと、テレビの放映については赤字なんです。大幅な赤字。それからネットについては、やっぱり収益を上げている。それから、IP電話については、大きな赤字なんです。そういう事態の中で、よく分からないのは、その他の収益が大きいんです。そのあたり、その他の収益というのは何なのか聞かせていただいて、このテレビとIP電話の収益の赤字に対して、今後どうするのかという考えはあるのかということです。

それとの絡みで、資料の手元の22ページの、3年間の有料サービス加入者の収支見込みというような表があるわけですが、これで本当に6年、7年、8年と経営がちゃんと問題点を回復されながらいくのかという点で、収支想定のところでは、

まず、テレビの加入者数が変わらない。ネットの加入者も100名ずつ増える。IP電話は変

わらないというような、こんな見通しでいいのかと。携帯電話が進んでいるのに I P 電話の加入数がこのままを推移するような予算になるのかと。

それから、売上げについても、令和 6 年、7 年、8 年、こんな何か機械的な収支見通しなんです。そういう見通しで指定管理を進めると、そういう点でいいのかというふうに思いましたが、そのあたりの御意見、お考えを聞かせてください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

御指摘のとおり、ネットの収益のほうプラスということになっております。テレビ、I P 電話についてはなかなか厳しいという状況でございます。

それから、まず機器の部分でございますが、これについては市の方で対応をするようになっておりますので、先ほど、改修費用に 27 億円かかるという試算も出ているというところですが、これにつきましては、毎年、今現在でも改修を行っていております。

将来的にケーブル自体の張り替え等、これがまた多大な金額になると思っておりますので、その辺を踏まえたところで、事業の継続計画を令和 5 年 3 月に策定しております。その中でどんな手法があるのか、先ほど申しました、公設公営、公設民営、民設民営、そういったものはございますので、それを今後検討していくことになろうかと思っております。

それで、その他の収益の部分については、すみません、現在把握しておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、22 ページのところ、このような収支でいいのかというところでございますけれども、公募を今回かけまして、選定委員会を開いております。その中で、特段の厳しい御意見等はございませんでした。これまでの実績も踏まえて、光ネットワークのほうで大丈夫だろうというところで、今回議案を上程させていただいているところでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4 番 山口 欽秀君） 更新については、市がきちっと手当するよという、あとは経営はというふうに言われると、指定管理されたほうはそれでいくわけですから、特に危機感もなく、やれる範囲で、困ったら市がやってくれると、そういうふうな経営をやっぱり市が、もう前提としてあるんじゃないかと、もっと厳しく指定管理に求める、老朽化対策も含めて、今後一体で進めるぐらいのことがあって初めて市民負担がなく進むのではないかなというふうに思うんです。

赤字の大きいテレビ放送については、放送時間を短縮するとかいうようなことで赤字削減できるのではないかと。ケーブルテレビが始まった頃は、そんなに今みたいに放送はしてなかったよ

というわけですよ。それは、やっぱり普通のテレビとは違ってやっぱり民間のドラマとかああい
うところを見るよりは、やっぱりケーブルテレビでは壱岐の情報、壱岐のいろんな災害情報とか、
いろんな取組の情報とか、壱岐市民の情報を主体に流すから、一日中流す、だんだら流す必要は
ないというようなことで始まったように聞いたんです。そういうことも含めたら、テレビ放送の
縮減も含めた内容の充実で赤字削減もできるのではないかと、その状況の中で。そういう意見を
聞きましたので、ぜひ今後の検討課題の中で赤字削減の方策の一つで考えていただきたいとい
うことと、ケーブルテレビの対応です。

今回の台風に対する対応、広域にわたったと。そういうことでなかなか作業が進まずに、1日
半とか2日とかかかったというようなことですが、特に私のところにかかってきたのは、ケーブ
ルテレビのあそこの柳田の受付の女性の対応が市民にとっては不親切だと。やっぱり会社として、
今こういう状況だからこういうふうなことでなっておりますのでお待たせしますという、そう
いう丁寧な対応じゃなくて、極めて困っている市民の気持ちに寄り添う対応じゃなかったという点
で、どんな会社だと、どんな指導をしているんだという声がありましたので、ぜひそういう市民
の立場に立った対応が求められるということで、改善をぜひ市としてもしてもらいたいと、そ
ういう声があったということを伝えて、終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第42号外4件の質疑を終わります。

日程第12. 議案第47号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第12、議案第47号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにし
ておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第13. 議案第48号～日程第14. 議案第49号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第13、議案第48号及び日程第14、議案第49号の2件
を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第48号外1件の質疑を終わります。

日程第15. 認定第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第15、認定第1号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く15名で構成する特別委員会を設置し、審査することにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第16．認定第2号～日程第21．認定第7号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第16、認定第2号から、日程第21、認定第7号までの6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

認定第7号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定第7号壱岐市農業機械銀行の特別会計についてお伺いします。

農業機械銀行は、平成16年から行われていますが、経営の目的が、農業経営の安定と生産性の向上を図るという目的のために持たれているというふうに条例が書かれております。昨今の壱岐の農業状況を見ると、経営が厳しいと、どんどん高齢化が進み、高齢者の農家が農業を辞めざるを得ない、辞めていくという中で、この機械銀行の役割というのは大きくなっている。

特に、農業収入が落ち込んできています。米を生産しても赤字だと、作るよりは買った方が安いよと、そういうような状況が聞かれる。昨今、米不足が言われて急遽米の新米が高く売れると、そういう国の米の政策が農家を苦しめているという状況の中で、壱岐農業機械銀行の経営をどうするのかという点で、今回、基金への繰入れ、それから繰越し、それから支出での積立金への、それから繰越しということで、市が繰入れした以上に繰り越しているというのがずっと続いているわけです。昨年もそこを聞きましたが、市は農家の経営安定を考えたときに、農家のために支援する必要がある。その点で、この農業機械銀行の役割は大きいのではないかと。結局、農業機械銀行が利益を上げるということは、農家の方から利益を吸い取っている。農家に利益が落ちないで、機械銀行の方に上がっている。そういうことですので、景気がよくて農家の収入が上がっていれば、その状況の中でいいのですが、肥料は高い、農業収入は落ちている、飼料を買うのに四苦八苦している、そういう状況の中で、機械銀行の在り方、収益を抑えてでも、農家の経営支援に充てるべきではないかと考えますが、農業の経営の在り方についてはどうのお考えでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 4番、山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農業機械銀行の実質収支額が大きいですが、農家とともに壱岐の農業を支える観点から、経営のあり方を見直すべきではないかとの御質問でございます。

過去5年間の実質収支額を申し上げますと、令和元年度1,343万1,000円、令和2年度725万4,000円、令和3年度2,281万5,000円、令和4年度3,195万

4,000円、そして今回、令和5年度が1,695万6,000円と、その年度によって違いがございます。

農業機械銀行は、その年の天候や作業受託件数、機械の故障、更新など様々な要因で、歳入総額、歳出総額に変動が生じる場所であり、また、今日の燃料費やラッピング等資材代の高騰や所有機械の老朽化による修繕費や更新費等が増額となる一方で、経費の削減にも努めているものの、厳しい経営状況でございます。

そういった中、令和4年度から運営の効率化を図るため、利用料金の改定を行ったところがございます。

また、建設課等から、市道管理・作業等の受託により、事業収入の増額もありまして、実質収支が伸びた形となっております。しかしながら、実質収支額については、繰越し財源といたしまして、翌年度の一般管理費の補正財源にもなっており、併せて、トラクターなどの更新計画もあり、独立採算により効率的な運営を目指すためには、現在の運営を維持したいというふうを考えております。

このことにより、持続的な農業・農家支援がこれまで同様できるものというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 令和4年度の基金からの繰入れが100万円、それから令和5年は基金からの繰入れが650万円というふうに、基金への繰入れがあるのですが、一方で、繰越しについても、令和4年が2,281万円、令和5年が3,195万円、今年はなぜか基金の積立てが2,645万円も基金に積み立てていると。あらかじめ基金に積み立てて、いつでも基金から繰り入れられるようにということではありますが、一方で繰越し金が1,695万円と。合わせると4,140万程度の農業機械銀行から上がっている、利益とは言いませんが、収益があるわけですね、ここに基金と繰越し金で。

これを今言われたような、機械が壊れたらとか、いろいろな経済状況だとか言われますが、それは農家の今の実態を見ていないというふうに思いますが、農家の方が使ってもらって、農家の方が使用料を払って、結局機械銀行が運営されるわけですから、できるだけ農家の方は安くすることで、お金が農家の方に残り、農家経営に役立つわけですから。もう少し、市は会社経営じゃないんですから、潰れる心配はそんなことないわけですから、農家の方が潰れる心配があるんですが、そういう点で、やっぱりこういう多額の基金積立て、繰越し金の存在をもう少しチェックする必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 山口議員の追加の御質問にお答えさせていただきます。

言われるように、農家は厳しいということは、最大限認識をいたしているところでございます。しかしながら、農業機械銀行につきましては、極力独立採算という形で運営を進めておりまして、現在、減価償却基金に約3,300万円ほどございます。それにつきましては、今後の機械も更新をしていかなければならない。今のトラクター等の現状を申し上げますと、耐用年数を超えたトラクターが20台ほどございます。それについては、職員が日々、点検管理等をして、長持ちできるような形で維持しているというふうに思っております。

トラクターも1台買えば600万円、700万円、大きいのであれば1,000万円近くいたします。それを見越して、やはり基金も持ちながら進めていく必要があると思っておりますので、農家は厳しい状況は認識いたしておりますけれども、これまで同様、独立採算を見据えた形での運営を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 独立採算で十分やっっていけるだけの繰り越す予算があるわけじゃないですか。今年だけでも1,140万円がある。これで足りないというわけじゃないでしょう。これをもう少し農家の経営のために役立てようと、そういう気があれば、機械銀行の恩恵も農家の方も感じると思いますよ。

やはり農業経営の安定化、生産性の向上を図らないと、老岐の農業が潰れたら、農家がどんどんやめていったら、それこそ機械銀行を潰れるしかないじゃないですか。逆に、農家が潰れないように農業機械銀行が頑張る、そこにあって初めて両者が今後持続的にいくんじゃないですか。そういう立場での経営を私は見直していただきたいと。

この機械銀行の運営に当たって、この条例の中に、使用料の減免というのがあるんですよ。市長は、公益事業で営利の目的としないものであるとき、また特別の需要があるときに認めるときは、使用料を減額し、または減免することができると、こういうふうに条例に書いているわけですから、今の畜産関係の窮境、不況の中で、農家の方の状況を聞いて、国や県からのいろいろな支援もありますけれども、やっぱり小さいところほどダメージも大きいわけですよ。大きいところは補助金がどんと入ったりする面もありますのでね。そういう面で、この減免を含めた、やっぱりこの苦境の中で農家が生きていけるような、そのための農業機械銀行であるような、そういう運営を望んで、意見として述べて終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで認定第2号外5件の質疑を終わります。

日程第22、認定第8号

○議長（小金丸益明君） 日程第22、認定第8号を議題とします。

質疑の通告がありますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 昨年この場でも質問をしたわけですが、水道料金の滞納、未回収が大きいという状態をどうするのかということをお聞きしました。

未回収について、昨年は3,058件だったのが、今年は3,765件と増えております。未回収金も、8,448万円から8,763万円増えていると、こういうふうで、増えるのが現状です。それから、未納額10万円以上の件数が昨年より増えています。それから未納額も増えています。こういう状況であります。

昨年も十分回収の取組をしますよということで御回答ありましたが、なかなか進んでいないということで、どのような見解なのか、今後どうするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

水道料金の未回収の原因をどう捉えているか、市の対応策はどのようなものかについてですが、初めに、令和5年度の水道料金の収納状況を御説明させていただきます。

現年度分の調定額が5億3,096万8,040円に対しまして、収入済額5億1,599万3,680円であり、収納率は97.18%でございました。滞納繰越分につきましては、調定額が8,440万9,960円に対しまして、収入済額が1,148万2,936円であり、収納率は13.6%でございます。

令和5年度末における水道料金の未収金は、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、8,763万1,914円となっております。

参考までに、本年4月分における水道料金の納付内訳、納付の方法でございますが、口座振替による納付が80%、納付書による納付が20%となっております。未納者のほとんどの方は、経済的理由によるものと考えておりますが、市としましては、未納額がこれ以上膨らまないよう、督促、電話催告、戸別訪問による面談、集金、最終的には一時給水停止等を行い、未納分の回収に努めているところでございます。

議員御承知のとおり、水道料金につきましては、私債権でございますので、令和2年3月31日以前に締結した給水契約に基づいて発生した水道料金請求権は、2年の消滅時効期間が適用されます。できる限り、この時効とならない対応を優先的に行っているところでございます。

しかしながら、日常的な徴収対策では、御理解いただけない、納付いただけない、また、面会

できていない方などもおられますので、年に3回、徴収強化期間を設け、時効を迎えそうな対象者に絞って訪問徴収等を行い、進展がない場合は、一時給水停止を行っている状況でございます。

また、相続人不明のものや、送付先不明のものもございまして、順次対応をしておりますが、現在、本市では水道料金に限らず、税・使用料等の口座振替による納付を推進しておりますので、今後も広報誌・チラシ等による推進を継続するとともに、水道料金の未納回収分につきましては、引き続き、債権管理室との連携を図りながら、一時給水停止を含む未納者対策を強化することで回収率向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 滞納に至った原因が、経済的理由があるよと、ほかにもあるだろうと思いますが、電気、水道、ガス、毎日の生活に関わるものですので、無理に停止するという事は命に関わるわけですが、給水停止にかかった、これは実際に生活している方の給水を停止した事例があるということですか。そのあたり、それをまず聞かせてください。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

給水停止の件でございますけれども、本年度6月に実施した内容について御説明をさせていただきます。

徴収強化期間に、まず、催告書等を未納者の方に送付をいたします。それでも、納付をいただけない方に対しましては、給水停止予告書を、本年は5月14日に31件送付をいたしました。その後、対応いただけない方、6月20日に給水停止を9件、そのうち行っております。

山口議員が言われました、不在でない、在宅のところも含んで9件、給水停止を行っております。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この水道料金の未納、未収金の問題、大きいですし、抜本的な改善という点でいくと、払いたくても払えない経済的な状況も含めた市民生活に関わるがございますので、それは丁寧な回収をしていただきたいというのと、丁寧な中にきちっと市民の理解を得ながらしていただきたいのですが、先ほど言われた給水停止については、日常生活されているところに停止というのは、それは行き過ぎではないかということで、検討していただきたいというふうに思います。

確かに、未納というのは問題ですけど。

そういう意味で、去年よりも今年が増えている、全体として。そのあたりの原因も含めて、しっかり検討されて、回収体制と市民の理解を得られる体制をしっかりとつくっていただきたいとい

うことを申し上げて終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これから委員会付託を行います。

議案第42号から議案第46号まで及び議案第48号、49号並びに認定第2号から認定第8号までの14件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第47号は、議長を除く15名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号については、議長を除く15名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員会の委員の中からとし、委員長に清水修議員、副委員長に植村圭司議員をと決定いたしましたので、報告いたします。

お諮りします。認定第1号は、議長を除く15名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長を除く15名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定による議長を除く15名を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における決算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員会の中からとし、委員長に山川忠久議員、副委員長に樋口伊久磨議員と決定いたしましたので、御報告いたします。

日程第23、請願第1号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第23、請願第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました請願第1号については、タブレットに配信の請願文書表のとおり、所管の委員会へ付託いたします。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月11日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分散会

令和6年 岐阜市議会定例会 9月 会議会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和6年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

9番 清水 修 議員

1番 松本 順子 議員

4番 山口 欽秀 議員

3番 武原由里子 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 松本 順子君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 山内 豊君

6番 中原 正博君

7番 山川 忠久君

8番 植村 圭司君

9番 清水 修君

10番 土谷 勇二君

11番 音嶋 正吾君

12番 豊坂 敏文君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 赤木 貴尚君

16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長

村田 靖君

議会事務局次長 松永 淳志君

議会事務局書記

柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	草合 正吉君	農林水産部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、清水修議員の登壇をお願いします。

[清水 修議員 一般質問席 登壇]

○議員（9番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。令和6年9月会議の一般質問、6月会議では最後でした。今回はトップバッターということで、続けてというようなことになるかもしれませんが、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、9番議員、清水修が通告に従い大きく2点、安全・安心のまちづくりと日本遺産の再認定についてお尋ねします。

1番目の質問は、大きく構えれば、これからの老崎市での少子高齢化の人口減少対策に伴う集約化とか効率化政策にも係るお尋ねになるものと考えています。

初めは、ちょうどこの通告を考えている頃に台風がやってまいりました。台風等の災害対策における避難所の開設と自主防災活動についてです。

先月8月の台風10号の接近に対し、市は各町1か所の避難所をまず開設されるとの連絡をされました。台風の状況を見ながら、順次、それに併せて避難場所を増やしていく計画は十分理解しているつもりです。

しかし、私の住むところなどは避難所から離れた地域です。地域での避難場所を望まれてもい

ます。まち協の事務局長や公民館長さんなどに伺うと、大体来られる方は決まっているので、今回はちょっと台風が長引きそうだ、避難はどうされますかとかいうようなことで、少し聞きにも回っていただいたと伺いました。

すると、こちらが自主的にそうやって回ったこともあります。今回はもう初め4か所なので、郷ノ浦のホテルに予約していますとか、今回は知り合いのところに行きますとか、いろいろそういった反応もあり、もう別にいろいろ考えなくてもいいかなという状況にもなっていたそうでした。

しかし、利用希望者は少なくとも、やはり知った人たちが一緒に避難できるという、何とも言えない地域のよさというので、まちづくり協議会長と事務局長さんは、何とか万一に備えて自主防災組織活動で避難場所を開設したいというような思いから、市に尋ねられたそうです。しかし、市の計画もあり、市役所の職員等も沼津のほうには今のところ行けないので、ちょっと許可ということではできませんよというお答えだったと思いますし、それも無理からのことだと思います。

しかし、だんだん、風はそれほどでもなかったかと思いますが、長引くとの予報もあり、8月28日の朝9時に地区民センターに役員が集まって、何とかしてあげたい、自主開設するかどうかという協議をしました。

やはりそこでの問題は、何かあったらどうするとかねという責任のことになってしまいました。このことはなかなか難しい問題なので、どうのこうのとやかくは言えないわけですけど、こういう機会です。これからもいろんな気象状況の変化、地震等、いろいろ災害等も頻繁に今までよりも多くなるということもありますので、ここで質問をさせていただきながら、自分たちでできることは何なのか、また、市のほうで何らかの対応のいいこととかが教えていただければ、役立てていきたいと思っています。

そこで、壱岐市防災計画の修正もされるように伺っています。市民は、市が実施する防災業務について自発的に協力する等々のことも載っていましたので、その点について関連して2つお尋ねします。

過疎地でのまちづくり協議会活動はマンパワー不足で厳しいのですが、小回りが利くという利点で自主的な活動が可能です。これは、市の実施する防災業務には当たらないのでしょうかというのが1点です。

そして2点目には、自主的に私たちが自主防災活動をした、そういった活動に対する責任を負うことについての市の見解と伺いますか、やはりちょっと厳しいなら厳しいで構いませんので、その辺の見解をよろしく願いいたします。

そして、この項でもう1つお尋ねを米印でつけておりました。へき地保育所の閉所についてのことです。このことは、公の施設である保育施設の集約化に当たると思います。壱岐市でのへき

地保育所の役割はもう終わっているし、保育給食や預かりの時間の違いなどの公平なサービスが一樣にできるように、柳田保育所の閉所議案がこの9月議会に提出され、全員協議会において、その説明とそれに対する質疑と意見を述べる機会をいただきました。

繰り返すことになりましたが、渡良、初山、沼津のへき地保育所の閉所議案は12月会議に出されたのに、今回の志原、柳田保育所の閉所は9月会議でしょうかというのが、私の全員協議会でお尋ねでしたので、その件はここではありませんけど、この一般質問では、いわゆる柳田保育所への入所希望が、例えば10名以上なら延長するとか、そういった延長条件の提示などはできなかったのでしょうかというお尋ねになります。

私も柳田での説明会等に参加させていただきましたが、いわゆるそこの中では、市の現状、そして次年度からは何とか入所希望がそれぞれかなえられるようなそういうことで、何とか閉所に御理解をお願いしますということはある言われました。その件についてはある程度は分かるわけですが、入所希望者がおられるのという部分が、どうしてもまだ4名、4名まだ一応数字上は残られているので、その辺の延長に対する条件等についてのことで、何かお考えがあれば教えてください。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

〔総務部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部长（平田 英貴君） おはようございます。9番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

安全・安心なまちづくりについて3点の御質問ですが、まずもって、日々地域の安全・安心なまちづくりに御活動をいただいておりますまちづくり協議会や自治公民館などの自主防災組織に対し、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

私からは、1つ目の御質問と2つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。

本市においては、大雨や台風などによる災害のおそれがある場合は、長崎地方気象台と県内各市町を結ぶオンラインテレビ会議システムで、気象台から提供される気象解説情報を基に対応を行っております。

今回の台風10号に関しましては、台風の進路、勢力や規模、本市に接近が予想される時間帯などを考慮した上で、市災害警戒本部で協議を行い、各町1か所ずつの計4か所を指定避難所として開設することを決定いたしました。

あわせて、避難者数が増えた場合のことも想定し、各町3か所まで増設ができる準備を整え、随時、新たな気象解説情報を確認するとともに、各避難所の避難者数を把握しながら、結果として各町1か所ずつの避難所の開設により、大きな混乱などもなく対応できたところでございます。

さて、1つ目の質問、まちづくり協議会の自主的な防災活動、今回は避難所の開設についての御質問と認識しておりますが、市が警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示を発令した際に、市において開設する指定避難所以外の避難所につきましては、まちづくり協議会などの自主防災組織単位での開設が考えられますが、市が開設する指定避難所とは異なり、自主的に避難所を設ける自主避難所という位置づけで御理解をいただければと考えております。

自治体と自主防災組織の役割分担の考え方でございますが、自治体は、避難所の開設指示、避難所の場所や運営の基本的な管理、物資の供給、避難所の安全確認など全体的な運営の責任を担います。自主防災組織は、地域住民の支援や避難誘導、避難所の運営補助を行うことをしていただければというふうに考えております。自主防災組織は、特に避難所では具体的な業務、住民の安否確認とか避難所内の整理整頓などのサポートを行っていただければというふうに考えております。

このように、避難所の開設においては、自治体が主体的な役割を果たし、自主防災組織からサポートを行う形で運営されるのが一般的とされております。そのため、自主避難所の開設に当たりましては、各自主防災組織の責任において、開設及び運営をお願いしたいと考えております。過去にも、まちづくり協議会などによる自主避難所を開設されたケースがございましたが、その際にも地域の実情に合わせ、自主的に運営していただいたものと認識をいたしております。

また、自主防災組織におかれましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、事前に高齢者等のお宅へ訪問され、避難の呼びかけや避難所までの移動手手段の聞き取りなど、避難が必要とされる方への支援を行っていただいているものと認識をいたしております。まさに、公助では行き届かない点をまちづくり協議会などの自主防災組織に担っていただいております。

災害対策には、一人一人が自分自身や御家族において災害に備えていただく自助、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力し助け合う共助、市役所、消防、警察など国や地方公共団体が行う公助があり、まちづくり協議会などの自主防災組織による活動は、ここでいう共助に該当するものと考えております。今後も、公助では行き届かない地域、コミュニティ単位での防災活動に御理解と御協力をいただければと考えております。

次に、2つ目の自主防災活動において、まちづくり協議会などが責任を負うことになるのかという御質問ですが、先ほどの答弁と重複する部分もございまして、御容赦いただければと思います。

自主防災活動は多岐にわたるものと考えておりますが、一例として自主避難所の開設が考えられます。警戒レベル3や警戒レベル4を発令した際に、市が開設する指定避難所とは異なり、それ以外でまちづくり協議会などの自主防災組織単位において自主的に避難所を開設される場合は、各組織の責任において開設及び運営等を行っていただくこととなります。

議員が言われますように、自治公民館やまちづくり協議会単位での自主防災組織は、機敏な動きが取れること、顔見知りのため安心感があることなど利点は多くあると認識をいたしております。そのため、自主防災組織の活動として、地域の皆様へ早めの避難を促していただいたり、独居の高齢者の方に声掛けを行っていただき、最寄りの指定避難所への避難の支援等を行っていただければというふうに考えております。

これまでも、まちづくり協議会などにおいては、壱岐市総合防災訓練や長崎県原子力防災訓練への参加、災害時の避難者への支援など、地域での防災活動に御協力いただきながら連携強化を図っているところでございます。

また、今後も市とまちづくり協議会等の自主防災組織との連携を強化し、地域防災活動の推進に取り組んでいけるよう、まちづくり協議会の皆様と意見交換の場を設けることで準備を進めております。

市といたしましても、自治体としての公的役割である公助に万全を期すとともに、まちづくり協議会等の自主防災組織における共助の推進と強化のため、今後も物的、財政的支援を行い、災害に強いまちづくりを目指してまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） おはようございます。清水議員のへき地保育所の閉所につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

これまでも御説明させていただきましたが、今後も児童数の減少は想定を上回る速さで進んでまいります。へき地保育所の閉所による集約化は、集団を維持し質の高い保育を実現するために、子どもたちにとって保育環境の向上になると考えております。

もし仮に募集をかけるとなった場合、閉所を行っていない志原保育所、柳田保育所、両園ともに募集を行うこととなり、それぞれ1名でも入所希望があった場合には、受入れをすることとなります。そうなれば、入所児童にとっては友達がいない、また、いても1人、2人というような状況になり、集団での学びや様々な活動の制限などのデメリットが生じてまいります。

保育士についても、ほかの保育所から配置を行うため、これまでの支援が必要な子どもへ配置しておりました職員の確保ができなくなるなど、ほかの保育所の子どもへのサービスの低下が懸念されるところでございます。もちろん施設につきましても、改めて修理などの必要性が生じてまいります。

そして何より、もし、これまでの方針を変えまして延長した場合、これまで集約化へ御協力いただき閉所させていただきました先ほどの4園、渡良、沼津、初山、そして志原は休園ですけども、この4園の関係者、また地域の方々に対しまして、市の方針を変更した納得できる理由をお伝えすることができません。

私もこれまで、経緯、現状、将来につきまして何度も考えてまいりました。保護者等説明会にも参加し、生の声も伺ってまいりました。それも踏まえまして総合的に判断し、まずは集約化をし、多くの子どもたちの保育環境の向上を図りながら、認定こども園等の次の施策へつなげていく必要があると考えております。

以上でございます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（9番 清水 修君） 自主防災組織活動について、そして、へき地保育所の閉所等について御答弁ありがとうございました。

まずは自主防災組織の活動の部分で、やはり市がきちんとしたデータに基づいて、レベル3、4等での避難のどういう指示を出されているのかというそういう部分も自分の意識の中には非常に薄かったので、やはりそういったことをきちんと聞きながらすることの大切さ、そして公助と共助の役割分担も、自分たちはこのように動けばいいんだとかいうような形のものが見えてきて非常によかったと思います。

ただ、責任は自分たちですというのはそれはもう当然分かるんですけども、例えばこれからは私も調べて、いろいろ補償制度的な、例えば公民館補償制度とか、また、まち協だけでそういった災害等に対する何らかの補償をする何か制度がないかとかを探しながら、やはりできるだけ地域の方々が安心して集える場所づくりというような部分を少し具体的に進めるきっかけになれたかなということで、とてもうれしく思います。

一つ、お願い的な追加質問になりますけれども、こういった自主防災組織へのいろんな例えばお水とか、そういう最低限ちょっとあったほうがいいというそういったものについては、何らかの申請をして、いろんな手続をすれば頂けるといふか、そういうようなところもしてはいるんですけども、もう少し市として、例えばこのようにすれば、もう少し自分たちでよりよい活動ができるようになるよとか、または避難、災害等に必要な物品等、そういったことをあるというのをちょっと分かる範囲で、項目を上げていないんですけど、教えていただければよろしくお願ひします。

保育所の件は、もう市長さんが直々に答弁いただいていますし、そのお考えが、もう私も再三聞かせていただいて、その分は分かっているつもりなんですけれども、やはり今回の柳田保育所

だけにそういった条件等を提示するのは、ほかの早く閉所になっている地域の方々へのという部分を言われるわけですが、例えば、昨年の広報の11月号の保育所とか幼稚園とかの募集案内、お知らせが出ています。その文面には、渡良、初山、沼津は今年の3月で閉所しますというか、そして、志原、柳田については7年の3月で閉所しますというふうに、なりますか、しますかちゃんと書いてありました。

それを見られて、募集、いろんな状況があったとは思いますが、本年度は柳田保育所には4名、4名、13名、3歳、4歳、5歳の入所がされているわけです。志原は、一応ゼロで、休園という措置を今年取られてあります。

だから、やはり柳田には柳田の、ちょっとほかのへき地保育所とは違うというか、場所の利便性、やはりあそこは国道沿いでもあるし、勝本からでもどこからでも寄れる場所という、志原もそんなに違いはないように思いますけれども、結果的に今年の入園状況はゼロと21というふうになっているわけですから、やはり何らかのそういった募集に対する人数という部分をどこかでやはり言われるべきだったのではないかという気が一つします。

なぜそう言うかという、私は今、地域で見守り教室というのを放課後やっています。9人の利用希望者があって、昨日、2学期一番多くて7人でした。先週金曜日が6人でした。ほかは二、三人のときもあるし、4人とか5人とかいうときもあります。それはそれぞれの人数で、見守りですから自由にやるわけですが、やはり学級として、保育所であれば一つの学級、そして保育所全体の人数という、最低これくらいはないと保育所の教育機関ではないので、保育ですからどうかと思いますが、やはり私的には3、3、3くらいはもう最低ラインで、10人くらいに満たない場合は、やはりどこかの保育所を探せないですかねと、いわゆる募集を第1希望とか第2希望とか、何かそういうどういう形で私もされているのかともまだ全然知らないで、いろいろ言えませんが、保護者さん、そして子どもさんが一番大事な時期に、それぞれの保育所とか幼稚園とかそういった施設で安心してといたしますか、保育ができたらと思うし、市長さんが言われた計画は、今後そういうふうになっていかざるを得ない状況にあるのは、もう大方の方が思っておられるはずだと私は思っています。

ただ、この例えば1年延長とかいうようなことの一つの、それをやってみなければ分からない状況です。募集してみて、おられるかおられないかということになる判断になって、非常にお手を煩わせますけれども、やはりそこが私は今回の市民の方、保護者の方に寄り添うという部分を感じるものですから、それを言わせてもらっています。

再度、そういった人数的なことなどはやはり出せない、言えないというか、出すという部分は市長さんの答弁で分かりましたけど、そこは何とかやっていただけないか、そして、9月議会で、例えば賛成可決となれば、ある意味もう閉所可決です。水戸黄門の印籠じゃないですけども、

閉所です。誰が決めたとか、議員が採決で決めました、それはそれなりの責任を私も当然負います。どちらになっても。だから、そこは議会に任せるといふ形でもありますので、もう一度、やはり条件的なことは出せないのかを再度質問します。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 清水議員の追加の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、責任の中で補償の話がございましたけれども、まちづくり協議会が自主避難所を設置した際に、避難所または避難支援者等がけがなどを負われた場合、その状況、ケースにもよりますけれども、市が加入をしております総合賠償補償保険制度の対象になる可能性もございますので、そういう事故等が起こった場合は、まずは市のほうへ御連絡をいただければと思います。

また、併せまして、民間によります保険会社の保険制度もあるようでございますので、まちづくり協議会等、自主防災組織において加入を検討される場合は、危機管理課のほうへ御連絡をいただければ、情報の提供等ができるのではなかろうかというふうに考えております。

それと、物資の件ですけれども、水などの物資を自主防災組織に配ることができないかということでございますが、現在、自主避難所等の開設に当たって、市から物資等の提供というのは行っていないというふうに認識をいたしておりますが、議員が言われるように、他市町でそのような取組がされているということであれば、参考にしながら、今後、何かいい対策が打てないかということで検討をしてみたいというふうに思います。

あわせまして、自主防災組織に対する活動に対しまして、安全・安心まちづくり交付金を交付いたしております。活動の中で、その交付金を有効に活用していただければというふうに思っておりますし、併せて、防災組織に対する資機材等につきましては、コミュニティ助成事業というものがございますので、ぜひ申請等を検討していただいて、準備を整えていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 柳田保育所に関して、1年だけでもじゃないですけども、延長ができないのかという御質問でございます。

先ほどの御説明の中にも、また清水議員のお話の中にもありましたが、令和7年閉所予定ということで、柳田、また志原を選ばなかった保護者の方もいらっしゃいます。その方々にこの1年やっぱり延ばしますといったときの影響力といいますか、批判が当然あるものかと思っております。

また、請願につきましては、今度の委員会で御検討いただけるものとは思っておりますが、先ほどの印籠ではないですけども、この議案が通ったからといって、請願が全て認めないとかいう

ようなことでも、私としては思っておりませんし、保護者の皆様に寄り添うという形で、ぜひその文言も一部盛り込みながら、皆さんが納得いく形で進めたいとは思っているところではございません。

また、先ほど来も清水議員からもありましたけども、柳田だけの話ではなく、先ほどのように、段階的にへき地保育所よりもサービスがいい、簡単に言うと預かってくれる時間が長い、そして給食も出るという認可保育所のほうに、今までだと子どもが多くて入れなかったのが、今、先ほど言うように、こちらの想定以上に子どもが減っているという状況で、より厚いサービスの部分に子どもたちを集約できると。その分、先ほどの保育士もそうですけども、市としても、そこにより力を注力できるというような形で、柳田だけの問題ではなく全体の流れ、そしてその先に当然認可保育所、認可こども園等も出てくると考えておりますので、その途中の段階ということで、ぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（9番 清水 修君） 再質問のお答えありがとうございます。

まず、自主防災組織の活動等について、けがのとき、何らかのそういった可能性も、総合補償制度の適用の可能性もあるとか、危機管理課への問合せでしっかり連携を取って活動をする事の大切さ、そして物資面については、そういった他市町の取組とか、またはコミュニティ助成事業の活用とかそういったのを利用しながら、よりよい準備をさせていただきますので、ありがとうございました。

へき地柳田保育所の件につきましては、この続きは常任委員会もありますし、そこでまたいろいろほかの議員さんたちとも意見を交換しながら進めていかせていただきます。市長さんが言われていることも分かりますけれども、今回はどうかという部分があるものですから、ここまで言わせていただきました。

では、時間が大分迫っていますので、2つ目の日本遺産の件でします。

この老岐の日本遺産、本当に素晴らしいものばかりで、これまでの取組、特に組織面とかいろんな活動面とかいう部分については、成果が認められての再認定というのが、私なりに調べて分かりました。観光施策への励みになると考えます。

ただ、総括評価、総括評価には計画目標の達成に対する評価と、観光客の見込み数と外国人観光客数についてのところが、少しというか、不可というかよろしくないというか、目標ですから、なかなかもうこれだけ年数がたって、とてもこれだけの人数をとるという部分もある、私たちの立場からすれば思うわけですがけれども、やはり評価は評価で、目標に対する評価ということで不可になっていましたので、その件についてのもし対策等が今後あらればという質問になります。

この観光事業の回復については、壱岐の場合は原の辻遺跡を大きな柱にして、古墳群がもう中央にでんと広がり、あと勝本城とかいろいろな形でストーリー性に富む内容であるというのはよく分かりますので、最初に、計画目標の達成の部分、人数の部分での今後の対策ということがあると思いますので、その御答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。9番、清水議員の日本遺産の再認定の御質問にお答えします。

日本遺産である国境の島壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～につきましては、今回、長崎県により申請された日本遺産再認定における文化庁の日本遺産審査評価委員会の総括評価のうち、観光客入り込み数と外国人観光客数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により目標値を達成できなかったため、不可評価となりました。

地域の文化に誇りを感じる住民の割合につきましても、県民ウェブアンケートにおきまして、日本遺産の認知度に関する回答で目標値を達成できなかったことから、同様に不可評価となりました。

しかしながら、同委員会において認定継続となったことは、ガイドの育成や多言語化の推進、シンポジウムやパネル展の開催による普及活動など、これまでの取組及び今後6年間の計画、事業内容についても評価がなされたものと理解しております。今後も引き続き、関係する市、町や県、民間団体と連携し、日本遺産、国境の島壱岐・対馬・五島のストーリーや文化財をPRすることによる国内外の観光客の増加を図ってまいります。

あわせて、原の辻ガイドダンスでの火起こしや古代米収穫体験などの古代体験プログラムの実施や、各種イベントでの日本遺産PRを行い、地域の住民に誇りを感じてもらえるよう取組を進めてまいります。

次に、目標値の再設定や国境の島のストーリー性における追加遺産についてですが、今後の6年間の事業計画におきまして、観光客入り込み数及び外国人観光客数、そして地域の文化に誇りを感じる住民の割合については、昨年の実績値を基に令和11年度までの目標値が再設定されています。

追加遺産につきましては、壱岐、対馬、五島での島の遺跡の魅力探求事業、原の辻遺跡をはじめとする弥生集落遺跡発掘事業を通じて、国境の島のストーリーを支えるサブストーリーの作成が計画されております。

これらの取組から、文化財発掘調査等により、新たな出土物の発見により、これまでのストーリーに追加、修正が考えられる場合などがあつた際は、適宜検討されることとなります。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（9番 清水 修君） ちょっと質問の最後の部分が抜けていた分は、お答えいただきましてありがとうございます。

今後の11年までの目標の再設定とか、または遺産の追加等について、ストーリー性においてということで検討できる部分があるという御回答ありがとうございます。

時間がありませんので、例えば生池城というのがありますよね。あるんです。確かに看板とかそういったのは案内板とかはあるんですけど、私はあそこが割と気に入っているもので、よく走りに行くわけですが、それも松浦と云々かんぬんでストーリー性の一部だというふうには、幾らかは理解しているんですけども、素人目で見ると、例えば750年を迎える元寇の年も迎えています、そういった元寇にまつわる日本遺産とか、先日来られた朝鮮通信使の件も非常にストーリー性が、対馬とかはこれが半分ぐらい占めるぐらいの比重があるような気もしましたが、重複するから外しているのかそれはよく分かりませんが、聖母宮さんとか、辰ノ島の景観は直接のストーリー性はないかもしれませんが、国境の島であそこだけああいう場所が、海だけじゃなくて断崖とか、そういう地形とかそういうことも含めて何かいいんじゃないかなというようなそういうことでちょっと追加したり、今まで取組がちょっと薄かった部分をもう少しどうか進めていくとかいうお考えがもしありましたらお願いします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 清水議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

清水議員おっしゃられましたように様々な要因がございます。そしてまた、現在行われております発掘調査などもございます。その中で、新しいこれまで周知されていないものとか、新たな発見などがあった場合は、追加遺産として認定されることもあろうかと思っておりますので、今後とも日本遺産のPR等に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（9番 清水 修君） ありがとうございます。

よりよい壱岐の島、国境の島に、そして観光でそのことが生かせるように、これからもさらに取組ができるものと思って、この項を終わらせていただきます。

昭和の頃は各校区で活発な公民館活動が行われて活気づいていました。今では少子高齢化の波が押し寄せ、これまでの公民館活動がなかなか機能できなくなっている地域が増えていると思います。小学校区でのまちづくり協議会が地域の子どもたちと親世代の皆さん、そして高齢者の

方々を守れる基地的な役割ができるように、これからも取り組んでいきたいと考えます。

保育所や幼稚園、近い将来は小学校など、子育て環境の集約化は次から次へとやってくように思います。今回の質問がこれからのそういった課題に対する一つのきっかけに私もしていきたいし、また市の皆さん方もいろいろ考えられて、解決策のよりよい方向性をお願いしたいと考えます。

市民の安心・安全な、そして、子育て計画がより多くの理解が得られるような、そういう工夫、一人一人に寄り添う対応等がお願いできますことを祈念して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番、松本順子議員の登壇をお願いします。

〔松本 順子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 松本 順子君） お疲れさまです。1番、松本順子が通告に従う前に、6月の一般質問での私の発言に誤りがありましたので、一つ訂正させていただきます。

再生可能エネルギーについての中で、気象庁のデータで気温のほうが先に上がり、その後にはCO₂がゆっくりと上昇することが分かっているとお伝えしましたが、これは、気象庁ではなくチャールズ・デービッド・キーリングというアメリカの科学者のCO₂濃度と気温の長期的観測の相関を時系列で映し出したグラフによるものであります。

グーグル検索では、CO₂の増加を証明する資料ばかりが出てきていますが、気温と合わせたグラフを読み解くと、実はCO₂の増加より先に気温の上昇が起こっていることが分かります。それは産業革命の時代も現在も変わりません。温暖化の原因は別にあるということです。

それを裏づけるように、9月5日の現代ビジネスの記事では、海があり陸地があり、植物や動物がひしめき合っている地球の仕組みとして、地球46億年物質大循環という本を紹介しています。現在の地球は、海水の温度が上がったので大気中の二酸化炭素量が上がったと考えられるとされています。

私は気候変動は否定していません。一部の利権屋のために、CO₂が原因だとして再エネに突っ走ることに反対しています。本当の原因に気づき、それに対応していかなければならないということです。湯本の実証実験については別に用意しておりますので、そのときにまたお願いします。

あと、芦辺の風力発電の件で、健康被害を受けておられる方に対応していただけたらとのことで、市長のほうから質問状を頂き回答しました。その後、その方の名前と住所を御本人の了承を得てSDGs課の方にお伝えし、状況を聞きに行ってくださいとのことでした。私も同行するかと聞かれたので、行きますと言ってずっと日程の連絡を待っているのですが、1か月を過ぎててもまだ何の連絡もありませんので、後で構いませんから、どうなっているのかを教えてください。よろしくお願いします。

では、ここから、通告に従い一般質問させていただきます。

イルカパークについて。

8月2日にイルカパークの協議会が開かれていましたので、今回、これをテーマにしました。

まず、イルカパークに対する市民の声に答えていただきます。

以前、去年、森俊介さんが市議時代に経営状況を把握のために情報開示を請求されましたが、市は経営に問題はないとして開示されませんでした。問題ないのであれば堂々と開示すればよいだけです。逆に市民は疑いの念を深めてしまっていますが、今からでも開示することは考えられませんかでしょうか。

そして、イルカパーク代表についてはいろいろなことを耳にします。過去には、税金未納差押え、未成年飲酒誘導の事実もありました。なのに、特におとがめもなく現在に至っており、市民の皆さんは市や前市長に対する不信感しかありません。壱岐に来られる以前、よそでは問題があったとも聞いていますが、壱岐ではどうなのでしょう。篠原市政では、そのような不信感を市民に抱かせないでいただきたいと思っております。

イルカパークについては、動物愛護の観点からも言わせていただきます。

昨年まで、立て続けに亡くなったイルカたちがいます。普通、原因が解明されていないのに、新たに3頭ものイルカを購入しますか。しかも1,200万円以上のお金をかけて。これに怒りを抱いている市民は多数いらっしゃると思います。観光課はイルカパークが壱岐の観光の目玉だと豪語しておられますが、それは、あなた方がバスツアーに組ませているからであって、多くの市民はそのように見ていません。

確かに、イルカは水族館に行かなければなかなか近くで見える機会はなく、特に子どもたちにとっては、楽しくうれしいイルカパークなのかもしれません。しかし、イルカパークのイルカは和歌山県の太地町から購入していると聞いています。その太地町は、毎年のイルカ漁の残虐非道さ

でずっと避難を浴びています。40年前の壱岐でのイルカ騒動は、漁師さんにとって死活問題でやむを得ず仕方のないことでした。しかし、太地町は生態販売のために毎年追い込み漁をやっていて、あのときの壱岐とはその意味合いが全く違います。

では、その太地町イルカ漁の様子を今からお伝えしますので、しばらくお聞きください。

毎年9月から2月末まで、イルカ追い込み漁の漁師たちが、毎朝、バンカーボートでイルカたちを探すために出港します。沖でイルカたちを見つけると、12隻の船はフォーメーションを組んで、バンカーで嫌な音を響かせながら、執拗にいるイルカたちを追い回します。イルカやクジラは逃げるとき、子どもや弱い個体を内側にして守りながら泳ぎます。そのためにスピードが遅くなってしまっても、自分だけ逃げたりはしません。

沖から港部まで何時間にもわたって追われるイルカたちは、恐怖の中で泳ぎ続け、疲労こんぱいです。そのため、エンジン付きのボートで追われれば、当然、すぐに追いつかれてしまいます。それでも、イルカたちは最後まで諦めず、子どもや仲間をかばいながら必死に泳いで逃げます。そんなイルカたちの尊ささえ踏みにじるように、イルカたちを見つけると、スキフボートが港から来て、港部と呼ばれる浅瀬へイルカたちを追い込み、逃げられないようにネットを張ります。漁師たちは、生きているイルカの上にも平気でボートで乗り上げ、スクリューで大けがをさせることも当たり前のように行われています。太地町がうたっている「鯨に感謝し、畏敬の念を抱いて」などという思いは、漁師たちからみじんも感じられません。

パニックになり、ネットに引っかかる赤ちゃんイルカもいます。イルカたちは恐怖とストレスで寄り添ったまま浮いています。生体販売用のイルカには若い個体が選ばれ、それを選別するのはイルカトレーナー。トレーナーは、イルカたちを殺す側の人間です。生体販売用に選ばれたメスの個体は、赤ちゃんや家族と引き離され、ストレッチャーで運ばれます。殺されなくても地獄の始まりです。イルカ追い込み漁はもはや伝統ではなく、水族館へ生体販売するためのビジネスでしかありません。

イルカ追い込み漁が生体販売用であることを隠すために殺されるイルカたち。時に尾ひれにロープを結びつけられ、窒息死させられます。人間と同じ肺呼吸のイルカたちが息もできずにもがく姿、どれほどの苦しさが想像してください。港部にあるグレーシートの下では、漁師がイルカたちの脊髄を切断して殺しています。殺したイルカたちはグレーシートの下に隠して運びます。シートがめくれぬよう、殺したイルカたちに足を乗せる台は命の冒瀆でしかありません。

お母さんと離れてしまった赤ちゃんイルカが浅瀬に浮いていました。哺乳類のイルカたちは、母親がいなくなってしまうと子どもは生きていけません。

生体販売用に捉えられた若いイルカは、12メートル四方の狭い生けすに閉じ込められ、こ

ここで厳しい訓練、調教を受けます。捉えられたイルカたちの餌は死んだ魚のため、水が足りず無理やり口からチューブで水を入れられたり、尾ひれに注射の針を刺されたりします。

調教されたイルカたちは、1頭350万円から500万円ほどで日本全国及び海外の水族館へ販売され、そのイルカたちは、死ぬまで狭い水槽で人間に乗られたり、ショーをさせられます。殺されたイルカたちは、港の解体場へ運ばれ、ばらばらにされて売られますが、イルカ肉はディスカウントショップでも大量に売られていることから、需要がないのは明白です。

和歌山県太地町のイルカ追い込み漁は、イルカショーのために行われています。イルカショーに行く人がいる限り、罪もないイルカたちがずっと殺され続けるのです。イルカたちをかわいと思うなら、イルカショーに行かないでください。世の中はイルカショー廃止の流れになってきています。日本の水族館も、これ以上イルカたちを苦しめないで、残酷なイルカの追い込み漁の一日も早い廃止を求めます。

これは、動物犠牲のない世界へという配信者の動画から引用させていただきました。

いかがでしょうか。壱岐市観光課と白川元市長が壱岐の観光の目玉と豪語するイルカパークのイルカたちは、まさにこの漁で捉えられて壱岐にやってきているのですよね。間違いないでしょうか。

このような実態が問題視されている中、最近では、イルカショーで有名な水族館でさえ、今いるイルカを最後にすると表明しています。壱岐イルカパークはどうですか。この時代の流れの中で、虐待と言われる飼育をまだ続けるのでしょうか。それが本当に壱岐のためになりますか。イルカのためになりますか。これを観光の目玉と言ってよいのでしょうか。

それから、イルカ通信、皆さん読まれていますよね。イルカが大好きと言っている責任者が、死亡したイルカたちの死亡原因も分からないのに、イルカの購入に対し市が迅速な対応してくれたと喜んでいるではありませんか。これは本当にイルカを思う人の言葉でしょうか。商売品として考えていない人の言葉ではないですか。去年のイルカ購入当時、私は観光課の担当者と電話で話しましたが、彼からもイルカの命を思う言葉は一切聞かれませんでした。

今、世界に向けて壱岐をアピールするならば、このイルカパークはないほうがいい。勝本の漁で売れない魚や養殖業を放って釣り堀にするのがよいと、複数の市民の方々がおっしゃっています。

それから、イルカ通信に関しては、紙が上等過ぎてお金の無駄、また、市の広報紙の一部をそのスペースに充てればよいとも言われていました。その市の広報の件では、市の広報紙もあんなに上等じゃなくていいとの意見もありましたので、ちょっと付け加えております。こういう市民の声を受け止めて、無駄をなくしてほしいとのことでした。

取りあえず、ここまででお願いします。

○議長（小金丸益明君） 松本順子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 1番、松本議員のイルカパークについての御質問にお答えします。通告に従いましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の経営情報開示を求める声が多数ある。開示できないかとの質問にお答えをいたします。

市が保有するイルカパークに関する書類については、壱岐市情報公開条例に基づき、適切な手続を経た上で開示が可能です。ただし、開示に当たっては、個人情報など関係法令に基づいた制限が適用される場合もありますので、御理解をお願いいたします。

次に、イルカの死因がまだ解明されていない状況で新たなイルカの購入に対し、今でも多くの市民から理解を得られていない。動物愛護の観点からもイルカパークをどう考えるのか。太地町の追い込み漁は世界的にバッシングされている。それを壱岐の観光の目玉と言っていいのかとの質問にお答えをいたします。

昨年、イルカパークにおいて、立て続けにイルカが死亡したことにより、新たにイルカ2頭購入、1頭を借用する費用を昨年の9月補正予算に計上し議決いただき、計3頭のイルカを導入したところであります。

その際、イルカが死亡した件に関して、予算特別委員会において、壱岐イルカパークは重要な観光施設であり、将来にわたり持続可能な施設とするために、専門家を含む委員会等を開催し、イルカの死亡原因の特定に努めること、また、具体的改善策を早急に検討し、飼育エリア内のさらなる海洋環境改善とイルカの徹底した適切な管理を求めるとの意見をいただきました。

この意見を受け、今年8月2日に有識者による第1回イルカパーク管理・環境検討委員会を開催し、専門的見地から死亡原因の究明に向けた取組を開始したところであります。

今後も、管理・環境検討委員会を開催し、年内に飼育環境改善、イルカ死亡原因の意見を取りまとめ、次回の指定管理の公募に反映させていきたいと考えています。

イルカパークの指定管理期間は3年間であり、今年度は第2期の3年目に当たります。通常であれば、今年度中に来年度以降の指定管理者の手続を進めるところですが、検討委員会での検討結果を施設管理に反映させるため、指定管理者の指定管理期間を1年間延長させていただき、来年度、指定管理期間3年間の公募を行い、指定管理者の選定を行いたいと考えております。

イルカパークは、現在、多くの観光客に訪れていただいております。特にイルカと直接触れ合える体験メニューは観光客の皆様にご好評をいただいております。このような体験型の観光メニューは、壱岐市の観光資源として非常に重要な役割を果たしており、地域の活性化にも寄与して

います。また、イルカパークは屋内外の施設を備えており、悪天候時にも観光客の方々に訪れていただける観光拠点となっています。

市としましては、重要な観光資源として位置づけているところであり、今後も、イルカパーク管理・環境検討委員会の意見を参考にしつつ、イルカの長期かつ安定的な飼育管理・飼育環境の改善に努めてまいります。

動物愛護の観点からは、イルカ健康面や飼育方法に十分配慮を行うことが重要と考えています。令和2年に、アメリカフロリダ州にあるドルフィンリサーチセンターへの研修を実施し、餌に頼るのではなく、動物との信頼関係を第一に考えた飼育方法を学びました。トレーニングの考え方やイルカとの接し方そのものを変えることで、イルカと話したり、遊んだり、一緒に泳いだりといった時間が共に過ごせるようになると考えています。

また、イルカに負担をかけないよう、体験メニューの数を制限するなど、イルカたちがストレスなく生活できる環境を整え、来訪される方々にも共生を学べる施設としての運営を目指してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 今のお答えによると、情報開示については、資料を現在は市が保有していないということで、イルカパークのほうに問い合わせなければならないということでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 松本議員の再質問にお答えをいたします。

イルカパークの指定管理に関する部分につきましては、市で保有しております。その他、壱岐イルカパークマネジメント株式会社、いろいろな事業を行っております。イルカパークに関する分につきましては、市で保有している分がございますので、その分は情報開示を請求していただければできるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） では、動物愛護のほうのことで、その飼育環境自体が今の時代では虐待と言われる時代になってしまっているんです。なので、水族館においても、イルカの飼育をもうやめるといってきいているわけですね。去年起こったことというのは、本当に真剣に考えなければならない、一旦立ち止まらないといけないことだったと思うんです。それを、前に前に進めていってしまって、今、この状況。私もちょっとそのときは議員でもなかったですし、一市民として電話するぐらいのことしかできませんでしたけども、全く市民感情というの

は無視されたままですよね。観光客、それも大事なんですけども、ちょっと壱岐に暮らしている私たち市民、そちらのほうの気持ちもきちんと聞いてから、決めていただくということができないんでしょうか、いかがでしょう。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 松本議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども申しましたアメリカのほうに研修にも行っております。松本議員が御心配されますように、そういった中での飼育、管理の仕方というのも学んできております。

そしてまた、壱岐市内の方から必要なのかという声もあるということでございますが、我々としては大変必要な、先ほど申しました観光の拠点としてなり得るべく施設だと認識をしておりますので、今後も様々なことに留意をしながら、観光拠点として立派な施設になるように努めていきたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 市の言い分としてはそういうことになるのかなとは思いますが。

去年、イルカ購入を決める際、議会で反対された議員さんは何人いたでしょうか。市議は市民の代表、代弁者と言いますが、壱岐市議会は果たしてその役割をしっかりと果たしているのかということ、この件でも市民の方はおっしゃっています。

イルカパークに対する不満、それに限らず、離島留学生やいきっこ留学生制度の継続に対する不満、しいては、私が言っていた議員定数に対する不満、行政の皆さんも議員の皆さんも、普通の市民の存在を忘れていませんか。

経済が冷え込む一方のこの御時世に、国保税は上げるわ、その一方で自分たちの給料は上げるわ、議員はその上に政務調査費ももらって、市民からは賛同はほとんどありません。市民感情を無視もいいところではないでしょうか。今、それが顕著に現れているのがへき地保育所の問題ではないでしょうか、違いますか。

議員さんも、公務員の皆さんも、もらうものをもらうんだったら、壱岐の方向を決める権限を持つ皆さんが、いま一度市民の皆さんのところに足を運んで、その声に耳を傾けて、市民に認められる市役所と市議会であっていただきたいと思っております。

余計なことまで申し上げましたが、イルカパークについては、ちょっと指定管理者の件を聞こうと思っていたんですけど、今、お答えをいただきましたので、来年選定ということで、またちょっとその件は考えさせていただきます。イルカパークについてはこれで終わりにします。

次に、食についてです。

我が国の食料自給率は30%台、種苗法、種子法の廃止から、種ベースでは10%と言われていますが、壱岐市の自給率はどのくらいでしょうか。

5月29日に、食料・農業・農村基本法改正案が成立し、6月5日から施行されています。食料安全保障ということ进行全面に打ち出して、食料安全保障の確保を確実にするための法であり、備蓄をしましょうというのはオーケーなのですが、安定的に輸入を確保しましょうとなっていることには疑問しかありません。食料安全保障というのは、物が入ってこない、物流が途切れる、だから国内で食料をちゃんと確保しましょうということなのに、輸入に頼ろうとしているのは意味不明です。

今、減反政策のみならず、田んぼから畑に転用したり、家畜用の米作に切り替える農家に補助金を与えるようにしたため、自分で食べるだけの稲作をしても、農家の95%が赤字なのだそうです。他県ではありますが、数か月前の農業新聞には、米農家の時給は10円を切ったと書かれていたそうです。

戦後、日本人は米ではなく小麦を食べるように仕向けられ、それも、その小麦は農薬と除草剤にまみれた海外では輸入禁止の小麦が多かったりします。国のもろもろの政策により、農家が持続不能な状態に陥っているため、跡を継ぐ者もいなくなり、耕作放棄地は相続放棄地となり、そこにソーラーパネルを設置させて、畑にも田んぼにも戻せないようにしています。こんな国、先進国で日本以外にあるのでしょうか。

リンゴやイチゴなどを作れば補助が出て潤いますが、果物ではお腹は満たせません。壱岐のメロンはもちろん大切ですが、主食を守っていかなければなりません。国際情勢からしても、ウクライナやイスラエルに肩入れして中立を保たなくなった日本は、ロシアに敵国認定されていますし、その同盟国の中国とは、台湾有事の問題を抱えていますので、いつシーレーンを止められるかも分かりません。日本人が戦わずして飢え死にする時代がやってくる危機感を皆さんに持っていただきたいのです。

国が守ってくれないのであれば、自分たちで守るしかありません。農家も農協もこんな国策の中では努力に限界があります。これは漁業も同じです。いかにして壱岐市民を守るか真剣に考えておかなければなりません。

食べることは生きること、生きることは食べること、私たちの食の源を支えてくれている農業者、漁業者の方々を大切にしていかなければなりません。

無利子奨学金もよいでしょうが、現在従事している方がこれ以上減らないよう、一番は親から子へその技術を引き継いでもらえるように、その生計が持続可能となる支援をお願いしたいと思っていますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

昨日は、農業機械銀行の件で山口議員が農家さんへの支援を求められておられ、そのやり取りを私も真剣に聞き、学ばせていただきました。6月の私の一般質問に対して、「国のことを壱岐で言われても」とよく言われています。そう言われるのも覚悟して私はここに立っています。そ

これは、国の政策が分からなければ、どうして今農業が漁業が経済がこんなに衰退しているのか分からないからです。

壱岐市に無駄な部分もまだまだあるのかもしれませんが、国の政治が変わらなければ、壱岐市の努力にも、農家さんや漁師さんの自助努力にも限界があるんです。洋上風力で1万2,000円の日当を与えることが解決策ではありません。

国力のある国は食料自給率が高い国です。例えば、ロシアは国民皆農業、アイルランドは国民皆漁業と言ってもいいくらいに力を入れています。国が公務員並みの待遇で食の根底を支えている人たちを守っていくのが先進国では当たり前なんです。食料は国防なんです。なのに、日本はそれを放棄している。今、私たちは国の政策によって大切な命の源を奪われようとしています。私は、壱岐市民の皆さんにそのことに気づいていただき、地方からも声を上げてほしいのです。

ここにも、実際に農業をされている議員さんが数人いらっしゃいますので、ぜひ壱岐市議会からも、この改正された食料・農業・農村基本法の廃止を訴えていただきたいと思います。

そして、今の世界情勢では日本も戦争に巻き込まれかねません。岸田首相は7月に北海道でNATO軍と航空自衛隊の軍事演習をしており、ロシアの逆鱗に触れております。ウクライナ支援のときから、ロシアにはいつ攻撃されてもおかしくない理由を与えてしまっているんです。シーレーンが封鎖されれば、輸入品はもちろんですが、農薬や化学肥料も手に入らなくなります。

ここは、ピンチはチャンスと捉え、少しずつ有機農業や自然農法を進めて、安心・安全な食の確保につながる政策にシフトできないでしょうか。それが市民の本当の意味での健康にもつながり、壱岐に行けば安全な食べ物が食べられるとして、観光客の増加にもつながると思います。いかがでしょうか。特別栽培や有機JAS認定での国の補助金をもらうというのもよいと思います。

通告の順番が3番目と4番目が入れ替わってしまってますいませんが、最近の地震や災害の様子から、いつ何が起こるか分からないこの御時世ですから、国の機関が麻痺することも想定しておかなければなりません。そうなったときに、壱岐が壱岐の島だけで食べていけるように、壱岐市民が飢えないようにしておかなければなりません。

市として、米、水、医療品の備蓄はもちろん必要です。そして、経済もこの島だけで回せる仕組みを考えてもらえればと思っております。いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） 1番、松本議員の御質問にお答えいたします。

食についてということで4つの御質問でございます。通告のありました質問に対してお答えさせていただきます。

まず、改正食料・農業・農村基本法の関連3法の一つである国内の食料危機に備える食料供給

困難事態対策法についてでございますが、この法律は、食料安全保障の確保を理念に、第一に国内の農業生産の増大を図ることを基本としております。これと輸入及び備蓄等を適切に組み合わせることにより、我が国の食料の安定供給の確保を図ることを目的としたものであると捉えており、議員の言われる輸入に頼る政策ではないと認識をいたしております。

1つ目の、壱岐の食料自給率はこの御質問でございますが、本市の食料供給に対する市内生産の割合であると理解しております。このことにつきましては数値で示すことは大変難しく、市としては把握できておりません。

ちなみに、カロリーベースで令和5年度の全国の食料自給率は38%、令和4年度の長崎県の食料自給率は40%、生産額ベースでは、令和5年度の全国の食料自給率は61%、令和4年度の長崎県の食料自給率は131%となっております。

次に、2つ目のどうやって壱岐の農業、漁業を守っていく、現在の従事者と後継者にこそ手厚い補助が必要ではないかとの御質問でございますが、後継者の確保、育成は、本市だけでなく全国的な課題であります。御指摘のとおり、これから農業、漁業を担う若い世代にこそ支援が必要であり、これまで本市農業、漁業を支えてこられた方々にも支援が必要であると考えております。

具体的には、農業部門では、今回予算計上を行っております園芸ブランド力強化対策事業でアパートハウス整備、就農準備資金、経営開始資金、水産部門では、漁業と漁村を支える人づくり事業、離島漁業再生支援交付金事業等、国・県事業を活用した各種事業に取り組みながら、新規就業者の確保、育成に取り組むとともに、関係機関等を連携しながら、新規就業者対策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や円安等の影響により、燃油、生産資材等の高止まりは、農家、漁業者にとって大きな負担となっております。このような状況に対応した緊急的な施策として、農業生産価格高騰対策事業、畜産経営体質強化、飼料高騰緊急対策支援事業、漁業用燃油対策事業、漁業生産緊急支援事業を実施するとともに、これまでの農漁業政策を引き続き進めることにより、農業、漁業の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目の災害や戦争も視野に入れ、市民が飢えないよう壱岐の島だけで食べていける、経済が回る仕組みを考えられないかとの質問であります。農業施策の考え方としましては、農業者の所得向上や経営の安定等に主眼を置いて進めております。議員が言われますような農産物等を市内で確保して有事に備えるような仕組みづくりにつきましては、今回、初めて食料安全保障の確保を理念とした食料供給困難事態対策法が成立するなど、国の段階で検討すべきものと考えており、国の政策に併せた対応を取りたいというふうに考えております。

次に、4つ目の有機農業や自然農法の推進に関する質問にお答えをいたします。

有機農業につきましては、信頼感の高い作物を生産できる、環境に配慮した農業ができる、慣

行農業と差別ができる、高い付加価値をつけることができるなどメリットがあり、近年取組が進んでいるところでございます。

しかし、化学肥料や農薬を使わないことはもちろんのこと、周辺から使用禁止資材が飛んでこないようにしたり、播種または植付け前に2年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことになっているなど、中長期的で細やかな取組が必要となってまいります。

有機農業の推進につきましては、これまでも取り組まれてきた国の環境保全型農業直接支払交付金事業の中で、引き続き、化学農薬、化学肥料の低減など環境負荷を低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援していくということとされております。

また、国のみどりの食料システム戦略推進総合対策の中で、今後の有機農業の展開につきまして、産地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への展開を進める方向性が示されており、2050年までに目指す姿と取組方向でオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することを目指すとされております。

長崎県におきましても、令和4年12月に長崎県みどりの食料システム戦略ビジョンとして、長崎県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画が策定されているところでございます。本市では、環境保全型農業直接支払交付金事業におきまして、現在3名の農業者が342.3アールの面積でイチゴ、メロン、水稻、野菜栽培など有機農業に取り組んでおられます。

このように有機農業の取組も少しずつ増加しておりますが、農業者の所得確保、販売先等を考慮いたしますと、現在行われている慣行農業を主体に農業振興を進めることになると考えておりますので、急激に有機農業へ転換するようなことは現段階では考えておりません。

今後は、農業者の皆様や農協をはじめとする関係機関等の御意見をお聞きし、有機農業の推進が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 壱岐の食料自給率はまだはっきりとは分からないということでありました。

果物とか、そういうものに対する補助というのはかなり大きいんだと思いますけど、私はやっぱり主食である米、これを守ってほしいと思っております。本当に今年、お米が足りなくなるんじゃないかということは、もう2年ぐらい前から言われていて、国の政策によってどんどん作る量を制限されていて、それがこの時期になるとどうしても足りなくなってしまう。来年もまたこ

の季節にそういうことが起こるだろうということは予測されておりますので、これ以上、米農家さんが減っていくという事態は避けていただきたいと思っておりますので、国の政策と思えますけど、やっぱり壱岐の中で守っていける方法があるのであれば、今、従事している方たちを守っていただきたいというのが私の思いであります。

備蓄に関しては、もう本当に国レベルで申し訳ないんですけど、中国はあの人口に対して1年分の備蓄があるそうです。日本は2か月分と聞いております。これもやっぱり大きな災害、もしも戦争とかになったとき、さてどうなのかなということなので、やっぱり壱岐の中で考えていく必要があると思っております。

有機農業への転換というのは、本当、いきなりかじを切ってしまうと破綻するという国も今まであっておりますので、本当に緩やかでいいとは思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと残り10分で、3つ目の質問に参ります。

そして、私は不安をあおりたいわけではないんですけども、市民の安心・安全、本当の意味での持続可能な壱岐の未来を考えて、最悪の事態にも備えていただきたいと思っております。食については添加物の問題も大きく取り上げていきたいんですけども、それはまた次の質疑のときにしたいと思っております。

3つ目の質問になります。

厚労省によると、10月1日からコロナワクチン接種では、オミクロン株JN.1系統を推奨するとのことですが、今のところ3種類、ファイザーとモデルナのmRNAワクチンが2,527万回分、武田薬品の組換えタンパク不活化ワクチンが270万回分、6月会議で私が特に危険として取り上げた自己増殖型レプリコンワクチンが427万回分供給されることが決まっていると厚労省の発表でした。

5種類という話も聞きますが、実際に壱岐市ではどこの何を接種するのでしょうか。これに関して、最近、各病院で選ぶという情報もあります。そこも含めて壱岐市の今現在の正確な情報を教えてください。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 1番、松本議員のコロナワクチン接種について、壱岐市はどこの何を接種するかとの御質問にお答えいたします。

ワクチンにつきましては、議員が先ほど申されたように、各医療機関が薬事承認されたワクチンを購入し接種をすることになりますので、市では特定をいたしません。

今回、定期接種に使用するワクチンにつきましては、令和6年5月の国の審議会でJN.1系

統及びその下位系統に対応した株と決定しており、9月10日時点では、4社のワクチンが薬事承認されているところでございます。

4社の種類につきましては、先ほど議員のほうも言われましたけども、ファイザー、モデルナ、ジャパン、第一三共、これがメッセンジャーRNA、武田薬品工業が組換えタンパクで承認が下りております。先ほどの話の中で、Meiji Seikaファルマにつきましては、現在、薬事申請中ということで聞いております。

以上でございます。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松本議員。

○議員（1番 松本 順子君） 教えていただきありがとうございます。

第一三共も入っているということと、あと、私が心配しているレプリコンワクチンはまだ申請中ということで、これから決まったときには、ぜひ情報をくださいということでもよろしくお願い致します。

これ、各病院が選ぶということですから、多分もう市のほうではこれに関しては触れられないことなのかなと思いますので、ちょっとここで、私がこれを見ている皆さんにお伝えしたいのは、病院が選ぶわけですから、自分が何を打たれるのか、自分の体の中にどんなものが入ってくるのかということをしっかり病院に聞いて、それから判断していただきたいと思います。

これまでのmRNAワクチンでは、8月22日の厚労省健康被害審査会で7,970人が健康被害認定を受けておられ、死亡認定は777人にも上っています。これからもっともっと増えていくでしょう。

抗原原罪というものによって、古い株のワクチンは効果がなくすり抜けていきます。急スピードで変異するウイルスにワクチン開発が追いついていきません。打てば打つほど感染拡大することは、壱岐市が長崎県で接種率ナンバーワン、感染率もナンバーワンということが証明していると思います。壱岐では名のあるお医者さんも打っても効果がない、意味がない、後遺症が出る人もいるとおっしゃっていました。私は直にこの言葉を聞きました。

レプリコンワクチンに対しては、日本看護倫理学会というところが記者会見をして緊急声明を発表されています。テレビや新聞では報道はされていません。こうして情報が隠されたまま秋接種が行われようとしております。正しい情報を市民の皆さんに届けていただきたいと思います。

先生方には本当に良心を持ってこのワクチンに挑んでいただきたいと思っております。どうしても打ちたいという人があれば、この武田製薬の組換えタンパク不活化ワクチン、これを進めていただければと思っておりますが、これだと私たちが毎年打っているインフルエンザのワクチンと同じような作り方になりますので、それでもインフルエンザも毎年5人から6人ぐらい犠牲に

なる方はいらっしゃると思いますので、そこは御本人様の選ぶ自由ということで、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔松本 順子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、松本順子議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口が一般質問を行います。

高過ぎる国民健康保険税についてと、マイナンバー保険証についての2点であります。

まず、高過ぎる国民健康保険税について伺います。

国民健康保険に加入している人は、農業、漁業、自営業に従事する人や突然解雇されてしまった、年金生活である人、その人たちは年収がさほど多くない方々が多くを占めております。近年の食品、ガソリン代、電気代の値上がりなど、物価高騰によって生活の困窮が広がっております。国保税、介護保険料、医療費などの負担が市民生活にのしかかっている状態です。

そんな中、今年、彦根市は、国保税が1人当たり大幅に値上げされました。1人当たりの保険料が9万8,874円から11万1,759円と1万2,885円と大幅に値上げされたとの市の資料には載っております。

そこで伺います。

このような値上げされた状況の中で、市民の生活はどのように認識されているのか。この国民健康保険税、過大な負担となっているという認識はおありでしょうか。そして、国保税の負担軽減に向けての手だてが必要だという認識はおありなのでしょうか。そして、今後、国保税の引上げを抑えるための考えはあるのでしょうか。この3点について御回答をまずお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 4番、山口議員の御質問の高過ぎる国民健康保険税について、

1つ目の今年国民健康保険税が引き上げられた。市民にとって過大な負担となっている認識はあるのかとの御質問にお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、国保財政の健全化を図るため、令和6年度から10年ぶりに引上げを行いました。国民健康保険税が上がるということは、国保加入者の皆様にとって大きな負担となっていることは当然認識しており、医療費の削減に向けた事業を進めているところですが、医療費が増大する中、引上げを行わなければ赤字となり、一般会計から繰り入れることができないことから、次年度以降に上乘せとなり、負担がさらに増えることが見込まれます。

今回の改定によりまして、5月第2回会議でも御説明申し上げましたが、県下の平均額に近く、かつ黒字化を見込んだ金額であります。また、令和6年度当初の被保険者は6,096人、3,890世帯の方が国保に加入されてありますが、そのうち約66.9%の2,599世帯は、7割軽減、5割軽減、2割軽減の適用がされており、御負担の軽減がされております。

令和5年度の1人当たりの国保の医療費は年間約40万円となっておりますが、国保税の1人当たりの御負担額は平均して8万1,000円であり、実質的な負担の軽減もされていると考えております。

次に、2つ目の国保税の負担軽減に向けた手だての必要性を認識しているのかとの御質問にお答えいたします。

国保税の負担軽減に向けた手だての必要性については当然認識しており、低所得者への負担軽減の措置は既に実施いたしております。

また、国保税の負担を抑えるには、医療費が増加しないような手だてを実施する必要があります。そのため、交付金や補助金等を活用した特定健診、特定保健指導等の各種保健事業が有効であると考えております。壱岐市では、令和6年から5年間の計画として、健康いき21を策定し、健康寿命の延伸による医療費の削減を目指しております。

今月発行いたしました広報「いき」9月号の12ページ、13ページに、分かりやすく健康課題と重点目標についてお知らせをいたしております。ぜひ御覧いただきまして、現状と健康課題を御理解していただき、そして目標に向かって実践していただきながら、日頃から自らの健康に十分な配慮をしていただくとともに、健診等による病気の早期発見・早期治療を行うことで医療費の抑制につながり、さらには国保税の負担軽減につながるものと考えております。

次に、3つ目の御質問の今後国保税の引上げを抑える考えはあるのかとの御質問にお答えします。

御承知のように、国保税は医療費の見込額と被保険者世帯数、被保険者数、世帯の所得によって税率を決定し、税額を算定いたしております。国保税の引上げを抑えるために、これまで財政安定化基金からの繰入れを行っておりましたが、基金の残高が僅かとなっているため、国保税の

引上げを抑えるには医療費を抑えること以外に方法はございません。

医療費を抑えるためには、国保の被保険者に限らず、市民皆様には日頃から国保事業・予防事業に御参加いただくなど、予防に対する意識を持っていただきますとともに、病気やけがをした際には、こじらせてからでは医療費が高額になってしまいますので、特定健診、がん検診を受けていただき、早期発見・早期受診・早期治療を行っていただけるよう、これまで以上に啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部部长（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1点目の質問に対して、市民にとって負担になっているという御答弁でありましたが、しかし一方で、それに対して様々な軽減措置を取っているのではということでありました。そういう意味でいうと、負担軽減措置は十分効果があるというそういう実態で、市民は国保税の負担を一部解消されているというそういう認識で今やられているということでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部部长。

○保健環境部部长（草合 正吉君） ただいまの山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

負担解消になっているかとの御質問でございますが、確かにまだ保険料につきましては高い状態が続いております。負担軽減に向け現在も努力しておりますし、今後も負担軽減に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今言われましたように、負担はしっかり残っているわけです。

様々な軽減措置が行われていますが、まだ軽減措置が求められているということですよ。

市のほうが出してきた世帯別の国保税の計算を見ますと、40歳で夫婦2人で子ども1人、収入が365万円の方の国保税は38万2,300円になったというふうになります。つまり収入の1割がもう国保税に行くと。それから2割軽減、一定されていると言われますが、これも40歳代2人夫婦で子ども1人ということであるというふうなところを見ましても、もう一つ、7割負担の60歳代、年金でしようけども夫婦2人、150万円の年収の人で3万7,000円の国保税と、こういうふうな数字があります。つまり収入の1割とか2割、1割が国保税。これ以外にも介護保険料とか、それから医療費もかかるわけですから、病気になったら生活がもっと困窮すると、そういう実態が多く広がってきているというふうに思います。そうい

う点で、しっかり市民の負担があるからどうかしようという立場での取組を求めたいというふうに思うわけです。

では、そういう認識に立って、壱岐市は、今年度予算でどういう軽減措置がされたのかという点でいくと、一般会計からの法定外の繰入れはこの間ずっとなされていないと。今年もされていないということで確認よろしいでしょうか。

そして、その上で、基金の繰入れは令和5年度は4,300万円程度の繰入れがありましたが、今回、基金からの繰入れはされなかったと。そういう中での国保税の引上げがなされたと。そういうことでの理解でよろしいかと。

今後、保険料の値上げについて、基金からの繰入れをしっかりすれば、一定の値上げはとどめられるというふうに考えていらっしゃるのか。今年、令和6年度だと500万円の国保の基金の積立てがされましたが、そういう基金の繰入れによる一定の値上げを押しとどめるということでの方策等はお考えなのか、どうでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） 4番、山口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

法定外繰入れにつきましては、申し訳ございません、今、資料を持っておりませんので、後もって説明の機会をいただければと思います。

それと、基金の繰入れにつきましては、令和5年度、3,600万円の繰入れを行っております。今後、年間500万円程度の基金を積み立てていくということで、その基金をまた補填しながら減額することを考えているのかという御質問だったかと思いますが、そのときの決算の見込みの状況によって調整をしていくような形になると思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の説明にちょっと納得いきません。今年6月に値上げをする説明の中で、保険料等を出すための予算編成の中で、一般会計以外から繰り入れたのか入れなかったのか、そういう認識もなくここに立たれているというのはちょっと問題じゃないですか。

法定外の繰入れしかなかったのか、壱岐市の今の状況で。今は法定外の繰入れ以外もあるのかないのか、そのあたりはつきりさせていただいて、今後、基金があれば基金からの繰入れもする方針なのかをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） 改めて山口議員の御質問にお答えいたします。

法定外の繰入れにつきましてはできないとなっておりますので、申し訳ございません。先ほどの発言ですけれども、法定外繰入れはいたしておりません。（「基金からの繰入れは今後あるんで

すね」と呼ぶ者あり) 那是ございます。

○議長(小金丸益明君) 山口議員。

○議員(4番 山口 欽秀君) 市民生活からいって、国保税が高くて払えないという状況が広がると、当然、病院へかかる保険証が市民にとって命綱ですから、そこが不安になる。それから、短期間でも保険証を発行されても、窓口での負担が今大きくなっておりますので、市民にとっては受診を抑制するという、そういうことが広がっているのではないかなというふうに思うわけです。

安心して医療にかかれるためには、国保税がしっかり払えて、それから医療費も払えて、そういう状況が市民になればならないのに、今、そこがない。どうしても受診抑制が進んでいくということです。

先ほど、健診を受けてくださいというふうに言われましたが、健診が伸びない。それから、健診を受けても、病気だと言われても、なかなか病院にかかって受診しない。そういう傾向は、経済的な理由が要因としてあるわけです。だから負担は、国保税が高いだけじゃなくて、全体の経済状況を含めて家計の状況があって、もう診断が遅れて、がんがステージ4ぐらいになって、もう手遅れだというふうになって亡くなるという事例が全国に多々あるわけなんです。

ここに2023年の全国の経済的理由による手遅れ死亡事例調査というのがあるんです。調査を見ると、全国で48の事例がありまして、手遅れでもう病院に来たときはもうどうしようもないと、そういう事例なんです。がんの診断を受けても、経済的理由で受診していないと。それから一旦入院したけども、お金が払えなくて退院してしまっ、その後亡くなって発見されたとか、こういう痛ましい事例があるわけです。そういう意味で、生活、経済的な貧困がこういう命の長い短いに関わっている実態を考えたときに、国保税、国保にしっかりまずは安心して保険証が手に入る状態が必要だという点で対応が必要だと思うんです。

このまま壱岐市が法定外の繰入れをしないというふうになると、それから基金も昨年かなり1,900万円ぐらいで、それに500万円を継ぎ足したぐらいで、二千何がしの基金しかたまっていないというふうに思うわけです。ところが、近年の国保の収支状況を見ると、令和3年度が収入、支出の総額の差は4,976万円の赤字なんです。これ市の資料です。令和4年度については3,151万9,000円の赤字です。それから令和5年度についても4,187万円の赤字ということで、これ基金から一定の繰入れをやりまして、壱岐市は昨年までは値上げせずに済んできたけども、もう我慢できないというようなことで、今度6年度を上げちゃったと。こういう事態ですので、抜本的に、国保についての対応をしなければならないのではないかなというふうに思いますが、その認識は共有できますでしょうか。

○議長(小金丸益明君) 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいま御意見いただきました山口議員の基金等の利用の危機感といいますか、その内容につきましては、壱岐市としても十分危機感を持って進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひその危機感、これ以上上がると一層受診抑制となり、病気による死亡事例が増えて逆に医療費が高くなると、悪循環になりかねないという、まさに今それがそういう状況だと思うんです。

じゃあ、この国保の状況を見たとき、県はどのような方針で今国保を見ているかという点で、国は2018年から国民健康保険の都道府県化をやって去年まで来て、今年新しいという状況で、まさにそのタイミングで壱岐市は値上げしたわけです、国保料を。その中で、長崎県の国民健康保険運営方針、これは国の方針にも従っているんですが、そこに何が書いてあるかという、財政収支の健全化をするんだと。その中で、新たな決算の補填を目的とした法定外の繰入れを発生させない（既存の法定外については計画的に縮減する）と、今、こういう方針。

もう一つは、保険料の水準の統一ということで、将来的に完全統一の実現を目指す、このような運営方針を持って、これを各市町村に指導に当たっているということですよ。

それに従って、壱岐市も法定外の繰入れはしなかったということではありますが、今後もそれはできないですね。そうすると、あとできるのは、基金をしっかりと積み立てて、国保の基金を積み立てて支援すると、そういうことでしょうか、何せ積み立てる基金がないと。

そういう今の状況ですので、その基金をどう積み立てているか、今後、市のほうがぜひ努力してほしいことですが、この運営方針の中に、県はどう考えているかと書いてあるんです。県は、今後の保険料についてどのような方向を持っているかという、法定外の一般会計からの繰入れがないようにするというようなことであって、保険料を今後どこまで上げるかということまで、大体予想をしているわけなんです。

そこで、本県の1人当たりの国保税の今後の見通しは、令和11年にあっては、1人当たり8万9,400円になるだろうとそういう試算をしているんです。今が8万2,380円と県が言っているわけですから、もう確実に県の試算から言ったら7,000円ぐらい上がっているわけです。よっぽど壱岐市が構えて取り組まないと、今の危機意識の中での国保税をしっかりと抑えるということとはできないというふうに思うんですが、そこで、最後、今の国保税の軽減が幾つかされていますが、そして県が、国が、法定外の繰入れはするなというふうに言っておりますが、ただ、市町村ができることを言っているんです。

法定外の繰入れはいかんけども、法定内の繰入れの範囲だったらできるよということは県も国

も言っているんですが、そのあたりの法定内での繰入れの検討というのは、一定なされているのでしょうか、そのあたりの見解をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいまの山口議員の追加の御質問にお答えいたします。

現在でも壱岐市で法定内の繰入れにつきましては、実施をいたしております。ただ、詳しい資料につきましては、ただいま持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そういう国、県の繰入れに対する制限が一定ある中で、そこをどう繰り抜けてやるかというところでの知恵を絞っていただきたいということなんです。法定外の繰入れ、今、実際やっていますよね。どういうことをやっているかということ、未就学児均等割保険税繰入金というのが、最近、国が子育て支援のために未就学均等割保険税繰入金という事業を始めたんです。それから、保険基盤安定負担とかいろいろありますが、この未就学児均等割、子ども、18歳以下の働いていない、収入がないのに国保税は均等割で納めなければならないと。生まれたらすぐ、戸籍に載ったらすぐ均等割で払わないとならない、こういう理不尽な状況を均等割をどうにか軽減したいということで半額にするとか、そういうふうな方向が進んでいますので、この法定外の繰入金の利用とか拡張とか、いろいろ法律的に解釈されて工夫するという点。

それから、ほかの自治体でいくと、いろいろ考えるなと思うのは、国がよく言う激変緩和措置という名前だったら、いろいろ経済的な理由で支援できると、そういうようなこともやっている自治体もありますので、ぜひ負担軽減のために、やはり県との関係じゃなくて、法定内での繰入れも含めてやると。

それから、県が進める法定外の繰入れなんかをしてはいかんということで、実質統一保険料によって、市民負担を増やす方向が今後も続くということです。そこをしっかりと県とか、国へ壱岐市としても国庫負担を増やせとか、そういうことがなければ国保はどんどん市民負担が増えるばかりですので、そういう根本的な解決も含めてできる、法定内の繰入れ等での工夫でできるだけ。

それから、基金の積立ても、あれば軽減できるわけですから、その基金の積立ての方策も今後していただく。

白川市長は、もう一途6年間、基金を取崩し、取崩し、取崩ししてきて、赤字補填を埋めてきましたけども、もう最後のなくなったところではいらっしやらない。そのあたりのどういう政策で国保をやられていたのか、私は大いに疑問を持ちますから、この国保の基金の積立てについても、ぜひ負担軽減になるようなそういう基金の積立てをぜひしていただきたいということを求めて、1点目の質問を終わります。

次に、マイナンバー保険証についての質問であります。

市民の中で不安、混乱が広がっておりますマイナンバー保険証の問題について伺います。

マイナンバーカード、マイナ保険証は、個人情報の漏えいへの不安が根強く、また様々なこの間のトラブルが続出して普及が進んでおりません。マイナ保険証の利用はやっと10%を越す事態でもあるわけです。このような事態にあるにもかかわらず、政府は12月2日からこれまでの保険証を廃止するとしております。このような強引なやり方の中で、市民の中に不安、混乱が広がっていることから伺います。

まず、マイナ保険証だけでなく、これまでの保険証が安心して医療機関や薬局で使用できるということをもっと周知すべきだと思いますが、どうでしょうか。

2つ目、マイナ保険証を持たない人には、資格確認書、これが発行されるということですが、その資格確認書の内容について市民に説明が求められていると思いますが、いかがですか。

3つ目、マイナンバーカードを作ることが困難な高齢者や障がい者が安心できる説明が必要だと思いますが、その説明を求めます。

そして4番目、マイナ保険証の期限が切れたときに対応も説明が必要だと考えますが、この点での説明も今求められているというふうに考えます。

以上の4点について、御回答をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 登壇〕

○保健環境部部長（草合 正吉君） 4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

通告の1番、2番、4番を保健環境部から回答させていただき、3番につきましては市民部から回答をさせていただきます。

まず初めに、マイナ保険証以外での受診を制限しないことを周知すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

山口議員の御質問のとおり、現在、健康保険を利用されている場合は、マイナ保険証だけでなく、現在お持ちの保険証のどちらでも利用することができます。同様に、新たな保険証の発行が廃止となる本年12月2日以降につきましても、現在お持ちの国民健康保険の保険証の有効期限まではそのまま利用ができ、有効期限後につきましては、マイナ保険証を登録していない方や利用できない方は、市が発行する資格確認書を利用いただくことで受診が制限されることはございません。

いずれにいたしましても、山口議員のおっしゃるとおり、マイナ保険証以外での受診を制限するものではございません。このことにつきましては、既に保険証発送時においてお知らせをしているところでございますが、マイナ保険証の利用拡大促進やマスコミ、インターネットなどでも

いろいろな情報が錯綜しておりますので、議員御指摘のとおり、改めて広報いきやホームページ、ケーブルテレビなどを利用し、様々な方法で周知に努めてまいります。

2つ目の質問の保険証に代わる資格確認書の発行の準備はどのように行われているのか、また、資格確認書の内容はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

資格確認書につきましては、マイナンバーカードにマイナ保険証の登録をされていない国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の場合、原則、有効期限が来年の7月31日となっておりますので、有効期限前には資格確認書を送付させていただくようになります。その場合の申請手続は必要なく、市が直接、該当者の方に発行、発送をいたします。それ以外の被保険者証を紛失された場合や、マイナ保険証の利用ができない方につきましては、市役所の窓口で発行をいたします。

また、資格確認書の内容でございますが、現在の健康保険証と同様の内容となっており、被保険者番号、氏名、性別、住所、世帯主名、適用開始日、有効期限及び70歳以上の方は負担割合などが記載されます。

次に、4つ目のマイナ保険証の期限が切れるとき、どのような手続が必要になるかとの御質問でございますが、マイナ保険証はマイナンバーカードであり、保険証自体の有効期限はございませんが、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証としての利用ができなくなります。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、カードを作成してから5回目の誕生日までとなっております。更新の手続は有効期限の3か月前にお知らせが届きますので、郵送または市役所窓口で申請を行っていただくか、オンラインでの申請が可能となっております。

いずれにしましても、今回いただきました御質問の内容につきましては、市民の皆さまが迷うことないように、改めて正しい情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部部長（草合 正吉君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） それでは引き続き、3番目の質問でありますマイナンバーカードを作ることが困難な高齢者や障がい者への対応はどうなっているかということに関しまして、マイナンバーカードの発行事務を所管します市民部のほうでお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの普及をさらに推進を図るために、これまでマイナンバーカードの申請をされていなかった高齢者や障がい者など申請困難な方を対象としまして、市が委託した事業者が市内各地の公民館や商業施設等へ出向いて、マイナンバーカードの申請をサポートするマイナン

バーカード出張申請サポート事業を今月末から11月にかけて実施する予定でございます。

この事業につきましては、広報となるチラシ等々が作成できましたので、近々に皆さんにお知らせをして、1名でも多くの方がその事業の中でマイナンバーカードの申請ができることを望んでおります。

加えまして、本市におきましては既に実施をしておりますが、施設入所者、要介護・要支援認定者、障害のある方など、マイナンバーカードの申請や受け取りを御本人で行うことが困難な方への普及推進を図るため、その施設等におけるマイナンバーカードの申請サポートや代理交付を施設の職員を通じて行えるような制度があります。これにつきましては、その申請サポート等を行っていただきましたその施設の職員が所属する施設に対しまして、報償費を支給する制度というのを実施しております。

いずれにいたしましても、申請がまだできていない方につきましては、このような事業を活用していただきまして、申請自体は任意でございますが、一人でも多くの方が申請できますように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） マイナ保険証についての様々なテレビとかマスコミの報道を見たりしていると、市民は12月2日から保険証がなくなるんだ、どうしようという不安を持つわけです。その上に、病院へ行ってマイナ保険証ありますか、薬局に行って、ありますかというふうに聞かれるわけです。

政府のほうもそういうマイナ保険証を持たせたいということで、これは厚生労働省が作ったチラシです。「御注意ください。本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。」というふうに書いてあるんです。「12月2日に有効な保険証は最大1年有効です。」と確かに書いてあります。小さい字で。「今回お持ちでない方は、次回は御持参ください。」と、こういう内容です。

つまり、市民にとってもこれを薬局なんかに行ったらこれをもらったら、これをもらう前にお持ちですか、次回から持ってきてくださいね、こういうことです。持たない人はどうしよう、こういうことが広がっているわけです。

ところが、先ほど言われましたように、国のほうもそうですけども、市のほうもしっかり安心だよと、安心を与えるための広報がなくてきているということで、そこは大いにきちっと正確な12月2日になっても大丈夫だよということをしっかり広報すべきありますが、まだ広報いきには載っていないわけです。至急載せていただいて、そういう不安を取り除いていただきたい。

マイナ保険証を持たない方に対して資格確認書を送りますよと。この資格確認書は、今持っている保険証と一向に変わらないわけです、書いている内容は。何のための新しい保険証を送ってくるのか、確認書を送ってくるのかということではありますが、そういう市の職員さんにとっては大変な御苦勞だと思います、私は。国がやるからその方針に従って。マイナ保険証を持っているか持たないかを調べて、持たない人に資格確認書を発送すると、こういうことですから。

それを含めて、この資格確認書があれば何も問題ないわけです。資格確認書の有効期限は何年ですか。（「5年です」と呼ぶ者あり）5年ですから安心して使えるわけです。ところが先ほど言われたように、マイナ保険証は期限が5年ですので、5年たったらちゃんと申請しなければならない。実際市役所に行って申請しなければならない。写真も必要だとか、いろいろと必要なんで、マイナ保険証を持てば持つほど高齢になって困難が付きまとう代物ではないかなと思うわけです。

そこでちょっと説明がなかったのは、12月2日の保険証が廃止されて、マイナ保険証を持っている方に対して、資格情報のお知らせが行くようになっておりますよね。この資格情報のお知らせはどういう意味合いで、どういう機能を持っているか、マイナ保険証所持者に行き渡るといふことになるのでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいま御質問いただきました内容につきまして、ちょっと手元に資料がございません。後もって回答をさせていただきたいと思っております。御了承お願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そのあたりはしっかり一連のマイナ保険証の発行に当たって、基本中の基本じゃないですか。ぜひそのあたりは徹底していただいて、市の職員さんもそういうのを知った上での市民への対話があるというふうに思いますので。

マイナ保険証の期限が切れた。5年なんです。5年前に期限切れたから期限切れますよというふうに言って、3か月前にお知らせが来るよと言われましたが、切れたらこれは保険証として機能しなくて病院へ受けられないと、そういう不安が付きまとうんですが、そういうことはあり得ませんね、どうですか。期限が切れたら、申請しなければ。

○議長（小金丸益明君） 草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） ただいまの山口議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの3か月前に有効期限のお知らせが来るわけですが、なおかつそれで手続をされなかった場合は、マイナ保険証も自動的に有効期限が切れますので、その場合は市役所の窓口で資格確認書の発行の手続をしていただくという形で受診可能となるような形になって

おります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） それはちょっと違うんじゃないですか。期限が切れても、おおむね一定の間はマイナ保険証が保険証としての機能が保たれると、その日を期限を切って切れると、そういうことはないというふうに思いますが、もう一回それは調べていただいて、明確にお答えしていただけますか。間違いなかったというのか間違いだったとかいう点、私の認識は一定の期間、申請しなくても保険証としてマイナ保険証も利用できるというふうになるというふうに理解しておりますので、それが間違いかどうか後で教えていただきたい。ぜひ。

そのように、正確な情報を市民に知らせる、それから、施設に行っているいろいろマイナ保険証の更新をするということですが、それには市民の税金が使われてやると。だから、国もいろんな宣伝のためにポイントをつけて、薬局や病院へマイナ保険証の利用を促進するとかそういうことをやっておりますが、本当に市民のため、市民の利用を本当に考えたやり方、説明の仕方、やり方をぜひ考えてやるべきだと。税金の使い方も市民の今の医療の充実のために使うなら分かりますけども、それが必ずしもそうじゃないというところが、今のやり方は疑問が大きいのですので、ぜひそのあたりを改めていただいて、市民の健康、それから命、病院に安心してかかれるようなそういう体制の確立のために努力していただくことを発言して、一般質問を終わります。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時48分休憩

午後2時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 3番、武原由里子が通告に従いまして一般質問を行います。

大きく3点です。

まず1点目です。老朽化に備える公共施設マネジメントについて。

急速な人口減少が進み、インフラ資産の大規模更新時期を迎える中、財政経営状況やストック

情報などを的確に把握し見える化した上で、中長期的な見通しに基づいた持続可能な財政運営や経営が必要になっています。

そこで、次の3点について伺います。

1点目です。令和6年度、総務省地方自治体の経営・財務マネジメント強化事業による公共施設マネジメント派遣事業の応募についてです。

2点目は、壱岐市における緊急防災・減災事業債と公共施設等適正管理推進事業債の利用についてのお考えは。

3点目が、公共施設の更新の予定を踏まえ、壱岐市における立地適正化計画の検討が必要ではないということについて、各担当からお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 3番、武原議員の御質問にお答えをいたします。

老朽化に備える公共施設マネジメントについてということで、3点御質問がございましたので、私のほうから1点目と2点目について答弁をさせていただきます。

3点目につきましては、建設部長より答弁をいたします。

1つ目の地方自治体の経営・財務マネジメント強化事業による公共施設マネジメントのアドバイザー派遣事業への応募はという御質問でございますが、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業につきましては、実施要綱を確認したところでございますが、本事業の支援分野は公営企業会計や地方公会計、地方公共団体のDXのほか、公共施設マネジメントなどが対象となっており、支援内容は3種類で、課題対応アドバイス事業、課題達成支援事業、啓発・研修事業となっております。

公共施設マネジメントを対象とした課題達成支援事業については、令和3年1月26日付、総務省自治財務局財務調査課長通知に基づく公共施設等総合管理計画の見直しが未実施の団体が対象となっており、壱岐市については、総務省からの当該通知に対応した内容で令和4年3月に改定しておりますので、対象外になるものと考えております。

課題対応アドバイス事業及び啓発・研修事業につきましては、財政運営・経営の改善等に向けたアドバイスのほか、研修会・相談会の講師派遣となっておりますが、現在、壱岐市においては、令和4年3月に改定しました総合管理計画及び個別施設計画に基づき各所管課において取組を行っており、進捗状況を把握する中で、各所管課からはアドバイス等が必要と思われる課題は寄せられていない状況でございます。

本年度も、下半期に進捗状況の把握のための調査を予定しておりますので、各所管課からの課題やアドバイス事業の希望が寄せられた場合は、来年度以降の国の事業の実施状況により活用を

検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の緊急防災・減災事業債と公共施設等適正管理推進事業債の利用についての考え方はとの御質問でございますが、初めに、緊急防災・減災事業債と公共施設等適正管理推進事業債の概要について御説明を申し上げます。

緊急防災・減災事業は、防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、速攻性のある防災・減災のための地方単独事業を対象としており、充当率は100%で、元利償還金の70%が後年度に交付税措置されるもので、令和7年度までの時限措置となっております。

また、公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設の計画的な管理を進めるために行う公共施設等における集約化・複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び除却事業を対象としており、充当率は90%で、交付税措置については事業内容によって異なり、交付税措置がないものから50%措置されるものがあり、こちらにつきましては、令和8年度までの措置となっております。

本市でのこれまでの活用状況としましては、緊急防災・減災事業債は、壱岐の島ホールをはじめとする指定避難所における非常用発電設備整備などの防災基盤整備事業に、公共施設等適正管理推進事業債は、旧かたばる病院関連施設解体工事等の除却事業に活用してきたところです。

これらの地方債の活用をするに当たっては、その年度に実施する事業において、地方債の同意基準に基づく事業の適債性を精査し、交付税措置など将来の市の負担をできるだけ軽減できるよう、対象とできるものについては当該地方債を活用してきたところでございます。

また、公共施設等適正管理推進事業債の除却事業は、交付税措置はございませんが、負担を平準化するために活用しております。

いずれにいたしましても、どちらの地方債も時限措置となっておりますが、今後も活用が見込まれるものでございますので、措置期間の延長やさらなる交付税措置の拡充に向けて、国、県にも働きかけをしているところでございます。

以上でございます。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 武原議員の御質問の3点目の公共施設の更新予定を踏まえ、立地適正化計画が必要ではとの御質問にお答えをいたします。

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づき、人口減少と高齢化、生活エリアの拡散等の市を取り巻く状況を背景として、将来的に予想される生活を支える機能の低下、地域経済の衰

退等の課題に対して、まとまったエリアに生活サービス機能と居住を集約、誘導することで人口を集積し、それと連携した公共交通ネットワークの再構築を行い、生活利便性の維持、向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等により、持続可能なまちづくりを実現するために、市町村が必要に応じて策定する計画のことでございます。

現在、長崎県下におきましては、都市計画区域を指定している20市町のうち5市町で策定済み、2市町が策定中であり、離島地域におきましては、対馬市が策定済みという状況でございます。

今後、計画の必要性も含めて研究してまいります。立地適正化計画に基づき実施される様々な基盤施設の整備等に対し、交付金や個別補助金等の補助率の上乗せや、重点配分等の集中的支援の対象となりますことから、他市町の状況を参考にしながら研究をしてみたいと考えております。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御説明いただきました。大変丁寧に内容も調べていただいて、適切な御答弁をいただいておりますが、まず1点目が、今年9月末締め締め切りでしたので、各担当の方にはお話をしておりましたが、壱岐市は対象ではないという御回答だったのでしょうか、今後、アドバイザー派遣、全自治体の予算をつけてありましたので、やはりこれは利用されたほうがいいかなと思って御提案でございました。

2点目です。緊急防災・減災事業債についてです。これが来年度までのなんですが、やはり次年度の予算化が必要ということで、今月の9月議会で提案いたしました。

一番壱岐市にとって必要かと考えますが、前回の避難所の場所で、1か所だけエアコンがやっぱりちょっと不足というか、石田のスポーツセンター、多目的室だけはエアコンがあるんですが、もう少し避難の方が増えた場合は体育館になりますということでした。しかし、体育館はエアコンがないということで、ぜひそちらは早急にこの事業債等を使われたらいいのかなと思って御提案いたしました。ほかにも、指定避難所におけるWi-Fi、バリアフリー対策などもこちらの事業債で使えるということです。

芦屋市長が、かなりちょっと前ですけれども、市内の全学校の体育館にエアコンを設置しますというのは、実はこの事業債を使って、避難所になっております学校の体育館全てにエアコンをつけるということも、やはりよその自治体ではされておりますので、壱岐市もぜひ、そういう事態が起こってから困るのは市民です。その前に、市役所として、また担当、全体と考えていただいて、担当部署だけのことではないと思います。御検討いただきたいと思います。

あと、また公共施設の最適化推進事業では、壱岐市では、壱岐の島ホールの発電機やかたばる

病院の除却ということで説明がございました。これも、これは来年、8年度までの時限立法ということで、集約化、複合化などなど、本当に使い勝手のよい事業債になっております。壱岐市の場合は、やはり今問題にあっています幼稚園や保育所の統廃合プラス発達支援センターとか、壱岐でいえばこどもセンターとか、そういうことも考えられますし、または、学校、公民館、図書館、または庁舎などなど、御検討いただければ、本当に有効な事業債として使えるのではないかと考えて御提案いたしました。

3点目です。立地適正化計画について、また丁寧に答えていただきましたが、壱岐市の場合、郷ノ浦町がもともと都市計画区域になっておりまして、壱岐市の都市計画としては郷ノ浦がメインになって計画をされていまして、今も県のほうには、第1回変更ということで、計画書が郷ノ浦地区で載っております。これがちょっといつつくられたかは分からないんですが、やはり今とはかなり状況が違う中で、これが生きているのか、これを生かしながら、次の立地適正化計画を検討していただきながら、壱岐市にとって必要な郷ノ浦の再生と市長も公約を上げてあらましたように、この都市計画の目的としては、やはり商業業務拠点の変動を行政が実はコントロールできるというのがこの計画です。

今の壱岐市の場合、このもともとの郷ノ浦都市計画から大きくずれた形での商業圏が移動しているような現状になっておりますので、やはり本来は行政がコントロールしながら、全体の市民が住みよいまちをつくっていくというところのための立地適正化計画になると考えます。ぜひ今後、そういう研究されるということですので、担当部署だけではなく、全体として市の公共施設等個別施設計画もありますし、総合管理計画、何かそこのあたりとも整合性を取られながらやっていただきたいと思います。

1番目はこれで終わります。

大きく2点目です。

移住定住政策の課題と対策についてです。

平成28年からスタートし8年間、少子高齢化及び人口減少の抑制のため、壱岐市の目玉政策として実施し継続されている移住定住政策について、次の3点について伺います。

まず1点目です。これまでの移住定住政策の成果と検証について。

2点目、空き家バンクの運用の見直しについて。

3点目、5年以上の定住率を上げる方策についてお答えください。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の移住定住政策の成果と検証についてでございますが、本市では、少子高齢化及

び人口減少を抑制するため、定住を目的として本市に移住してきた方に対して、移住に関する費用の一部を補助する施策を行っております。

壱岐市U I ターン促進短期滞在費補助金制度は、市内で住居及び仕事探し、または暮らしを体験するなどの活動に対し滞在費の一部を補助するもので、平成28年度から令和5年度までの間で69件、約126万円の補助実績がございます。

壱岐市移住者住宅等支援事業補助金制度は、住宅取得・改修及び引っ越し費用の一部を補助するもので、373件、約1億646万円の補助実績がございます。

壱岐市移住者賃貸住宅家賃補助金制度は、住宅の賃借に係る費用の一部を補助するもので、197件、1,434万円の補助実績がございます。

平成28年度から令和5年度までの間に635人の方が本市に移住していただいております、先ほど申し上げた補助金が移住の後押しとなったことで、確実に本市の少子高齢化、人口減少の抑制につながっていると考えております。

次に、2番目の御質問にお答えいたします。

壱岐市空き家バンク制度については、平成28年度から運用が始まり、令和6年8月31日現在までに、空き家143件、空き地13件の登録がなされました。そのうち、制約済み、商談中の件数は91件となっており、移住者や市民の方の住宅供給の一助になっている事業でございます。

運用をしていく中で、所有者と利用者の契約に関するトラブルや、空き家登録時の物件の状態の見極めが難しいといった専門的な知識を要する課題が出てきており、それらに対応できるような空き家バンク運用の見直しが求められている状況であります。

具体的には、物件登録時に不動産会社などの専門家に確認をしてもらった上で登録をする方法や、令和5年に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に基づき、空き家等管理活用支援法人の指定を行い、市の空き家対策の補完的な役割を担っていただくことなどを、他自治体の事例を参考に検討を進めているところであります。

次に、3番目の御質問にお答えいたします。

本市では、定住率を上げるための取組として、移住後のギャップを少なくするために、移住相談時の段階から、壱岐の魅力はもちろんですが、島ならではの虫が出る、台風などの影響で船や飛行機が欠航になったりするなどといったリアルな生活についてもお伝えするとともに、希望する方には可能な範囲で地元の方を紹介し、お話しする機会を設けるといったことも行っております。

また、移住された方向けのアンケート調査を実施したり、移住者の方との意見交換の場を設けるなどといった取組も行っており、その結果に基づき、昨年度、移住パンフレットをリニューアル

ルし、移住者の声や壱岐のリアルな生活がより伝わるような内容といたしました。

加えまして、移住定住促進担当として地域おこし協力隊の任用や、移住コーディネーターとしてパートタイム会計年度任用職員の配置等も行っており、移住に関する情報提供、相談対応と、移住者の定住までの一貫した支援を行っているところであります。引き続き、移住者の方の御意見等も伺いながら、行政ができる範囲ではございますが、定住等を上げるための取組を推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今回、移住定住政策、635人が島外から来て移住ということで来てくださっているということでした。本当に壱岐市の場合、補助制度が充実しております。他の自治体と比較しても本当に充実しているなど、今回調べて感じました。実際、要綱とかを見ると、かなり提出書類が多かったりとか、本当にそれに関しても丁寧に市の方が対応してくださっているということもお聞きいたしました。

実際、これだけの方が来られて、今、移住は635名ということでしたが、定住、つまり5年以上壱岐市にとどまってくくださった方が、この635名のうちにどれくらいいるのかというのは、一つ、ちょっと今大きな疑問を持っているところでありまして、この5年未満で帰られた方は、この補助制度を利用して帰られた場合は、一応返納というふうに要綱には載っております。実際、それがどうなのかということです。

あと、今、2つです。3点目が、先ほども言われましたように、空き家バンクに関しては、かなり専門業者がないということでトラブルも起きている。そういうことでそれを解決する方策をとということで、他自治体、特に今、雲仙市、県内では、空き家等管理活用支援法人を3法人指定されて運用されております。やはり、行政だけの力では難しいところをこういう民間の法人の方が間に入って、空き家バンクとその移住者、所有者をつないで成果を上げているということもございました。それについて、具体的に次年度以降、そういう検討をされたほうがいいのかなど思っておりますが、そのあたりもお答えください。

以上、3点お願いします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 武原議員の再質問にお答えをいたします。

まず、5年以上の定住率でございます。635人のうち48人が出られた形になっておりまして、定住率としまして92.4%でございます。かなりの確率で残っていただいていると思っております。

48人につきましては、補助金の返還対象ということになっているところでございます。回収率についてはちょっと把握しておりませんが、申し訳ございません。

それから、空き家活用法人でございますけども、先ほども申し上げましたように、非常に契約者と借りる方の間でトラブル等もあっている状況でございますので、不動産会社の方とかも含めて、今後、空き家活用法人のほうに指定をさせていただきたいということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ、令和5年に特別措置法で制度ができておりますので、壱岐市でも早急に取り組んでいただきたいと思えます。

今、壱岐市に単身で移住された方の声を聞きましたところ、単身で入居できる物件がほぼないということでした。やはりそういう方へのサポートもひとつ、世帯では結構あるようですけども、単身向けということで、その方が言われるのは、もし古城団地とか3階とか4階とかが空いているようであれば、若い単身の方であればエレベーターがなくても使えますし、そういうところも政策的に使っていただければ、提供していただければという声もありました。

また、ウイークリーとかマンスリーとか、一旦来てみて、壱岐市で過ごしてみて、本当に自分がここで移住できるのか、定住できるのかというのを確かめたいということも若い方がやっぱり言っておられました。そういう声も生かしながら、今回、検証、改善をまたしていただきたいと思えます。

どうしても、壱岐市は民間の不動産会社が2社しかございません。五島では15社、対馬は8社あります。壱岐市ではやっぱり物件はあると思えますが、表に出てきていない物件ということで、なかなか移住者にとっては住まいのことが一番の問題ということでした。

今回、皆さんどうやって調べているのかなということで、ネットでしたときに、全国1,741自治体の基本的なデータを分析して、点数化して各自治体を評価したサイトがございました。二拠点・移住ライフ大学、そこに壱岐市も載っておりました。しかし、本当に壱岐市が充実している補助制度は載っていなかった。とても残念でした。本当に壱岐市の評価が、まちの合計特殊出生率が高く、子育て環境が特に整備されているまち、日常生活に必要な施設などもそろっているの、子育て世帯や新婚世帯も安心して暮らすことができると紹介されておりました。ここに、やはり壱岐市の本当に手厚い補助も載っていれば、もっともっと全国に発信できるのではないかと今回感じておりました。

移住したい離島8選にも、残念ながら壱岐は入っていませんでした。ぜひ、これからもっと広く、皆さんネットで調べられていますので、それも一緒にやっていただきたい。本当に今、地域

おこしの方やいろんな元地域おこしの方とかも本当に頑張っておられるのは重々分かっておりますが、やはり両方、リアルとネットと、そういう声も生かしていただきながら、ぜひ定住化、92.4%が定住されているということであれば、本当に思った以上に高いのかなと私も思っております。しかし、やっぱり48人が出ていかれた、その方がマイナスのことを広報されるのが一番よろしくないかと思しますので、ぜひ、壱岐のすばらしさをもっともっとアピールしていただいて、ぜひ子育て世帯や新婚世帯が来るような状況を、本当に壱岐市としてやっぱりやっていただきたいと思います。

ただただ呼んだだけではなく、それから5年、10年、一生ここに住めるよというような形にもっていくのが最終的なゴールかなと思います。ここでも、本当に壱岐の場合、地域の中できめ細やかな子育て、保育環境、教育環境とかも選べるということは、本当に壱岐の大きな武器になると私は感じております。ぜひこれも御検討ください。

では、最後の3点目です。

壱岐市の幼児教育・保育のグランドデザインについて。

現在、幼稚園の統廃合やへき地保育所の閉園について、市役所と保護者や地域との話合いが実施されています。この10年間、乳幼児数や雇用数の一番多い郷ノ浦地区での幼児教育・保育の環境整備がなされてこなかったことが大きな問題だと感じています。早急に中長期的な政策と今後の見通しが必要だと考えます。

そこで、次の3点について伺います。

1点目です。統廃合や再配置を進めるためには、行政内での体制において、まず幼保一元化するべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

2点目、点としての施設の統廃合ではなく、面、空間としての施設の再配置を考えるために、市域全体の都市計画区域編入が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。老朽化により更新を控えている公園及びスポーツ施設との複合化による保育施設等の整備の視点が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

3点あります。1点目につきましては市民部のほうでお答えさせていただきたいと思っております。2点目につきましては建設部、3点目につきましては建設部と教育部と教育委員会ということで答弁させていただきたいと思しますので、先に御承知お願いしたいと思っております。

まず、（1）の御質問でございます。行政内での体制においての幼保一元化という御質問でございます。

行政内での体制における幼保一元化につきましては、今後、研究していきたいと思っております。

以上です。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 武原議員の2点目の御質問と3点目の公園に関する御質問にお答えをさせていただきます。

点としての施設の統廃合ではなく、面、空間として施設の再配置を考えるために、市域全体の都市計画区域編入が必要ではないかという御質問でございますが、議員御承知のとおり、現在、壱岐市においては、郷ノ浦町内の一部、734ヘクタールが都市計画区域として昭和9年12月19日に指定をされております。

都市計画区域とは、都市計画法で定められた都市の発展や整備を計画的に行うためのエリアのことございまして、本市において、新たに市内全域が編入可能か指定要件を確認いたしましたところ、指定する地域の選定につきましては、市街地の連担している区域、人口密集地等が要件となり、また、都市計画区域内では土地の利用等に制限が追加されることから、様々な分野において影響を及ぼすことも想定されますので、現状、壱岐市全体での区域編入は厳しい状況であると認識をいたしております。

しかしながら、幼児教育・保育に限らず、議員御指摘のとおり、壱岐市内に施設が多数散在しておりますことから、今後、複合施設を含めた施設の再配置につきましては、多角的な視点から研究をしてみたいと考えております。

続きまして、3点目の老朽化により更新を迎えている公園との複合化による保育施設等の整備についてお答えいたします。

建設課所管の都市公園につきましては、一般の市民の方や島外の観光客も含め、不特定多数の方が公園を利用されております。また、郷ノ浦幼稚園につきましては、亀岡公園を日常的に利用することが可能であり、公園までの動線につきましても、一般車両の通行も皆無のため、安全に利用いただいている状況でございます。

現在、都市公園施設におきまして大規模な整備等は計画しておりませんので、公園整備に伴う保育施設等の整備は予定しておりませんが、今後、公園を含む各種施設の整備が必要となった場合には、複合施設についても検討してまいります。

なお、現在の都市公園施設の維持管理につきましては、定期的に点検調査を実施し、児童、園児の皆様にも安全に公園を利用いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 私のほうから、3点目のスポーツ施設、図書館等との複合化による保育施設等の整備の視点についてお答えをいたします。

現在、教育委員会が所管するスポーツ施設等についての整備計画、更新計画はございませんが、今後そのような計画を行う場合には、保育施設に限らず、市民皆様の利便性向上につながる施設とするための複合化も視野に研究する必要があると考えております。

複合施設にすることで、施設整備に有利な補助金、交付金などを活用できるものと考えられることから、議員が申されますように、そのような視点をもって今後計画をしまいたいと考えております。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 大変コンパクトに答えていただきましてありがとうございます。

まず、1点目なんですが、今後研究するということでした。なぜこういうことをお聞きしたかといいますと、やはりどうしても縦割り、どうしても国が縦割りですのでそうなるんでしょうが、実際、子どもたち、市民も同じ方であっち行けこっち行けみたいな感じで管轄が違つかいのが一番やっぱり困られておりますので、本当に難しいでしょうが、ぜひぜひ一元化をやって、保育所と幼稚園が一緒になったのがこども園というところで、そこはもうなっているわけですので、やはりもう先ほども市長も答弁いただきました認定こども園の動きを考えないといけない、もう本当に待ったなしのタイミングだと思います。

ここで管轄が違つか、やっぱり同じテーブルに立って、どうしたら老岐市の幼児教育・保育がうまく続けられるのかというのをやっぱり市民も交えて、そういう議論をやっぱり今までしてこなかった結果が今回の事態になっているのではないかと考えます。

本当に子どもがたくさんいるときは、保育所、幼稚園それぞれでよかったんですが、今、皆さんほとんど働いておられます。幼稚園よりも保育所を選ばれます。しかし受皿が足りない。じゃあどうするかというところで、やっぱり保育所運営の再編計画や幼稚園の再編計画、それぞれに今やられておりますが、これだといつまでたっても変わりませんので、ぜひここは一緒に同じテーブルで考えていただきたいと強く要望しておきます。

ちょっと2点目が、なぜ都市計画といったのか、それを全域にということでは、都市計画が昭和9年、もう本当に何十年前か分からないぐらいの、90年ぐらい前でしょうか。本当にそうい

う時代のものでしょうが、壱岐を考えると、やっぱり郷ノ浦のまちが都市として考えて計画されていたということだと思います。それからの今は、1点目で聞きました立地適正化計画へと流れております。国土交通省がこのように考えを入れておりますので、ここはうまく使っていただいて、複合化等々、いやもう公立は造る、公立の保育施設を造るのはお金は出せませんか、今までかなり言ってありましたが、もう本当はいろんな手を使えば公立も私はできると考えておりますので、やはり皆さんの知恵を絞っていただいて、壱岐市の幼児教育・保育がうまく回っていくようにしていただきたいということで出させていただきました。

3点目が、これは公園とスポーツ施設で、公園も先ほど説明がございましたように、一つ、都市計画の中では大谷公園が大きなメインで、弁天崎とか亀岡ではなく、大谷公園が10年後にきちんと整備を考えていますというふうに県の計画の変更では載ってございましたので、やっぱりそれももう一度確認していただきながら、大谷公園の周辺というのはかなり体育館もございまして広くあります。保育施設等々を考える場合はすごく適地ではないかを私は考えておりますので、そのあたりも御検討いただきたいと思います。

そして、スポーツ施設や図書館等のということも答弁いただきました。

本当にまさしくそういうのをやっぱり複合的に考えるには、もう本当に部署が一緒になってこれを議論する場が必要だと思います。

もう1点、今まさにつくられております市町村の子ども・子育て支援事業計画、そして教育振興基本計画、これもまさにそれぞれの課がつくるものではありませんし、やはり一緒になってこそ子どもの子育て環境、教育、保育も全てにつながると思います。

実際には今これをつくられていますけれども、そういう市長をはじめ、市長、副市長、教育長、各部長と担当課、そういう会議が今までこの計画、子ども・子育て支援事業計画及び教育振興計画をつくられるときに、実際にそういう場があったかどうかちょっとお答えいただけるでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

○市民部部長（吉田 博之君） 武原議員の追加の質問にお答えします。

先ほどの幼保一元化の体制につきましてもでございますが、これについても補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、それぞれで行っております保育施設の集約化、幼稚園の統廃合に向けた取組につきましても、この方針、それから目的等々につきましてもは当然共有をいたしております。今、行っているそれぞれの施策も将来に向けた進むべき段階の一つだということも認識しております。

それから、会議におきましても、それぞれ市民部のほうと教育委員会のほうでそれぞれの計画を立てておりますけれども、この計画自体につきましても、それぞれの部署の代表が入っており

ます。両方に入っておりますので、そういったところで意見の統一というのは図られると思っております。加えまして、その結果につきましては、当然報告ということで上がってきております。

それから、会議につきましても、正式な会議というよりも日々、両部局連絡、相談等を行っておりますので、そういった意味では十分共有は図られているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） ただいまつくっております教育振興基本計画のほうは、ただいまパブリックコメントをしております、その意見をいただいた後で、部長会とか市長などと協議していくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 日々共有しながら目的、方針を確認しながらやっていっているという状況を確認させていただきました。ぜひぜひそれが壱岐市全体として、実際には今回も建設部とか財政もでしょうし、総務省からの部分の管理計画等を含めて、本当にトータルで考えていただけないといけないかと感じておりました。

今、それぞれでということ、ちょっと私が確認したところ、壱岐市企画総合調整会議というのがございますが、これは今どういう感じで、今されているのかどうかちょっと確認させていただいていいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 武原議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

企画総合調整会議ですけれども、今、総合計画を作成しております。その中で、企画総合調整会議、市長をはじめ各部長のメンバーで審議をしている状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） その規程をちょっと見ましたところ、設置の目的は、壱岐市の均衡ある発展と調和の取れたまちづくりを推進するために、この壱岐市企画総合調整会議を置くとなっております。その事務に関しても、総合計画とございました。ほかにも、やはり壱岐市の重要政策の企画及び総合調整に関することとございます。そして、各部との連絡調整です。この場合、会議を組織、招集するのは市長となっております。

やはりこの総合計画、今、総合計画とおっしゃっていましたが総合計画だけではなく、その中で特に市の重要政策のことを考える場合には、ぜひこの各担当課だけではなく、市の三役プラス部長、そしてここでは政策企画課が担当となっております。壱岐市の政策を全部調整、トータルでコーディネートするのが政策企画課になっていると思えますので、この総合計画も含め個別

のやっぱり重要な、今、壱岐市にとって本当に重要政策として考えていかなければいけない今度のこのども園化とかも、ぜひこういう会議を頻繁にさせていただきながら、調和の取れたというところがすごく大事ななと思います。実際にグランドデザインを描くには、そのあたりがないと全くつくれないと思います。

ここで、壱岐市の幼児教育・幼児保育、教育のグランドデザインの基礎となるというのが私は教育大綱ではないかと思うんですが、これに関して市長はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 武原議員の御質問にお答えさせていただきます。

この企画総合調整会議のところは総合計画とありますけども、市のグランドデザインが総合計画となっております。先ほど来の御質問というか、御発言の中で、部長等が密に連絡を取るところで前回の議会でもお話しさせていただいて、今、シン市役所として、毎月1回半日程度、部長メンバーで新たな、まさに先ほどのエリアでのまちづくり等について、それぞれの担当を超えて話をしているところでございます。

こういった企画総合調整会議、また毎週、部長等会をやっておりますので、様々な面で横串を刺して総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今回、教育・保育と幼児の保育と教育についてのグランドデザインということで、壱岐市全体の中の一部かもしれませんが、教育大綱については、まだ市長としてのお考えとしてはお聞かせはできない。それは教育長ということですか。では、教育長。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） すみません。質問を要求して申し訳ないです。

一つ、はっきりさせておきますけれども、市のグランドデザインは総合計画です。総合計画の下にぶら下がっているのが教育振興基本計画でございます。今般は、先ほど申された教育大綱でございますが、これは市長が教育分野について方向性を示すというものでございますが、今回、教育振興基本計画をもし認めていただけたら、それを市長のほうに持って行って、教育大綱にさせていただこうと思っております。

現在、幾つかの都道府県ではそのような形になっておりますし、私も今ある壱岐市の教育大綱は、壱岐市の教育方針をそのまま飲み込んでいらっしゃるわけですが、それはそれでもよろしいかと思っておりますけれども、具体的な施策がございませんので、今、申しましたような方向でいきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 大変丁寧な御答弁をいただきました。しかし残念ながら、まだ私が求める答えがなかなか得られなかったということで、特に子育て領域だけではなくて、やっぱり壱岐市における福祉やあらゆる領域でのグランドデザインがやっぱり今つくられようとしているところだと思います。

そんな中で機構改革も今後提案されておりました。個別の施設の廃止とか整備とか、もう本当にきちんと議論をされて計画を立てた上での実行ということをしっかり望んで、そのときには市民の声も聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。これで終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時51分散会

令和6年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和6年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 5番 山内 豊 議員
8番 植村 圭司 議員
15番 赤木 貴尚 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松本 順子君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 山内 豊君 | 6番 中原 正博君 |
| 7番 山川 忠久君 | 8番 植村 圭司君 |
| 9番 清水 修君 | 10番 土谷 勇二君 |
| 11番 音嶋 正吾君 | 12番 豊坂 敏文君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 赤木 貴尚君 | 16番 小金丸益明君 |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	草合 正吉君	農林水産部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

5番、山内豊議員の登壇をお願いします。

〔山内 豊議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 山内 豊君） おはようございます。毎日暑い日が続いておりますが、皆様方、熱中症等にはくれぐれも御用心されて、多分恐らく彼岸まではこの暑さ続くんじゃないかならうかと思っておりますので、自助の精神でしっかり頑張してほしいと思っております。

5番、山内豊、一般質問を行います。通告に従ってでございますので、どうか適切な御答弁等よろしくをお願いします。毛頭建設的な議論を求めておりますので、しっかり粘ろうとか考えておりません。ちゃんとした答弁が得られたら即座にやめますので、どうかどうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

先月の終わりに台風10号が壱岐にも来ました。何か久しぶりに台風が来たなという感じで、備えがしっかりあれば台風は過ぎ去っていくものと思っておりますが、やはり各地で被害等も出ている状況でした。

市長の施政方針演説の中にも入っておりましたし、やっぱりこの暑さですから、停電があると熱中症等の怖いリスクもあります。また、冷蔵庫の中がパアになったと、そういう経済的損害も出てきますので、くれぐれも万事に備えて、しっかりと防災・減災に対しては、行政のほう、やってもらいたいなと思っております。

その中でも、今回、三島地区の台風被害のことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回の台風はなかなか、もともと進路が関西のほうから日本国に入って抜けるとかという最初のような進路だったのですが、だんだん西に西に来て、最終的には九州をのみ込むような形で進んでいきました。

やはり異常気象の影響なのかどうか分かりませんが、いろんな災害、地震等もありますけども、万事に備えるということは極めて大事だなと、改めて感じた次第でございます。

定まらない上に速度が非常に遅く、広範囲に被害をもたらしています。市内でも停電等、生活に支障を来したり、熱中症の疑いで搬送された方——軽症と聞いておりますが——もあるようです。

このようなときに三島地区、二次離島であります。今回、質問通告の中に掲げてあるのが、被害の中でも通信遮断、情報網が途絶えてしまったということをお聞きをしております。

どうしてもこの時代、デジタルに頼ってしまうところが多うございますので、三島の方々もそういう感じで対応しておられたんだと思います。停電ではなくて、通信の遮断が起きてしまったということが話されておりました。

なかなかどうしてもデジタルの時代ですので、携帯の情報に頼ったりとか、テレビが映らなくなった、どうしたらいいか分からないと、完全に孤島化してしまう可能性がある、どうにかできないものかということをお相談を受けました。

今回、ちょうど通告を出す前でしたので、2つだけしかしないつもりだったんですが、急遽、この三島地区のことに関しては、質問通告の中に入れさせていただきました。

頼りになるのが、最終的には防災無線であるというふうなことも感じておりますし、三島の方たちは自助、共助はしっかりとされながらも、やはり公助に頼るところももちろんあるということに思っております。

そのようなとき、今回3つの質問をどうぞよろしくお願いたします。

この通信遮断ですね、多分ケーブルの断線かと思われませんが、そのようになった原因は何かと、そして、その被害を把握していたか、または被害に対して何か別の手段で解決を試みたかどうかということ、そして3番目、早期の復旧作業に併せて、災害に強いシステムの構築をお願いしたいと思っておりますので、御答弁のほうよろしくお願いたします。

○議長（小金丸益明君） 山内豊議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。5番、山内議員の御質問、今回の台風10号における三島地区の通信遮断について、3点御質問をいただいております。

1つ目の通信遮断となった原因については、企画振興部の担当となりますが、2点目、3点目

が総務部の担当となりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、三島地区が通信遮断となった原因は何かについてお答えをいたします。

市民皆様への防災情報等の伝達につきましては、壱岐市の光ファイバーケーブル網を活用いたしております。三島地区につきましては、郷ノ浦町渡良浦の嫦娥から海底ケーブルにより大島まで敷設しており、陸上立ち上がり後に大島、長島を経由し、再度海底ケーブルにより原島まで接続しております。

今回の原因でございますが、大島の立ち上がり地点において、台風10号による暴風の影響で電信柱に支持している光ファイバーケーブルに樹木が倒伏し、接続機器に過度の負荷がかかり断線したものでございます。

なお、今回のケーブル切断箇所の本復旧時には、周辺の伐採を行い、さらに保護カバーを取り付けた強化光ケーブルを使用することで、災害対策を行ってまいります。

次に、2つ目のその被害を把握していたかとの御質問についてお答えをいたします。

議案質疑において、山内議員の御質問の中で、企画振興部長よりお答えをさせていただきましたが、光ケーブルの断線については、8月29日の昼前に所管課である情報管理課から施設管理を行っている光ネットワークへ状況確認を行ったところ、市内全域からテレビが映らないなどの問合せが多数入り始めたとのことであり、市内で光ケーブルの被害が発生していることを確認し、災害警戒本部へ報告がございました。

その後、午後3時半過ぎに山内議員から危機管理課へ三島全域で通信遮断の疑いがあるとの御連絡をいただき、情報管理課へ原因調査と解決手段の検討を指示いたしました。

光ネットワークによる信号検査で切断地点調査を行いましたところ、海底ケーブルの先の大島側陸上部での断線が濃厚であることから、嫦娥側のケーブル機器の現地確認を行い、三島地区全域における断線被害、信号の不通を把握したところでございます。

次に、別の手段で解決を試みたかとの御質問についてお答えをいたします。

危機管理課において、この被害を確認した後、告知放送以外の伝達方法を確認及び検討をし、複数の伝達手段で情報発信を試みたところでございます。

1つ目は、現地から直接放送を行う方法で、情報管理課を通じて三島地区の各自治公民館長様へ電話連絡を行い、各島に設置されている放送設備を使って、身の安全を図っていただいた上で、現地から放送を行っていただくよう御依頼を申し上げ、対応を行っていただいたところでございます。

2つ目は、本市の告知放送につきましては、火災や気象警報の場合と同じように、録音を行わずに緊急情報として市から放送を行った場合、壱岐FMの放送中にその音声が入り込まれる仕組みとなっており、ラジオをお聞きになっている皆様には、市の告知放送の内容を直接お聞きいた

だくことが可能となっております。

この仕組みを活用しまして、8月の29日17時34分に台風の最接近の情報、そしてまた18時11分には、九州電力送配電の停電に関する情報等を告知放送にてお知らせをいたしたところでございます。

3つ目は、壱岐市公式LINE及び壱岐市防災メールの通知でございます。

これにつきましては、事前に御登録いただいている皆様のLINEやメールアドレス宛てに防災情報等をお送りするものでございます。こちらにつきましては、警報の発表、解除の情報及び市からの防災情報等について配信をしており、携帯電話の電波が届く場所において受信が可能です。

議員御指摘のように、災害時に防災情報が遮断されるということは大変な不安を与えるものでございます。今回の経験を基に、光ケーブルの断線等により各御家庭の告知放送が鳴らない場合でも市の防災情報を取得いただけるよう、ただいま申し上げたFMラジオ放送で告知放送を聞いていただく、また、壱岐市防災メール及び壱岐市公式LINEへ御登録いただくなど、市民皆様へ周知を図っていきたいと考えております。

次に、3つ目の早期の復旧作業に併せ、災害に強いシステムの導入をという御質問でございますが、まず、復旧作業に関しましては、保守管理を行っております光ネットワーク株式会社において、台風による防風雨が収まるのを待った上で、翌30日早朝から順次修繕を開始をいたしました。

光ケーブルの被害は三島地区を含め市内約100か所に及び、光ネットワークの通常作業員では人員が足りなかったことから、市内の通信事業者へ応援を依頼し、また、市外からも作業員を呼び、市内全域で修繕を一斉に行ったところでございます。

三島地区については、作業車両を航送する必要があったことから、フェリーみしまが運航を再開した8月31日の始発便で渡航し、同日、昼過ぎには三島での光ファイバーケーブルの復旧が完了いたしました。

なお、最終的には9月2日に市内全ての光ファイバーケーブルの修繕が完了したところでございます。

災害に強いシステムの導入につきましては、現在の告知放送システムは、現メーカーの事業撤退により、今年度、告知放送システムセンター制御装置の更新を進めております。今回の更新に伴い、新たな取組としまして、壱岐市ケーブルテレビのアプリを利用して、個人のスマートフォンから告知放送を聞くことができるシステムを導入することといたしております。

告知放送がなされたら、プッシュ通知によりスマートフォンにお知らせがされますので、利用者はこのアプリから放送内容を聞くことができます。光ケーブルの断線や停電の場合でも電波が

つながる場所であれば、スマートフォンから告知放送を聞くことができますので、市の防災情報等を取得していただく手段の一つとして、今後御活用をいただければと考えております。

なお、多くの皆様に御活用いただけますよう、アプリの利用について、今後周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 御答弁いただきました。やはり結構、私たちが思っている以上にいろんなことをされたんだと改めて思っています。ありがとうございました。

そしてまた、やっぱり壱岐の島が日本の縮図とかよく言われています。その中でやっぱり三島地区は壱岐の縮図であるんじゃないかと、個人的にも思っていますし、もうそう思っている方もいらっしゃるんじゃないかと思っています。

どうしても本土と比べると、地震等々あったときに復旧作業等一步二歩遅れがちになる可能性がありますので、それも踏まえた上での災害に強いシステムの構築ということをお願いをした次第でございます。

その中で御答弁にありました、今回、告知放送の個別受信機の件でございますが、更新をすると、8月会議のところで契約の締結をされたということをお聞きしております。

その中で山口議員のほうからいろいろ無線とか有線とかっていう話がありましたが、やっぱりそういうところも必要じゃないかと思うと同時に、デジタルだけに頼らずアナログもあったほうがいいんじゃないかと思うかと。

うちの場合、家にテレビがあってアンテナがあって、つなげるだけでまた見れたりするわけなんですよね。そういうところの周知とかも御検討いただいてやってほしいと思いますが、ちょっと再質問です。

告知放送、個別受信機に対しての無線通信、それは可能かどうかちょっとお尋ねをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山内議員の追加の御質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃられたとおり、8月会議の中で個別受信機の契約の際に、山口議員からの御質問の中でもお答えをいたしましたけれども、無線形式の検討はというところでもございましたけれども、議員御承知のとおり、今有線でのシステムの運用となっております。

市内でも、行政組織内でも検討をいたしましたけれども、今のシステム、個別受信機が利用しながら切り替えていくということ、そのことが市民皆様に情報を途切れなくお伝えすることがで

きる唯一の方法でございました。

ですから、今回、新たに購入をします個別受信機も有線の形の対応となっております。ですので、今後もいましばらくの間は有線での運用と活用になるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 聞いたところによると、工事期間とかそういう期間が無線にする
と相当時間がかかるというふうに言われていましたので、今の現状、使いながらの更新だとそう
いうふうな手段が一番かなと思います。

順番もあろうかと思いますが、やはり強い面のシステムの構築は頭の中に入れながらも、告知
放送受信機の更新をしっかりとさせていただきたいと思っております。

そして、自助、共助、公助のお話もありますが、公助に関しては昨日の清水議員のお話もあり
ましたが、できることって、ごく僅かであると思っています。ピラミッド型にすると一番頂点が
公助で共助、自助という形になると思うんですが、その中でも公助がやるべき役割というのはす
ごい重要で、責務である防災・減災、これはしっかりと踏まえた上での共助、自助のお願いとい
う形になってくると思います。

その辺は私も理解しておりますし、市民の方もだんだん3つの単語が浸透してきたんじゃないかな
らうかと思っています。

まち協の中で、公民館の中でも、まずは自分を守ること、そして助け合いの心を持ってやって
いくということは、最大の防災につながるのだと思っておりますので、その辺はまた再度周知
をお願いしたいと。

同時に、三島地区に関しては、どうしても二次離島ということもありますので、普及作業等々
一歩二歩遅れがちになります。その辺再度、またしっかりとした強いシステムの構築と、あと周
知徹底のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。誰一人取り残さないような三島地区にして
いただけるように心から願ひしておりますので、ここは強くお願ひしたいと思ひますので、よろしく
お願ひします。

1番目の質問、これで終わりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

2つ目です。今回機構改革にならないかなと思ひながらも、無駄な削減にならないかなと思ひ
ながらもちょっと考えさせていただきましたが、辞令交付の必要性についてということを質問で
出させていただきます。

辞令交付も種々多々いろいろありまして、消防団に関しては辞令書だけをぼんとやっていて手
元にくるとかいうところもあれば、しっかりとした階級の上の公務員の方がしっかりと辞令を渡す
という、そういう何か儀式的なところもあります。

ただ、後から再質問等でもお願いするとは思いますが、この時代、そういう時間の無駄とか労力の無駄とかペーパーの無駄とか、そういうことを考えられないのかなと思って、今回投げかけさせていただきました。

日程調整など市長とか替わったばかりですので、そういう反応があればすごくうれしいなと思いますし、やりたいというのであればこれはしょうがない。

ただ、やっぱり無駄はなくすべきだと思っておりますので、その辺の御答弁も踏まえながらよろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 山内議員の辞令交付の必要性についてお答えをいたします。

初めに、本年4月1日付、人事異動に係る市長部局の辞令交付の状況について御説明をさせていただきます。

まず、年度末の3月29日に退職者及び市長部局からの出向・派遣職員、そして人事異動となった管理職合わせて38名に対し、辞令交付を行っております。

また、4月1日には新規採用職員及び派遣受入れ職員合わせて15名への辞令交付を行っております。このほかの職員の辞令交付は、各部署でおのおの実施しているところであり、市長から直接辞令交付を行う所要時間は、両日ともに20分程度であり、さほど時間を要するものではないとさせていただきます。

次に、辞令を作成する根拠でございますが、彦根市公文例規程に公文書として定めており、職員の身分、給与、勤務その他の異動についてその旨を記載して本人に交付するものと規定をいたしております。

辞令は、公務員の任命、承認、異動、懲戒処分などの人事決定が行われたことを証明する公文書であり、その交付を行うことは非常に重要であり、ペーパーレス化する部類のものではないという認識でございます。

辞令交付の必要性について、その主な理由を3点ほど申し述べます。

1点目は、責任の明確化です。辞令交付を受けることにより、職員の職務や責任が明確となります。これにより、業務遂行上の混乱や誤解を避けることができます。

2つ目は、透明性の確保です。人事異動や職務変更が公正かつ透明に行われていることを示すため、辞令交付は必要と考えています。さらには、職員の人事管理が適正に行われている根拠にもなるものです。

3点目は、組織運営の効率化です。辞令を通じて、職務の移行が円滑に行われることで、組織全体の運営がスムーズに進みます。新しい職務に就く際の手続が迅速に進むことで、業務の停滞

を防ぎます。

以上の理由から、公務員における辞令交付は、組織の安定と信頼性を支えるために不可欠な手続と考えております。

特に、新規採用職員の辞令交付式においては、壱岐市職員としての任命辞令の交付だけではなく、サービスの宣誓を行っております。サービスの宣誓については、地方公務員法第31条により「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」とされており、壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条により「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書により宣誓してからでなければその職務を行ってはならない。」と定められております。

このようなことから、職員への辞令交付を行うことは重要な意義があるものと考えております。以上でございます。

〔総務部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） よくよく分かりました。必要だということですね。必要ならば、書面に残すことは大事であるということは、辞令を受ける方々それぞれにしっかりと伝えていただきたいと思います。

はい、辞令よとかというような、たやすいものじゃないというふうな答弁と私は理解しておりますので、そこはしっかり受け取った側もやる側も、その覚悟を持ってやるんでしょうから、たやすいものじゃないと。

ちなみに、総務部長の、これまで受け取られた辞令はいまだにお持ちですか。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部长（平田 英貴君） ほかの職員は分かりませんが、私は昭和62年の7月に旧芦辺町で採用されましたけれども、これまでの全ての辞令等全て保管をいたしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） そうでなければならぬだろうなと思っておりますので、ずっと見比べていくうちに、ちゃんとした公務員としての立場がさらにわきまえられると思います。分かりました。この点に関しては、私の軽率な質問だったことをおわび申し上げます。

ほかの方にも聞いたかったところですが、代表して総務部長に聞かせていただきました。後でこそそそと聞きますので、よろしく願います。

教育委員会も所管されてあると思います。教育委員会のほうでは辞令のほうに関してはいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） 山内議員の追加の質問にお答えをいたします。

教育委員会で扱う辞令には、教諭、事務職員などの県費負担教職員向けの県からの辞令のほか、市の職員、会計年度任用職員、壱岐市学校用務給食会職員、特別支援教育支援員など様々な職種がございます。このうち、県費負担教職員向けの県の辞令に関しては、除外してお答えをいたします。

教育委員会が扱う壱岐市関係職員への辞令も市長部局と同じく、壱岐市公文例規程に基づく公文書として辞令を交付することは、重要な意義があると考えております。

ただし、議員の御指摘にもありますとおり、辞令交付式について、交付する方法については検討の余地があるものと考えておりますので、今後、教育委員会として考えてまいりたいと考えています。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） そうですね、検討の余地があるところは検討していただきたいと思います。辞令交付となれば、仕事中でも片やジャケットの1枚を羽織らないといけないし、着替えないといけないし、移動もしないといけない。そういう時間的ロスを削減して、逆に仕事に費やす時間のほうを優先していただきたいと思いますので、できるところからやっていただきたいと思います。教育委員会のほうです。よろしくお願いします。消防署のほうからありましたので、また後からよろしくお願いします。

辞令交付の必要性については、これで終わりたいと思います。

最後の質問に入ります。教職員の働き方改革についてということで質問させていただきます。

これは中央教育審議会からの答申を基にされてあるとは思いますが、なかなか先生方の働き方というのが、保護者と生徒児童とかにはなかなか見えてこない部分もありまして、壱岐市ではどうしているのかなというふうなことが、私の率直な疑問でした。

あと、この問題は先生方の時間外勤務のことがまずもってあったと思うんですが、それも踏まえながら、3つほど質問させていただきます。

壱岐市では具体的にどのような改革を行っているのでしょうかということと、2番目です。教職員からの働き方改革に対する要望などを聞き入れているのか、それを実際に取り入れた事例等があるなら教えていただきたい。

3番目です。児童生徒または保護者に働き方改革によるしわ寄せ等々が来てはいないかというのを懸念していますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 働き方改革の御質問にお答えいたします。

まず、私どもは先生方が精神的にも肉体的にも元気な状態で児童生徒に向かっていただく、これが一番重要であると思っておりますので、働き方改革についても、再々、校長会などで校長先生方をお願いというか、御指導を申し上げております。

ただ、教育委員会としてもお願いするだけでなく、何かしなきゃいけないと思っておりますので、今から具体的な対策等をお話いたします。

まず、最初の質問の具体的な例でございます。方向性としてまずは3つあると思っております、1つはマンパワーを増やすということ、それから2つ目は休む日を増やすということ、最後がデジタル化の推進、この3つだろうと思っております、これで取り組んでおります。

最初のマンパワーを増やすでございますが、今年度から4つの中学校と大きな小学校2つにスクールサポートスタッフというのを1名ずつ配置しております。計6名なんですけれども、この方々が、用務員さんとは別に印刷や教材づくりなどをやってくださるということで、配置した学校からは助かっているというようなお話を聞いております。

それから、2つ目の休みを増やすですが、これもいろいろあるんですけれども、学校閉庁日というのを夏休み中につくっております。お盆を中心として学校で設定して、全く外部からのいろいろな接触がないような、学校を完全に閉めるというのをやっております、これでその期間確実に休めますので、先生方がリフレッシュするというような機会になっているかなというふうに思っております。

次に、デジタル化なんですけれども、3つほど申し上げたいと思います。

まず最初に、今年度から小中学校の児童生徒が持っている端末に、ミライシードという学習用ソフトを入れております。これが授業のやり方を支援するような機能もございまして、これで授業がやりやすくなったというようなお話を聞いております。

これは、市長の政策の中のオンライン学習サービスの無償提供、これにも当たるかなと思っておりますけれども、児童生徒は授業で使う以外にA Iドリルを使っておりまして、A Iドリルですと、先生がわざわざ採点したり、それからその結果を記録するとか、そういった業務もないんですね、その辺で軽減ができているかなと思っております。

2つ目ですが、学校と保護者が連絡するソフトがあります。盈科小学校は使っていないんですけれども、t e t o r uというのがありまして、これで保護者は学校を子どもが休んだり、途中で帰ったりするときの連絡をこれでやっています。電話をしなくてよいということになっています。

逆に学校は、いろいろな便りを子ども経由ではなくて保護者の端末——スマホに直接送っております。こうしますと伝わる伝わらないということはございませんので、お互いの負担軽減につ

ながっていると思っております。

最後は、先生方自身のお仕事を支援する校務支援システムというのがあるんです。C 4 t h という名前がついておりますが、これ県下全てで大体入っております、例えば先生方は学校日誌とか保健室がつくる保健日誌とか、あと指導要録というのがあるんですが、こういったものを全部デジタルでつくっております。そのことで、紙にしなくてよくて業務が簡単になっております。

また、市教委と学校も今は全部デジタルでやり取りしておりますので、電話をするとか、わざわざ集まるとかということがかなり減っているというふうに思っております。

次に、2番目の質問の要望を取り入れたかということでございます。これ2つほど申し上げます。

まず最初に、校長会から校長や教頭だけが使える校務支援システム上の相談の場みたいなものをつくってほしいと言われております。それをつくっております。先ほど言いましたC 4 t h という上に、校長たちだけが入れる部屋とか教頭たちだけが入れる部屋をつくっております、そこで校長さんたちはほかの人にはできない相談をデジタル上でやっているということです。

同じようなものを事務職員からも、私たちもつくってほしいと言われましたので、今は事務職員用もつくっております。これで集まらなくても、そして時間を気にせずに質問を投げかければ誰かが回答してくれるような形になっております。

それからもう一つは、今度11月ぐらいから各学校に電子黒板が入るんですけども、この電子黒板の選定に当たっても、メーカーに来てもらって先生方向けの説明会をしております。

今回の選定については先生たちの意見をいっぱい入れて、先生たちが使いたいという機種が入るようになったと思っております。このことも負担軽減に、つまり授業がやりやすくなって負担軽減につながっていると思っております。

最後、しわ寄せでございますね。これはよく聞くんですけども、何がしわ寄せなのかというところがすごく難しいと思っておりますが、現在のところ、市教委に働き方改革でこれこれこういう困ったことがあるというような苦情は届いてはおりません。

ただ、以前のように、教職員が勤務時間外にサービスとして行っていたことがだんだんできなくなっております。その分を保護者であるとか地元地域が担うという形はできてくると思うんですが、そこに必要なのはお互いの理解であると思えます。

彦根市内にはコミュニティ・スクールという仕組みがあって、地域や保護者が先生方と話す仕組みがございますので、そういった中で協議していくことで、その辺は解決できるのではないかなと思っております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 様々な働き方改革が行われているかと思います。

ただ、先生方に対しては、それはごもっともだと思っておりますし、3つですね、マンパワーで休む日を増やしてリフレッシュ化。マンパワーに関しては、どこの自治体というか、どこの民間の現場もマンパワー不足が本当響いております。

ただ、大きい学校、基本中学校と大きな学校2つだけに1人入っただけでもこれだけ違うということは先進事例でありますので、これからもマンパワーに関しては学校も、マンパワーが欠如に対して子どもたちに影響が及ぼすとか、連絡手段が遅れるとかということはあってはなりませんので、その辺はしっかりとまたお願いをしたいと思っております。

休む日も増やす。これは閉庁日のことなのでしょうが、閉庁日に関しては先生たちのお休みの取扱いというのは、特休とか校務日、別の扱いになるわけなんですか。いいですか。はい、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 基本的に年休を取っていただく、あるいは夏季休を取っていただくという形になっております。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 分かりました。そうですね、閉庁日に関しては学校で働く方は先生だけじゃなくて、用務員の方もいらっしゃる。用務給食会のほうでも年休を取らざるを得ない状況とか、ない方に限っては何か別のところに行かなければいけないと。そういうどうしようもないときにはちょっとした手を差し伸べてあげるとか、そういう人事の段階でちょっと相談に乗ってあげるとか、そういうことも大事なかなと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

教職員からの要望とかは、校長先生たちの場、教頭先生たちの場ということで、いろんな話が出てくるんだろうなと思ひまして、これから先、すごい明るい子どもたちの未来を見据えた上での話合いとか、現場の問題点とか、学力の問題とか、体力の問題とか等々がいろんな話が出てくるとかと思うんですが、そういうところは、集まった上の話合いの結果とかというのは教育長のほうに上がってきたりはするのでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 全部が上がってくるというわけではないです、案件によるということですが、私のところには校長会を通したものは上がってきておるということでございます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） すみません、私、しつこいものですから、ちょっとこういう話に

なると思いますので。

やっぱり校長先生が現場では最高指揮官なんだろうと思います。その上に教育委員会がいて教育長がいると。一応教育委員会も教育長も、ある程度学校のほうをコントロールはできないのかなというふうにも思いますし、現場だけで全てが行われていて、教育長知らないとかということは、これはあってはならないことだと思います。

1つだけ夏休みに関して例を挙げたいと思いますが、ある中学校なんですけど、夏休みに熱中症警戒アラートが発令され、突然、発令されたら部活動は中止ですというふうなことがtetoruで来た。tetoruももちろんいいんでしょうけど、命を守るための最善の策だろうと思います。最善というか、もうそれしかないのかなと疑問にも思いました。

そういうときにはほかの学校はいろんな工夫をされてやると。ただそこだけは熱中症警戒アラートがずっと出て、夏休み期間中は全く部活がなかったと。私は、果たしてそれでいいのかなというふうに思ったのが実態です。

ただ教育委員に関しては、昔話はもうタブーとされていますので、私たちが昔はねとかとかいうことは多分今ではもうできないことだと思っています。ただ、やりたい、どうしてほしいなとか、そういう子どもたちの切実な思いとかというとは、一つのtetoruでぼーんと入ってきてから、そこからの発展はないのかなというふうに思います。

それ教育長さんも御存じだと思うんですが、そういうときにある程度の指針を出してあげるのが教育委員会の役目かなとも思いますし、これイコール子どもたちも先生たちも工夫をして何とかやっついていこうというふうに、多分先の将来に見据えても、こういう暑さでもありますし、でもしようがない、やらなければいけないときが必ず出てくると思います。

そういうときに工夫をしてやるとかという方法すら多分奪ってしまう可能性がある。私はその辺はすごい懸念をしまして、ある程度はやっぱり教育委員会が学校に対してはこういう方法でやってはどうだろうかとか、せっかく教室にクーラーがついているんだから、ある程度行って練習してからクーラー、教室を開放して、そうやってまた帰ってくるとか、そういういろんな工夫ができたと思うんですけども、その辺で教育長の率直な答弁を聞きたいなと思います。お願いします。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 時間もありますからたっぷり話してもよいところですけれども、ちょっと個人的見解を求められても困るわけですが、個人的見解を申し上げますが、私も校長だったことがございます。

県立高校ですが、県教委からああだこうだ言われます。私はそれが一番嫌でね、生徒の前に、子どもの前にいるのは先生たちで、校長なんですよね。校長は最後責任を取るんです。

だから校長が判断したことについて、市教委がああとかこうとか言うのはちょっといかがかなと。もっと言いますと、太平洋戦争前の教育のように、行政が教育に対してあれやこれや言うことが教育をゆがめると思っています。

今議員がおっしゃったことは私も耳に届いております。しかし私としては、その校長の判断をいいとか悪いとか申したくございません。恐らくそこは校長は簡単には考えていないと思うんですよ。子どものことを考えて、特に人数が一番多い学校ですからいろいろ考えて、いろんな生徒の顔を浮かべて校長は判断をしていると思います。

そして、その結果が練習はさせないということであったのであれば、私としてはその校長の判断を尊重したいと思えます。繰り返しますが、私は、教育長になってから校長たちにあれをしろこれをしろと命令はしておりません。校長会でも私はお願いというふうに言っております。それが民主的であると思っております。民主的でみんなが自由にしゃべれる、自由に考えるようなことにならないと、今議員がおっしゃったように、最終的に市教委が判断したことばかりやるような考えない教師や考えない校長を育てることになると思えます。

私は、基本的に考えなさい。そうするとA中学校とB中学校で対応が違う、それはありだと思えます。今までは全部の中学校や全部の小学校は同じことをやろうと、護送船団方式みたいなのが合ったと思うんですけれども、例えば同じ島の中ですけれど違うことをやってもそれはいいだろうと。繰り返しますが、よく考えて、もっと言えば、私が求めたいのは、校長が保護者や地域と話した上で決めてくれるのが一番いいんですけれども、今回のことは熱中症でしょうから相談する時間はなかったと思えます。その上で校長が判断したと思っておりますので、そういうふうになったんだろうと思えます。基本的に私はそういうふうを考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） 山口教育長は私も、習ってはないんですけど、その当時学校におられましたし、北陽台での御活躍はテレビでもお顔拝見しております。

ただ、命を守るということは大前提で分かりますよ、分かります。ただ、そこからのフォローアップはないのかなと思えます。お休みですよ、じゃあ別の課題課しますよ、これをやっていただきたいとか、学習に対してやってくださいよとかって、そういう空いた時間2時間ぐらいあるわけじゃないですか、午前中の、そういうところのフォローアップは必要かなと思えます。

山口教育長のおっしゃっていることも分らないではないです。ただ、全てがお任せ状態だったら格差が生まれてくるんじゃないでしょうか、子どもたちに対しての格差も。高校とか別の高校に行く子もいらっしゃるでしょうけど、壱岐高校、商高に行かれる方がほとんど。

でも、私のときはアラート出たら休みやったけんとか、そういう話になると、一つになるもの

もなくなると。そういう僕は懸念をしているんですよ。現場にお任せするのは私も賛成です。ただ、そこからのもう一步踏み込んだときのフォローアップもお願いをしたいなと思います。

熱中症警戒アラートが出て部活動を中止しました、家におってください。その代わり、学習等々をやらせてくださいねって、そこから先生方からの発信も t e t o r u でいいわけじゃないですか。こういうところの学習もお願いしたい。あとは試合が間近の部活に関しては、自分たちで無理にならないような体を動かしてくださいとか、そういうフォローは私は欲しいとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 大分一般質問と違う方向にいつているように思いますけれども、お気持ちは分かります。

ですから、先ほど申し上げましたように、学校運営は校長が責任を持って保護者や地域の理解を得るような方向でやるべきだと思っておりますので、今おっしゃいました、校長が判断をした、その後の説明責任であるとか、そういったものは校長にあると思っておりますので、今日議会でこういうお話になりましたので、今後、校長会等で共有してまいりたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 山内議員。

○議員（5番 山内 豊君） ぜひ、やっぱり生活の大半を子どもたちは学校で過ごすわけですので、夏季休暇中であろうとも、やっぱり学校のことはどうしても気になりますし、部活動のこと等は気になります。

私、ジュニアバレーで指導をしています。20人ぐらいの子どもたちを指導していますが、もちろん体育館の状況を見ます、まずは。状況を見て、もう振り切っていたら絶対駄目ですよと、駄目ですよ。でも、ぎりぎりまでだったらみんなどうするねって、まず聞きます。やりたいですって。でもここから上がったら駄目よねって。そこまではもちろん教えます。

でも、やりたいよねという子どもたちの気持ちを私は阻害したくないなと思っております、自分の判断では。なので、そういう子たちもいるということはもう承知をしていただきたいし、何か工夫をしてやるということは、私は大事だと思います、これから先の人生においても。

やっぱり先生によっては、いろんな対応策をしている先生方もいらっしゃいますし、コロナ禍のときは30分に1回手洗ってこいとかいう先生もいらっしゃいました。そういう先生すばらしいなと思いつながらも、何とかしてやらせてあげたいという気持ちを持つ情熱のある先生方もいれば、でも、したいけどもしようがないというぐっところえる先生方もいらっしゃいます。

いろんな方もおられるので、そういうところは教育長も校長会とかやられているんでしょうから、しっかりと情報共有していただきたいと思いつます。

あと、いろんなことを先生たちの休む時間とかを増やす、職務の軽減をさせるということで、

地域とかけ離れてしまうのではないかという懸念もあります。全てが、さっき言われましたサービスとして先生がやられていたことを、これからPTAに全て丸投げとか、地域の関係機関にじゃお願いします、もう学校ノータッチですとかという話も現状あっています。

段階的に踏んでいかないと、働き方改革のうちのこれでもうしようがないんですって、分かっ
てくださいねという理解を求めながらやらないと、そういうふうに保護者も取られますし、保護
者が育ってきた世代というのは、先生たちがやってくれていたというのもありますので、今は時
代が違うんだよということを大前提に置いて、説明をしながら変えていかないと、地域から
どんどん僕は離れていってしまう気がするんですね。

その辺は働き方改革もいいでしょうけど、まずは地域に根差した学校の取組としては、学校の
先生同士で情報を共有していただいて、さらなる学校教育、子どもたちのためにやっていただき
たいと思います。

教育委員会とはいろんなこともこれから話していきたいと思っておりますので、働き方改革に
ついては私も理解をしまして、そういう方向だっということも、PTAのほうでも話をしてい
かなければいけないと思っています。情報を共有することが大事ですので、そこに弊害がないよ
うな形でしっかりと寄り添いながら、説明をしながら新たな教育の一步を踏み込んでいきたいと
思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

教育委員会に関してはこれで終わります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山内 豊議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、山内豊議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、8番、植村圭司議員の登壇をお願いします。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 植村 圭司君） 皆さん、お疲れさまです。こんにちは。暑い日が続いております
けども、この議論が熱くなるかも分かりませんが、建設的にやってまいりたいと思ってお
りますので、よろしくお願いします。8番、植村圭司が一般質問を通告に従いましてさせていただ

こうと思っております。今日は、大きく3つ質問したいと思っております。

そのうちのまず1番目から、子育て政策の新しい基本方針が必要ではないかということで質問させていただきます。

子育て政策につきましては、平成26年度、壱岐市子ども・子育て会議の答申、壱岐市公立保育園・幼稚園のあり方を基本に、第3次壱岐市総合計画、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って、政策を実行中と理解をしております。

しかし、平成26年度答申につきましては、その時々々の社会情勢や実情に応じて方針を変更、総合計画と子ども・子育て支援事業計画につきましては、今年度までの計画で、今後の方針が不明瞭であります。今、この状態で幼稚園の統廃合も打ち出しをされようとしている状態でございます。

2年前に、既に、私が、認定こども園を4園設置するという総合計画の実現が、これは令和6年までなんですけども、令和6年までに認定こども園4園を設置するという計画について不可能であるということが明瞭であったために、令和6年度以降の目標がなくなるということを指摘しまして、一般質問のほうで述べさせていただきました。

そこで、一度、子育て政策のグランドデザイン、全体構想、それを決めたほうがいいのではないかとということで提案をさせていただきました。ソフトとハードの両面で施策を再検討し、子育てにお金をかけて人口増に寄与できないかという提案をしていたところ、当時の白川市長からも参考にするというふうなお答えをいただいております。

そこで、今日の議論ですけども、今後の政策につきまして、以下4点のほうをお伺いしたいと思っております。

まず、1点目です。まず、幼稚園の話なんですけども、幼稚園は今から統廃合を進めようとしております。2年前、当時の教育長答申の中では、令和6年3月まではこのままで、その後、幼稚園の段階的統合を進める中で、幼稚園型認定こども園について、市民部と協議することについて見通しとして持っているという答弁でございました。市民部と教育委員会は、これまで協議してきたのか、これから協議をするのか、今後の協議計画を具体的にお伺いしたいと思っております。

2番目に、平成26年度答申の形が今どうなっているのかが分かりません。時々で変えたとされましても、文書として確認ができず、何を根拠に政策を進めているのかが議論できない状態です。同答申の最終形をどういうふうに理解したらよろしいのか、見解をお伺いいたします。

3番目、こども計画策定中との認識でございますが、平成26年度答申の位置づけをどういうふうに行っているのかを伺いたいと思っております。同答申の作成時から時はたち、10年がたっておりますが、社会情勢は大きく変化をしております。こども計画策定の中で、新しく全体構想

を考え直して基本構想とすることが必要じゃないかと思って提案をさせていただいております。

4番目に、子ども・子育て会議のほうで主に政策が議論されているということでございますけれども、議事録の確認をするには、情報公開請求が必要で容易でございません。また、担当課の窓口で議事録閲覧することができるということでもありますけれども、閉庁時間がありますので、時間的制約もなく、窓口ですっと長い時間見ることもできず、非現実的かと思っております。容易に誰でもがアクセスできる方法で議事録等を閲覧できるように変えるべきではないかと思っております。見解をお伺いいたします。

そして、さらに、同会議に提出された資料も見れません。パブリックコメントの結果も今は見れない状態です。今年度以降の議論にも影響する話でございますので、記載されている内容を公開すべきではないかと思っております。子ども・子育て会議の審議に係る資料など、子育て政策に関わる資料の限定的な公開がされている状態では不十分かと思っておりますので、全て公開ということで市民に共有していただきたいと思っております。御見解をお伺いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） まず、最初の協議したのかという御質問でございます。

私が教育長になりましてから本日までですが、こども園やそれから幼稚園の現状については、市民部の部長さんとは何度もお話しはしております。ただ、それは非公式な形でございます、記録や議事録はございません。そして、こども園をつくる前提となりますのは、議員が御指摘されている前の教育長の答弁にもあるとおり、まず幼稚園の統合をしてその中でということでございます。やっとな今幼稚園の統合を始めたところでございます。現在、保護者などの意見を聴いております、それを踏まえて進めていくつもりでございます。その段階で、必要に応じて公式な会議を市民部と持つことになろうかと思っております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 吉田市民部長。

〔市民部部長（吉田 博之君） 登壇〕

○市民部部長（吉田 博之君） それでは、8番、植村議員の2番目以降の御質問について、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、②につきましては、回答申の最終形をどう理解したらよいかという見解の御質問でございます。

まずもって、答申でございますので、答申という形で進言や意見を受けております。それを受けての市の方針といたしましては、施設の集約化を行いながら認定こども園の開設を目指すとい

うところで御理解していただければと思っております。

これまでも御説明のとおり、壱岐市総合計画及び26年の壱岐市公立幼稚園及び保育所運営のあり方を基本としながら、その時々々の社会情勢や実情に応じて、壱岐市子ども・子育て支援事業計画の見直しを行いながら、その計画に沿って政策を進めてまいりました。

令和5年9月には、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画中間見直しで、令和6年度までの事業計画を市議会のほうで認めていただいた状況でございます。ただし、この支援事業計画につきましては、市議もおっしゃいましたとおり、本年度に計画期間の最終年度を迎えることになり、これに伴い、令和7年度から11年度までの計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定と併せて、市町村こども計画を一体的に策定することで、現在、策定業務を着手しておる状況でございます。

その中で、新しい市の方針も、この会議からの答申等を受けながら決定していくと思っておりますが、それにつきましても、分かりやすく示す必要があるという認識は持っておりますので、その計画の策定業務の中で、きちんとそういったことも踏まえながら、計画の策定に努めたいと思っております。

それから、3番目につきましては、今申しましたこども計画策定の中で、新しい全体構想を考え直し、基本政策とすることが必要ではないかという御質問でございます。

まさしくそのとおりだと考えております。これまでもお話ししていますとおり、社会情勢は大きく変化しております。児童の減少につきましても、我々が想定した以上に減っているというのが現状でございます。今、教育長のほうからも答弁ありましたとおり、教育委員会のほうでも統廃合を進めながら、その状況を見てということになっております。市民部のほうでもございまして、集約化をしながら考えております。その中で、今御指摘のとおり、新たに考え直す必要があると思っておりますので、この策定に当たりましては、第2期子ども・子育て計画の進捗状況やニーズ実態調査を踏まえながら、新しい現状と課題を踏まえ、引き続き子ども・子育て会議で御審議いただき、またパブリックコメントによる市民皆様の御意見を伺いながら、子ども施策の取組を迅速かつ確実に進めることができるものとなるように進めてまいりたいと思っております。

そして、その内容につきましても、市民の皆様に分かりやすくお示しし、子ども施策の取組を迅速かつ確実に進めることができるように努めてまいりたいと思っております。御質問のとおり、考え直すということは非常に大切だという認識の下、計画の策定は進めております。

最後に、4番目でございますが、これにつきましては、集約いたしますと、子育て政策に係る資料が限定的にしか公開されないのは適切ではないという御質問でございます。

まずもって、子ども・子育て会議につきましては、会議の判断により公開されているもので、会議録・記事録を確認するための情報公開請求手続はおおむね必要のないため、今まで窓口での

閲覧ということにしておりましたが、今回のような御指摘もあることでございますし、誰もが容易にアクセスできる方法については、ホームページの掲載等可能なことを検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、パブリックコメントの結果につきましては、これまでホームページで1か月程度の掲載期間をもってお知らせをいたしておりました。この件につきましても、パブリックコメントに限らず、議事録、計画書、それから市の方針も含めまして、子育て政策を市民の皆様へより分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと思いますので、今後とも御意見をお聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

〔市民部部長（吉田 博之君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。おおむね私の希望に沿う答弁になっているように思っております。今回、最大限いろいろ考えていただいたんだろうというふうに思っております。ありがとうございます。

先に、幼稚園から行きましょうか。幼稚園、教育長の答弁で、これから保護者説明会等、幼稚園のほう、今始まっています、その状況を見ながらこれから市民部と協議をしていくということでもございました。

2年前に私質問した際に、令和6年3月まではこのままでというふうなお話で、それから統合に向けて協議をしてみたいというふうなことでありましたので、今がこの時期なんです。その状態のままが今の状態ですので、まさしくこの状態が維持されているということでもございますから、適切に動いてきているんだろうというふうに思っています。

それから、今後の方針を今確認をいたしました。その中で、保護者説明会の状況を鑑みて、これから市民部と協議ということでもございますから、そのまま進めていただきたいと思っております。よろしく願いします。

一つ意見なんです、この子ども関係の施策が今こういう状態でもございますけども、幼稚園の保護者様から、次の認定こども園の計画が決まっているんだっつらば、すぐに賛成して、もうもろ手を挙げてオーケーだよねというふうに言いたいという方もいらっしゃるんです。要は、今この状態、つまり認定こども園の計画がない状態で、統廃合だけ進めていくということが本当に大丈夫なんだろうかと不安があるというふうなことも聞いております。ですから、早急に認定こども園の計画をつくっていただきたい。認定こども園できるのが一番いいんですけども、計画検討、こういったことを早く進めてほしいというふうなことを若いお父さんお母さんたちは思っているようにございますので、市としてもそこは考えていただきまして、なるべく早

急に認定こども園が出来上がるような方法を考えていただきたいというふうに思っております。

幼稚園はこれで大丈夫です。このまま聞いていただきたいというふうなことで、丁寧に説明をしていただきたいと思います。

そして、まず、今度市民部のほう、こちらのほうは26年答申のほうですけども、今ホームページ見ますと、どうしても26年度答申が紙として出てまいります。これを見ると、やっぱり10年前のものが見えるということで、10年前の考え方なんです。私も、見ていまして、これよくできているなど、よく考えられているなどと思っています。それで、いろんなことに配慮されて、当時の方々御苦勞されたんだろうというふうに思います。

そして、その中の話としましては、幼稚園については施設整備をしながらの、勝本は霞翠幼稚園に、芦辺町は瀬戸幼稚園に統廃合するというふうに書いてありまして、あとへき地保育園については郷ノ浦幼稚園に統合し、幼稚園型認定こども園、あと通園バスもありまして、これは導入検討しますとになっていて、あと給食センターの活用というのもありまして、活用して給食センターから運ぶというふうなことも提案されているんですけども。でも、この内容等は、やっぱり時代に沿わないんだろうということで、今結果的にはこの形になっていないと思うんです。この方法を今見た方が、もうこうなるんだというふうなことがちょっと勘違いしやすい状態になっているのかなと思われまますので、今の状態で、26年度答申がどういうふうになっているのか、どこかでちゃんと分かりやすくなっていけばいいんじゃないかというふうに思って、今回質問させていただきました。

答弁では、これを分かりやすく表現するというものでありました。今、第3期計画も含めてこども計画策定中でございますので、その形を示しながら、今回のそのこども計画に反映するようになりやすくするというものでございましたので、そこはきっちりやっていただきたいと思えます。御答弁、ここについては感謝を申し上げます。この方向で進めていただきたいと思えます。

最後の4番目、今、情報公開請求しないと出てこない議事録等、資料についても一部開示しかされていませんので、これもホームページ等可能なことを検討していくということでありました。私も無茶を言うつもりはございません。全くそういったできないことをしてくれというふうなことを言っているわけじゃなくて、やっぱり出せない話もあると思えます。ですから、出せること出せないことよく考えていただいて、出せる範囲で可能なことをやっていただきたい。その気持ちも酌んでいただいているんだろうというふうに思っております。そういう意味では、今回のこの4番目の答弁につきましても、納得するところでございますので、よろしく願いいたします。

補足なんですけども、これは、今度市長にお伺いしたいんですが、市民部長の答弁に限らず、この情報公開の考え方といいますのが、今はたまたま子育て関係の話ですので、パブリックコメントでありますとか、子ども・子育て会議の話ではあるんですけども、市政全般にわたって

情報を市民と共有する必要があるだろうと思っています。

今年の4月には自治基本条例が新しくなりました。その自治基本条例の第4条と第19条のほうには、市民との情報共有ということが記載されています。特に、まちづくりに関する情報を共有すると。まちづくりといいますのも、まちづくり協議会という話ではなくて、まちづくりの定義といいますのが、持続可能な住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組となっております。このあらゆる取組は市はやっていると思いますので、この第4条の自治の基本原則、市民、市議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するため公共の福祉に反しない限り互いに情報提供に努めること。そして、第19条、情報公開で市民に対し積極的に情報提供を行うものとなっておりますので、この点につきまして、市の職員さんに周知、当然ながら市民のほうにもこのことを周知していただきまして、市民と市で情報を共有しながら建設的な意見に向き合っていくように努力をしていただきたいと思います。と思っています。

そこについての市長の見解をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 植村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、市民の皆さんと情報を共有することは必要だと思っています。先ほどの山内議員の中にもありましたけれども、時代が変わって、本当に今厳しい時代と思っています。私も、今回、「一緒に前へ」ということでスローガンとしましたけれども、行政だけでこの時代を乗り越えることはできないというふうに考えております。そのために、やはりまず知ること、これは非常に重要だと思っています。まず知って、よく教育でもありますが、まず知って、そして学んで実践する。この入り口が知るということですので、先ほど植村議員がおっしゃったように、まず知っていただく、この努力につきまして、市として積極的に行っていきたいと思っています。

そういった意味で、今回のこの子ども・子育て会議の話だけではなく、全体的に広報広聴に力を入れてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 市長からも力強いお言葉をいただきました。広報広聴力を入れていただくということで、市と市民がお互い寄り添って、同じ情報を共有しながら前に進んでいく、そういった市政をこれからも目指していただきたいと思います。願っております。

1番目の質問につきましては、ほぼ満額回答でございましたので、私は、これで以上になりたいと思っています。

続きまして、2番目の質問に参ります。2番目に、市道除草や高枝伐採の市民負担軽減をとい

うことで質問させていただきます。

人口減少と高齢化で、市道除草作業とか高枝伐採が自分たちでできない地域が増えつつあります。対象市道も部分的に返上したいという要望も、複数の自治公民館から出ていることとおっております。これら要望につきまして、了承する場合としない場合があると思われましても、判断が分かれているところでございます。どういう判断をされているのか、お伺いしたいとおっております。

また、市民の負担軽減策として、農業機械銀行との連携ができないか、工夫の余地はないのか等の見解を伺いたいとおっております。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 8番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

市道管理の要望に対する判断基準と市民の負担軽減策として、農業機械銀行との連携の2点の御質問でございます。

1点目の市道管理の要望に対する判断基準は、その御質問でございますが、要望に対し、その都度、課内で協議を行い、対応の可否を判断をしておるところでございます。議員がおっしゃられます明確な基準というところまでは設定をしていない状況でございます。

2点目の市民の負担軽減策として、農業機械銀行との連携などできないかという御質問でございますが。

議員御承知のとおり、市道の維持管理につきましては、地元の自治公民館の御協力を得ながら維持管理に努めているところでございます。改めて、市民皆様の日頃の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、市民の負担軽減の側面から、1級、2級の幹線道路並びに主要な観光道路につきましては、毎年度、農業機械銀行に維持管理を委託し、適宜伐採作業等を実施している状況でございます。

しかしながら、多くの自治公民館におきまして、人手不足等により、市道の除草作業等に苦慮している状況であることは認識をいたしております。市道の総延長は1,337キロと非常に長いことから、全ての路線を農業機械銀行に委託するということではできませんけれども、今後も継続して農業機械銀行との連携を図るとともに、地元自治公民館の負担軽減策といたしましても、現在実施をしておりますバックホー、タイヤショベルの補助金に加え、トラック等への補助につきましても既に検討をしているところでございますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） お答えいただきました。

この問題については、私、4年前に質問をさせていただいてまして、つい最近かと思っていたらもう4年たっていたんです。4年前の答弁では、研究するということでもございました。今日はその研究の成果を聞きたいということで楽しみにしていたわけなんですけども、ちょっと研究をした経過としましてはあんまり進んでいないのかなというのは、私の持った印象です。4年前の話のときは、やっぱりもう高齢化は当然ですけども、病気の方も出ないと仕事にならないというふうな、また逆にすると仕事に邪魔になるとかという話もあって、結構作業に対してはいろいろな話が市民の間でもあって苦慮しているというのはまさにそのとおりなんです。

1,300キロほどの市道があって、そのうち当時の話では約2割、240キロ程度の市道について道づくりをお願いをしているという話だったと思います。確か240キロですね。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、4年前の御質問ということでございました。その当時、植村議員のほうからは、年齢とか、そして公平性の面でも研究をしていただきたいということの御意見もいただいていたところでございます。

まず最初に、地元管理延長でございますけれども、1,337キロのうち地元自治公民館で管理をいただいている延長が1,065キロ、全体の約8割ということになってまいります。

また、植村議員からの前回の御質問の中で、この年齢の構成であったり、公平さ、平等性から研究してほしいということでございまして、市としましても研究は重ねてまいったところがございます。

維持管理業務につきましては、地元の負担の軽減のためにどのような方策が取れるかということで研究をまいりました。そして、またメーター当たり今16円の地元への助成をさせていただいておりますけれども、地元の労力の軽減と、そしてまたこの単価の見直し両面につきましても研究をまいりましたが、現在のところでは、地元皆さん方の御協力に対し、できるだけその労力の削減につながるような、そういった助成に対して力を入れていこうという考えで進めているところでございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 失礼しました。2割のほうではなくて、8割のほうに自治公民館に委託というよりも協力願っているという状態だということでございますね。1,065キロが道づくりの対象になっているということでありまして、市民のほうもこれに応えようというこ

とで頑張っているわけでございます。

自治公民館もいろいろありまして、大きいところから小さいところ、人数もそうですけども、範囲が広いとか狭いとか、延長が長い短いありますので、たまたま住んでいるところの場所に依りて、作業が1日、半日、2日、いろんなどころがありますから、せめて労力の公平性ということで、ある程度の負担がかかり過ぎているというところはよく考えていただきたいというふうなことで、当時お願いをしていたわけでございます。

今、最近言われているのが、もういよいよ頑張ってもやれないと。人口は当然減っていますし、高齢化も進んでいますので、昔ばりばりやっていた方もちょっとやれんばいとかという話になっているわけです。あの方ができないとこっちもできんばいとか言って、どんどんどんしわが寄せ合って、もうほとんど延長、もう年2回なのを1回ずつにしようとか、そういった話にもなっているわけです。なので、返上したい、責任持てないよと、市のほうに返上して、何とか市のほうで管理してほしいというふうな気持ちも出てきているわけです。その気持ちはよく分かります。何とか責任を全うしたいけどできないという状態でございますので。

それについて、やっぱり分かったと言われている場合があったのと、いやいやもうちょっと頑張ってくれというふうな綱引きをしているところがあるということをお伺いしまして、どういう場合に了解があって返納できて、どういう場合にできないのかという話がちょっとよく分かんないなという話で今回質問しているわけです。

ケース・バイ・ケースでしょうから、確かに難しい問題だと思います。結局は、そういった負担が住民に行っているというということをよく認識していただいて、さらに研究をしていただいて、さっき私が言いました農業機械銀行。昨日も山口議員からも農業のほうで頑張ってくれという話があったんですが、それはそれで理解できます。ただ、農業のほうの受託というのも減っているんじゃないかと思います。その中で、仕事が減っているからということじゃなくて、逆に道路管理のほうの仕事とかは増えていくべきじゃないのかなと。そういってお金も人もシフトして、全体のバランスとしては、農業機械銀行というのを市が持っていますから、ここを使っとうまく市道の管理とかもできないかというのを工夫できないかということで、今回質問させていただいているんです。

その研究はどういうふうに進められてきているのかというのがあったら、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（小金丸益明君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 植村議員の再度の質問にお答えをいたします。

機械銀行との連携でございますけれども、現在までも、市としましては、機械銀行との連携を図りながら、この市道の維持管理に努めているところでございます。

現在、毎年、機械銀行と市道の維持管理業務を管理委託を行っておりますけれども、年間約3,500万円。そのうち、機械銀行のほうで、1級、2級、そして通学路の伐採をしていただいておりますけれども、延べ50路線、約61キロ、60キロを超える距離において伐採等を行っていただいております。

また、日頃の市道の管理、そして軽微な補修等についても、機械銀行さんのほうで補修を随時行っているような状況でございます。市道の今の適正な維持管理、十分と言えるかどうか分かりませんが、維持管理に努める中では、機械銀行さんの多大な御協力をいただいているという状況でございます。

それで、今後も、今、議員が言われますように、市道の延長がこれだけ長うございます。機械銀行さんの可能な限り、市道の管理につきましては、機械銀行さん、そして、また市内の業者の方のそういったところのバランスもございますので、その辺は適正にこちらのほうでも考慮、判断をしながらお願いをしていきたい、適正な管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁ありがとうございます。可能な限りということですので、それでいいと思うんです。しかも、民業圧迫というのはやっぱりよくないですから、民業圧迫しない限りで、可能な限り、市としてこの除草作業、伐採作業、機械銀行さんと協力、お願い、連携して、なるべくやっていただきたいと思っております。

これ以外にも方法があると思うんです。私、まだほかにも探してまして、方法を、いろんな他市の状況とか見ますと、アイデアはいろいろありました。まだちょっとお話できていませんので、今後私提案しまして、市民が軽減できる方法というのを持ってまいりたいと思っておりますので、またお話乗っていただければ助かります。

今日は、これで、機械銀行さんの件については、連携を可能な限りするというところでございますので、やっていただくというふうなことであれば、頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、それと軽減化、負担軽減の話は公平になるようになるべく、よろしく願いいたします。今後も続けて研究をお願いいたします。

そして、3番目に参ります。3番目が、企業版ふるさと納税の充実をということで質問をさせていただこうと思っております。

市長公約の中では、企業版ふるさと納税を合わせてふるさと納税で30億円の達成を目指しているということでございました。現在、企業版ふるさと納税の専属職員が1人だということで伺

っております。このままでは、民間の都合に合わせた対応ができずに、せっかくの機会を失う可能性もありますので、応援しておりますので、体制の強化のほうよろしくお願ひしたいということで質問をさせていただきます。

ちょっと今簡単な説明になったんですけども、この対応されている1人の方が出張等行かれたりすると、ちょっとやっぱり手薄になっているのかなというところが見受けられましたので、対応のほうをお願ひしたいというわけでございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 植村議員の企業版ふるさと納税の件についてお答えさせていただきます。

企業版ふるさと納税制度は、議員も御承知のとおり、最大9割の税額等控除があるとはいえ、企業の負担も当然1割発生いたします。このようなこともありまして、これまで本市では御寄附頂きました企業につきましては、代表が本市出身の企業の方、またエンゲージメントパートナーなど、壱岐市と関係性の深い企業に限定されているという状況であります。

本年度につきましても、主要施策の実現や一般財源の歳出抑制のため、企業版ふるさと納税の寄附獲得目標を、対前年度比3倍強に当たる1億円を掲げておりまして、現在取り組んでいるところでございます。

先ほど議員のほうより1名とありましたけれども、主担当として係長のほうがおりますが、当然、課長また担当者のこの3名で業務に当たっております。

まず、企業から寄附があった場合の流れを簡単に御説明させていただきます。

寄附の方法は主に2つありまして、最も多いものが現金による寄附となっております。こちらは、企業の意向に合致する事業をこちらから御提案しまして、企業の希望されるタイミングで御寄附を頂いている状況でございます。

2つ目が、物品による寄附となります。この場合につきましては、現金寄附の流れに加えまして、内閣府への確認が必要となる場合が多くあっておりまして、ここは一定の時間がかかっているというところになっております。

現状としまして、寄附機会の喪失とならないよう、企業の御提案や御要望に対し、丁寧かつ速やかな対応はもとより、良好な関係性の構築など、担当課におきまして対応しておりますが、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、この企業版ふるさと納税につきましては、東京事務所、また寄附の使用目的となる担当課とも連携して推進してまいります。

以上でございます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（8番 植村 圭司君） 御答弁いただきました。

たまたま、私が今回ちょっとこの質問をさせていただいているのが、私の関係者の方で壱岐市のほうにちょっと寄附をしたいんだけどということをつないでくれと言われたもんですから、それでちょっと私も関わったもんですから聞かせていただいたんですけども。

事情としては、その会社側の都合というのが結構あって、たまたま会社として動ける時間帯があって、それで税理士さんとかの都合もあったということで、会社の動きに合わせた状態で市のほうの対応もしていけないと、なかなかすれ違いがあったり、意見の疎通ができなかったりして、ミスマッチで終わってしまうこともあるのかなということがちょっと感じたんです。会社様もやっぱり気持ちよく寄附をしたいでしょうから、その気持ちよく寄附をしていくことに応えるには、やっぱり対応としては、もうなるべく丁寧に頂けるように尽くしていくことが大事かなと思っております。そのためにも、ちょっとのそのミスマッチというのが損失になるとまずいかなと思っております、充実をというふうに思っております。

今3名ということでございました。主担当の方いらっしゃるんですけども、やっぱり主担当の方はいろんなことで忙しい場合があったり、出張があったり、すぐに対応できない。副担当の方いらっしゃると思いますけども、やっぱりちょっと主じゃないので、不十分なこともあるかと思っております。ですから、やっぱりここは、3人でいらっしゃいますけども、この制度も期待できるところでありますので、より充実させていけるようにチームを組んで頑張っていたいただきたいと思いますので、皆さんのほうからも、応援するなり、厚く、処遇改善といいますか、手厚くちょっと対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと早いですけども、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

ここで、草合保健環境部長より発言の申出がっておりますので、これを許します。草合保健環境部長。

○保健環境部部長（草合 正吉君） 失礼いたします。昨日の4番、山口議員の一般質問に対し、確認し回答をさせていただきとされていた3点につきまして、回答をさせていただきます。

まず1点目の、資格情報のお知らせとは何かとの質問に対する回答でございますが、マイナ保険証の保有者が、自身の被保険者資格を把握できるよう、現在の保険証の有効期限前、また12月2日以降は新規資格取得時や負担割合変更時に通知される文書となっております。

この資格情報のお知らせでは、被保険者の基本情報が記載されており、マイナ保険証の利用できない医療機関で保険診療を受ける際に利用することができる通知書となっておりますが、市内では全ての医療機関でマイナ保険証の利用が可能となっております。

次に、マイナンバーカード有効期限が切れても一定の期間利用できるのではないかと御質問についてですが、昨日の私の回答のとおり、電子証明書の有効期限が切れれば、マイナ保険証としても利用できなくなることを確認いたしましたので、御回答いたします。

最後に、資格確認書の有効期限でございますが、マイナンバーカード一括改正法では、最長5年となっております。長崎県では、現在の国民健康保険証と同様に、有効期限は1年と決定されております。

マイナ保険証の関係情報は、様々な情報が錯綜しており、山口議員御指摘のとおり、正確な情報を市民皆様へお伝えできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） それでは、引き続き一般質問を続けます。

次に、15番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） 午後1番目ということで、本日私が最後の質問になります。持ち時間50分ということで、50分以上にはなりませんので、よろしくお願いいたします。

今回は、2点ほど質問させていただきます。1点目は防災面に関してということと、2点目は教育関係ということで。教育関係に関しましては、毎回のよう質問をさせていただいて、御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、1点目の防災についてですが、ちょっと余談になりますが、先日1泊2日の出張がありまして、諫早市のほうに行きました。何と、携帯電話を家に忘れて1泊2日島を出ました。非常に不便でした。高速船のジェットフォイルの中で、どうしたら、どうすればいいのかと、いろいろ半分パニックになりながら、いろんな連絡を取るとか、場所を調べるとか、そういうことをどのようにしようかということ1時間ずっと考えました。

要は、今もう携帯電話、スマートフォンがないと何もできないわけではないのですが、それができない体になっているのだなというのは感じました。

防災面においては、やはりいざとなったときに携帯電話を使えないとか、壱岐から出している子どもたちにどうやって連絡を取るのか、そういうところを非常に考えました。

今回の防災に関しては、ちょっと違う観点で質問しますが、非常にそういう点で、どのようにしたら子どもたちと連絡を取れるのかとか、家族に連絡を取るのかとか、壱岐以外に住んでいる親戚とか知人にどうやって連絡をするのかというのを非常に考えました。

公衆電話が非常にありません。非常にありませんというのはおかしいのですが、昔に比べると全くないです。博多駅に行くと、まず調べるものがないので、公衆電話がどこにあるのかなという、公衆電話のマークを探していくのですが、デパートのところにもありました。

ただ、本当に目につくところに公衆電話がないので、非常に困りました。

しかも、公衆電話をかけようにも、嫁にかけようと思ったのです。こうやって携帯を忘れたからというところで、非常に夫婦関係は良好なんです、携帯電話の番号はさすがに覚えていなくて、ただ、唯一の手段があって、嫁さんの携帯番号はどうにか手に入れることができたので、その後は嫁を通じて子どもとか行く先々の連絡というのは取れました。

今何が言いたいのかというところなんです、非常に皆さん携帯電話に依存しているわけではないのですが、携帯がない状況、いざ災害が発生したときに、どのように人と連絡を取るかというのは、改めて皆さんの中で考えられたほうがいいのかと思っておりますし、私もその点をどのように皆さんに伝えたいのかというのは非常に考えさせられたので、今後はしっかりそういう部分を伝えていきたいなと思っております。

今できることは、私は小さいカードタイプの番号を書いた紙を財布に入れておこうかなというのを一つ考えております。

そういうところで、皆さんの中で携帯電話がないときにどのように対処するかという点を考えられてもいいのかなと思っております。

前置きが長くなりましたが、まず1点目についていきたいと思えます。防災救急対応についてのヘリポート整備についてということで、質問をしたいと思えます。

9月1日は防災の日というところで、9月1日の防災の日というのは、大正12年9月1日に関東大震災が発生して、この震災を教訓として、国が一人一人の防災対策の重要性を広く国民に理解してもらうためとして、防災の日を制定したそうです。

9月は、防災をしっかり意識して備えを改める月と考えました。その点で、壱岐市の防災について伺います。

私は、携帯を忘れて出張した日を、私の防災の日と考えて、携帯電話を絶対に出張には忘れないぞというところを決めたところですが、まず今回1点目に、壱岐市における防災ヘリポートの必要性についてどのように考えているのかというところと、2番目に、壱岐市に新設の防災ヘリ

ポートの整備の計画はあるのかというところと、3番目に、防災ヘリポートを新たに整備したらドクターヘリの発着、共有は可能かというところを質問していきたいと思います。

主に防災ヘリ等は皆さんに身近に感じられるところなので、そういう点を主に質問していきたいと思いますが、まずこの点において、執行部の答弁を求めます。

○議長（小金丸益明君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。山川消防本部消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 15番、赤木議員の御質問にお答えをいたします。

防災救急対応のヘリポートの整備について、①の壱岐市における防災ヘリポートの必要性について、どのように考えているのかについてですが、初めに救急患者発生時に関するドクターヘリの搬送件数及び災害派遣に伴う自衛隊の急患搬送件数について説明いたします。

令和5年中、長崎県ドクターヘリが29件、和白病院のドクターヘリが28件、合計57件搬送しております。令和6年は、8月末日現在までに36件搬送しています。

次に、災害派遣に伴う自衛隊等による急患搬送件数は、令和5年中が11件、令和6年は8月末日現在で5件搬送しております。

ドクターヘリの運用が開始され、年々減少はしておりますが、夜間の急患搬送については、ドクターヘリが対応できないため、必要な搬送手段であると認識しております。

ヘリポートの必要性ですが、災害派遣に伴う自衛隊等のヘリコプターは、壱岐空港のみですが、ドクターヘリ及び長崎県防災ヘリについては、それぞれランデブーポイント発着可能場所が示されており、ドクターヘリが壱岐市内13か所及び防災ヘリが壱岐空港はもとより、各学校等のグラウンドを発着可能場所としており、なるべく現場から近い場所を選定していますが、原則機長の判断により、どこにでも着陸できる体制が取られており、今のところヘリポートの必要性は感じておりません。

②の壱岐市に新設の防災ヘリポート整備の計画はあるかについてですが、壱岐市地域防災計画の中には、ヘリポートの整備を行うとありますが、現在のところ計画はありません。

③の防災ヘリポートを新たに整備したら、ドクターヘリの発着は可能かという質問ですが、整備されれば発着共有は可能です。

以上です。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 今回、防災ヘリポートというところと、ドクターヘリが発着というところ、一緒のことを言っているつもりで質問しております。

防災ヘリポートというところにおくと、自衛隊が発着したりとか、そういうところも含めて、いろんな防災面において発着するヘリポートだと思っていいと思うんですが、壱岐市で市民の皆さんが身近に感じるのはドクターヘリが多いなと思いますし、ドクターヘリを利用された方も、本当にドクターヘリが身近なところにあるというところを感じられたと思うので、いわゆるドクターヘリの発着について、いろんな数値とか必要性を今回質問していきたくったのですが、ちょっと私の今回調べたところで、まずドクターヘリの運用は、平成18年の12月からで、18年目を迎えていると思いますが、その点は正しいかどうかというのは、後で消防長にお答えいただきたいと思います。

もう18年目かということと、私の調べたところによると、近年のドクターヘリの発着の回数が、令和2年が61回、令和3年が57回、令和4年が53回、令和5年が56回というような数値を調べてきたのですが、この点はどうかというところですが、今の数値でいうとこのような感じになって、年間平均約6日に1回が発着をされているのではないかなと思いましたが、この点の数値は間違いじゃないかどうかだけ、答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 山川消防本部消防長。

○消防本部消防長（山川 康君） 赤木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど私が答弁した令和5年の件数ですけど、赤木議員が示されているのは56回、私が説明したのは57回、1回多くなっておりますが、これは向こうからの搬送件数で、和臼のヘリコプターだったと思いますけど、こちらは救急が出勤していない件数も1件入っていたものですから、一応加えて57件という説明をさせていただきました。

残りの2、3、4年はここに手元に資料がありませんので、申し訳ございません。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。この数値はホームページから消防年鑑、あれから調べたので、間違いはないと思いますが、この平均回数でいうと、最近4年間の発着回数でいうと、6日に1回発着しているということになります。

数値でいうと、1週間に1回ぐらいドクターヘリが来ているのかというところですが、1日に2回来ることもあれば、ちょっと間を置いて来ることもあったりするのですが、本当にドクターヘリの利用というのは身近にありながら、壱岐で治療ができない場合に、壱岐以外の病院にこうやって搬送されているのが現実です。

このような頻度の中で、発着場所で13か所なりあるということなんですが、私が身近なところでいつも発着を見ているのは、大谷公園グラウンドに発着をしているのをよく見かけます。

私の家、風向き次第で私の家のほうからバタバタという音を立てて発着をしているのもよく見かけますし、救急病院が光武病院と壱岐病院なので、その近くというところで大谷公園が発着に

多く利用されているのではないかなという見解をしておりますし、大谷公園での発着時に、中体連の陸上競技のときとか、私が住んでいる武生水地区の球技大会とか、そういうときに発着する場合があります。そのときは競技を中止しております。

競技の中止自体は、皆さん、市民の理解があつてこそなので、特にそれは皆さん理解しているのですが、実はそのときに患者さんとか患者の御家族の方は、その多くの目にさらされてしまっているというのが現状です。

患者さんのプライバシー等が、こうやって目隠しをしているというお話なんですけど、どうしてもそこがさらされている状況を、多くと言ったら多くなんでしょうけど、行事事とも言いませんが、行事があれば見かけたことが何度かございます。

そのときに、やはりドクターヘリならぬ防災ヘリの発着所というのは必要ではないかなと感じました。

行事を中止することだけでなく、プライバシーのことだったり、あとは砂ぼこりを巻き上げることに關して調べると、他の自治体においては、消防との連携があることで、先にグラウンドにとか砂ぼこりが舞うところには水をまいて対応したりという自治体もあるそうです。

よくよく調べると、一部の話ですが、砂ぼこりとかがヘリに悪影響があるというようなこともお聞きしました。

そういう点で、ヘリポートの建設というところによると、どういう問題があるのかというところですが、先ほども言いましたが、患者家族のプライバシーの確保というところが確保できるのではないかな。

現状、大谷グラウンドを多く利用しているというところにおいては、そういう部分がプライバシーを確保できていない場合も見受けられるので、改善の余地があるのではないかなというところでは。

そして、グラウンド等を使うと、砂ぼこり等によって機体の影響があつて、機体の故障なりすれば、救急搬送にも影響があるというところで、そういうところも含めて考えたほうがいいんじゃないかと。

発着地の周辺住民への影響というところは、非常に振動。ドクターヘリは、普通のヘリよりもジェットヘリに近いというか、音も強く感じますし、私の家のところを通っても音もすごいんですけども、実際に発着地の近辺の家への騒音だったり振動だったり、そういうところはすごく配慮すべきじゃないかなというところと、もう1点書いているのは、災害時の移送というところでいうと、UPZ、もしも原子力系の災害が起こったときに、患者さんが多く移送、他の地域の病院に搬送しなければいけないときに、現実、小学校のグラウンドだったり、学校のグラウンドだったり、大谷グラウンドを使うというのは、その時点で、例えば避難所とか避難用のトラック

だったり、資材が置かれていると、いざというときに使えないとか、そういうところを考えると、やはりこの防災ヘリコプター、ドクターヘリも発着もできる防災ヘリポートというのは、必要ではないかなと非常に感じたところでございます。

なかなか簡単にできるものではないので、建設コストもかかるというところなんですけど、実際、このことを進めていく上で、どこか具体的に作れる場所があるのかとか、どういうところがいいのかというところにも話があつたし、考えてみました。

やはり場所的なものは、大谷グラウンドというのは、光武病院だったり、壱岐病院が近いということで、救急搬送に近くがいいということで、そういう立地条件を考えられていると思うんですけど、病院の近くがいいというところが、やはりあるのではないかなと思いました。

今後、この計画を今のところ新設の予定はないというところですが、やはりいざという時のために考えるべきことではないかなと思いました。

病院の近くで、公用地であつたり、例えば民有地で何かいい土地があれば、そういうところの購入も含めて、建設にとにかく前向きに、一歩でもいいから進むべきだと思います。

最初の冒頭の私が携帯電話を忘れたところと規模があまりにも違いますが、いざという時のためにどうしておくかということに関しては、共通するところではございますので、やはりこの防災ヘリポート、原子力災害とかそういうときに、今いる病院の患者さんたちを他の自治体の病院に移送する等を考えたときに、必要不可欠な施設というかヘリポートだと思うんですけど、このことについて、ぜひ一歩なりとも進めていく準備と研究が必要だと思いますが、なかなか消防長では答えにくいところだと思いますので、市長のほうで何か答える的には難しいと思いますが、私の説得力がないのであれですが、必要性は感じたと思いますので、今後どのように進めていくかというのは大まかでいいので、お答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 赤木議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日、4市で原子力関係の要望を知事に行ってきたところでございます。

その際に知事にお話したのが、計画でいうとその中の一部ですけれども、全島避難をするのに1週間ほどかかるというような計画になっていますけれども、実際に本当に全島避難になった際に、1週間も市民を待たせられるのかというような意見も話をさせていただきました。

そういった中で、このヘリポートに関しましては、13か所、今あるというところで、現在必要性、作る予定はないというところでもありますけれども、財源の面も含めて、やはり壱岐、UPZ圏内に入っているというところがありますので、そこも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 進めていくということはしっかり受け止めたいと思いますし、しっかり今後もいろいろな提案をしながら進めていってもらえるように提案していきたいと思えます。

いざ災害が起こってしまったときに必要だったというところにはなりたくないですし、私も中途半端に質問をしておいて形にできなければ、この言っている質問も何の意味もないこととなりますので、どうかして必要だと思えられるように説得していきたいと思えますので、今後私もしっかり勉強していきますので、執行部側も前に進むために、いろいろ調査研究をお願いしたいと思えます。

それでは、1点目の質問は以上で終わります。

2点目に質問を移りたいと思えます。今回非常に財源的にも厳しい中において、このようにいろいろなものを作れ作れとばかり言ってしまうのですが、全く市民等に関係ないことではなくて、その先にあるものとして必要だからこのような提案をさせていただいております。

2点目には、今回市内の小中学校の水泳プールについてということで質問をいたしております。表現が水泳プールということにしておりますが、学校にあるプールのことについて質問していきたいと思えます。

壱岐市は小学校が18校、中学校が4校、それぞれに水泳のプールがあります。学習環境としてはとても充実していると思えますが、各学校の水泳のプールは老朽化が進み、維持管理の面で検討すべき点があると思えますので、以下の点を伺いますので、答弁をお願いいたします。

まず1点目は、各学校の1年間の水泳プールの維持経費は平均どれくらいかということですので。水道の水の料金だったり、薬品の塩素だったり、いろんなプールに関する維持経費がかかると思えますが、その点を平均でいいのでどのくらいかかっているのかということをお伺いしたいと思えます。

2点目は、今時点ですが、もう9月になったので、学校のプールはもう終わっているところですが、今年の夏にプールを使った期間に、水泳プールに関する修繕費用は小中学校で総額で幾らかかるところをお聞きしたいと思えます。

3点目は、水泳プールの修繕や部品の調達、工事関係で、その工事はスムーズに、いわゆる短期間、プールの授業が行われない期間に工事が終わってしまっても意味がないので、いわゆる学校の授業で行われる期間内に対応ができていないのかということをお聞きしたいと思えます。

4点目は、異常気象の猛暑や異常気象でプール授業に支障を来す事例はなかったのか。

5点目は、将来的に新しい学校を建設する場合に、各校に水泳プールは常設をする予定なのかということですので。

6点目、前回の一般質問でも触れましたが、プールを作らないのかというところなんですが、近年、各自治体では、学校の水泳プールの維持管理費の削減や教員の負担軽減のために、民間業者のプールの利用をされたりとか、民間業者に水泳の指導委託をしたりとか、プールシェアといひまして、各学校同士でプールを共有するとか民間のプールを利用するとか、そういうプールシェアなどの取組がありますが、壱岐市においては、該当する民間業者がありません。

その時点で、現時点では、民間業者への委託等は難しいですが、今後、壱岐の子どもたちの新たな学びと市民の健康増進、前回も言いましたが、介護保険料上昇抑制のためや、壱岐市の財政負担軽減や施設の集約、スポーツ合宿の誘致などの多目的で、市民も子どもたちもみんなが利用できるような効果を見込んだ上で、一般の人から学校等多くの人が利用できる屋内の温水プール、屋内の温水の壱岐市民プールという、仮称ですけども、建設の計画をしてはどうかというところを、今回2点目に質問したいと思います。執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 赤木議員の御質問にお答えをいたします。質問事項が6点ございますので、答弁が少々長くなりますことを御了承願います。

まず1点目の、市内各学校の1年間の水泳プール維持管理費の平均額でございますが、学校プールの使用は6月から8月にかけてとなります。今年度の水道利用料が確定していないため、昨年度の料金でお答えいたしますが、小学校は3か月間プールを使用した料金の1校の平均としましては、10万4,800円。同様に、中学校も3か月間プールを使用した料金の1校平均は、17万6,000円となっております。

また、消耗品となります塩素等の薬品については、今シーズン小学校の平均で11万8,000円、中学校の平均が13万1,300円でございます。

そのほか、プールを維持していくために必要な水質検査が平均3万2,000円、機械器具保守管理業務が平均3万8,000円となっております。

この平均額で見ますと、プール費用1校当たり、小学校では29万2,000円、中学校では37万7,000円ほどとなります。

水道料、水質管理、機械保守等のプール維持管理費総額としましては、小学校は414万円、中学校は113万円となっております。

次に、2点目の御質問、今回の市内小中学校の水泳プールに関する修繕費用でございますが、まず、これまでの修繕状況を申しますと、小学校のプールでは、令和4年度にろ過装置や漏水などの修繕で103万8,700円、令和5年度も、ろ過装置や給水用バルブの修繕などで159万900円、中学校では、令和4年度がろ過装置や循環装置の修繕で57万3,650円、

令和5年度も、ろ過装置や漏水の修繕で8万740円でした。

これまで、各校の機械類の修繕を行ってきたことから、今年度については修繕件数は少なくなっており、小学校において、タイルの補修等で21万980円でした。

次に、3点目のプール修繕に係る部品調達やスムーズな対応ができているのかの御質問ですが、水泳プールの修繕や工事については、機器の故障や破損箇所が出てきた場合には、まず、各学校において不具合箇所の確認を行い、その後に教育委員会へ連絡を入れてもらうような対応となっております。

その後、業者立会いのもと、修繕箇所の確認を行い、修繕に向けて進めているところです。

しかし、プールを使用する期間も限られておりますので、早急な修繕、工事を心がけておりますが、取り替える部品によっては、調達等に時間がかかるケースもございます。

その場合には、学校へ工事の詳細について連絡を行い、プールの使用についても御相談をさせていただいているところです。

残念ながら、今年度は1校が部品の調達に時間を要したことで、プール使用期間内での修繕ができず、使用ができなかった事例もございました。

このように、各学校の機器は老朽化しておりまして、毎年修繕を行いながら運用している状況ですが、プールは水をためて実際に稼働させないと、機器の故障や漏水が分からないことや、使用している途中で機器が故障するケースもありますので、できる限り短期間で修理ができるように努めているところでございます。

次に、4点目の、猛暑や異常気象でプール事業に支障を来す事例はなかったのかについての御質問ですが、各学校からは、猛暑や異常気象においてプール事業に支障を来したとの報告は上がってきておりません。各学校において、猛暑の際、プール周りの床等で足の裏をやけどすることがないように注意するなど、対策を取りながら授業を行っていたと聞いております。

次に、5点目の、将来、新学校建設の場合、各校に水泳プールは常設するのかの御質問にお答えします。

現在、新学校建設の計画はございませんが、今後、新たな学校建設や再編の協議を行う際は、プールの建設費や、先ほどから申しますランニングコストなど、また、周辺のプールのプール施設の状況等を考慮しながら、その必要性について検討していくことにならうかと考えております。

最後に、6点目の、市民プールの建設の御提案に対してでございます。

これまで申し上げてきましたように、各学校のプールについては老朽化が進み、小修繕を行いながら使用しておりますが、機械類の修繕では対応できない配管やプール槽などの損傷で、使用できなくなっている学校も数校ございます。

現状では、大きな予算を必要とする大規模な改修工事は行わない取扱いとし、該当する学校に

については、勝本B&G海洋センターもしくは近隣の小学校プールを使用してもらい、バスを借り上げての送迎を行っているところでございます。

大規模改修を行わないという判断に至った学校のプールの代替としてのプールは、今申しました夏季のみ市が運営しております、湯ノ本のB&G海洋センタープールでございます。

本施設につきましては、昭和61年の竣工から40年近い年数がたっており、修繕等により施設を何とか維持しておりますが、特に平成29年度の暴風雨や台風の影響により大きく破損をしており、いまだ修繕復旧に至っていないところもでございます。

今後、大規模修繕として屋根を張り直した屋内プールへ、またトイレ等の改修も考えているところでございますが、その場合、現在のプールや配管等の設備の状態について、一定の調査をした上で検討を進める必要があると考えております。

このB&G海洋センタープールの機能を維持することで、議員の提案にあります市民の健康増進や財政負担軽減などの各種効果も見込めるものと考えられ、併せて学校プールの代替、そして市民など多くの人々が利用できる市民のプールとして機能を充実し、引き続き維持させていきたいと考えておりますので、現時点では新たなプールの建設については考えておりません。

以上でございます。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 答弁ありがとうございました。

水泳のプールの維持管理、経費的なものを数字でおっしゃっていただきましたが、平均でいうとそんなにないのかなと思われがちなんですが、使用する期間とか使用する頻度等に換算すると、非常に施設的に学校の授業で使うものですから必要というところは感じますが、現在、壱岐市に学校の数と子どもたちの人数を考えると、集約していいのではないかなというところと、集約はするけれども、もっといい環境にすると。子どもたちが水泳を学ぶにすごくいい環境にしてあげることが必要ではないかなということを感じております。

今、水泳大会もなくなりましたし、中体連の水泳もなくなりました。中体連の水泳がなくなって、既に、私が27歳ぐらいのときになくなったんですかね。もう中止になりまして、今、全中連ももう中止の方向ですね。もう27年前なんで、もういい歳なんで30年ぐらいになるんですかね。

なぜ覚えているかという、郷ノ浦中学校時代かな、武生水中学校時代ですかね。私が帰ってきたばかりで、二十四、五のときに水泳の授業で水泳を教えに行っていました。水泳を学んで帰ってきたので、水泳を教えてくれということで行きまして、その何年後かには中体連がなくなって、えっと思ったんですけれども、やはりもうそのときからというか、壱岐市に水泳をする環境

がないなというのを感じておりました。

先ほど、B&Gプールのお話もありましたが、B&Gプールその当時はまだきれいだったのでよく行っていました。

でも、最近のB&Gプール、皆さん御存じかどうか分かりませんが、屋根も何もなくて、鉄骨むき出しの屋根でプールになっています。ほぼ屋外プールになっているのですが、今子どもたちの現状、大体どういうものかというところ、ちょっと数字でいうと、小学校18校で、これ5月1日現在の数値ですが、1,213人と、大体1校平均すると67人ぐらいです。中学校が665人で、1つの学校すると166人です、平均ということで、子どもたちが減っている中で施設も維持をしなければいけないけれども、ある施設は老朽化してしまって、本当に子どもたちが学ぶにとってすばらしい環境かというところ、私が感じる所、私が今までプールを見てきた中では、本当にもうちょっと改善してあげたいと思うプールです。

今回問題点は、いわゆる老朽化ということと、プール自体が古くなってしまっているの、維持管理ですね、漏水とか、あとはいわゆる消毒する機械等も老朽化して、そういう点でいわゆる財政面で負担がかかっているのではないかと、少子化による利用頻度が少なくなって、もっといい環境をつくってあげれば、子どもたちも学ぶ場が、新しい学びができるのではないかと、一番最後に書いていますが、教員の負担軽減というところなんです。

先ほども働き方改革等のお話がありましたが、日本全国、水泳授業が教員の負担になっているところなんです。先生だから教えて当たり前だろうというところなんです、なかなか先生たちも全てを網羅するわけにいかないの、水泳も教えるにはなかなか難しいのが現状のようです。

水泳というのは、なかなか人間が二足歩行になってから、普通に歩いたり走ったりというのは、教わらなくてもできることなんです、水泳というのは4泳法あって、その4つの泳ぎというのは、教わらないと泳げません。

昔、船から落としたり泳げるようになったという話もありますが、そういうことはなくて、水泳というのは4つの泳法は教わらないと泳げないということで、しっかり先生たちもそれを全て教えることは非常に難しいんですよ。

だから、そういう点で、今各自治体での取組は、民間のスポーツクラブに委託したり、外部委託されているのが現実です。

泳げる、泳げないというのがどういうところに影響があるかというところ、今、子どもたちの学びのところを話しております。壱岐市には屋内温水プールがないので、子どもたちは夏だけプールで泳ぐということと、あとは海水浴場に行って泳ぐということなんです。

近年、泳げない子どもたちが増えているというのはよく聞きます。ただ、データのどれくらいかというのは持ち合わせておりませんが、非常にそのことによって、海や川とか、そういうと

ころで溺れる可能性があるということとか、最近言われているのは、水害とかの災害時に対処できない子どもとかがいるというような報告も受けております。

まず、水泳というところでは学ばなければいけないということで、その学びの環境をしっかりとつくってあげたいということと、最初言いましたが、市民の皆様の健康増進というところでいうと、水泳というのは非常に効果が高い。体の健康維持するのに効果が高い。

まず、ゼロ歳児、マタニティ、子どもがお腹にいる妊婦の方から水泳というのを学ぶことができる。そしてゼロ歳児からも水泳を学ぶことができる。

そして、高齢者の90、100歳とかになっても学ぶことができる。芸能人でいうと、吉永小百合さんがほぼ毎日プールで泳いでいるというようなお話がよくありますが、吉永小百合さんは水泳で自分の美しさを保っているというようなお話もありますが、本当に幅広く使うことができ、健康を維持するためにもプールの重要性というのは、壱岐市には屋内温水プールがないので、なかなかここは伝わりにくいところなんです、対馬と五島には実はあるんですね。屋内温水プールがあって、非常にその点で市民も利用されている状況です。

ましてや本土に行くと、福岡に行くと本当に身近なところにプールがあって、市民プールがあってという形で、多くの方たちがそのプールによって、プールイコール泳ぐだけではないんですよ。

プールの中で歩くことも走ることも、そして踊ることもできたり、そして泳ぐこともできるという、水泳、水の抵抗を使っていろんな体の健康を維持する作用があるというところで、そのプールの重要性というのは、本当に身近に感じられた方には理解できる場所なんです、壱岐にはそういう環境がないので、ぜひそういう環境を整えてあげたいなと思っているのが今回の質問の趣旨です。

防災ヘリコプターもそうですが、このプールもそうですが、建設にはかなりの費用がかかると思います。屋内プール。ピンキリですね。ピンキリというのはいろんな金額があります。大体25メートルの5コースですね。深さが大体1メートルか1.1メートルぐらいでいいんですが、そういうプールと色々な水回りを含めると、5億円から6億円ぐらいかかるんじゃないかなと思います。

そんなどこからどうやってその金を引っ張るんだという感じになるんですが、篠原市長も、いわゆる、企業とのエンゲージメントパートナーシップ等も進められておりますが、日本には大手のスポーツクラブ等プールを作りながらプールの運営をしている業者もございます。

そういうところと壱岐市が何かいい方法でコミュニケーションを取れて、エンゲージメントパートナーシップを取るとか、そういう形でもいいですし、ぜひそういうところで壱岐市にそういうところに参入してもらって、そういう体を動かす施設というのは若者が働きやすいところで、

雇用の創出にもなります。

若い世代が高校を卒業してでもいいので専門学校で学んで、壱岐に帰ってきて働くとか、そういう場にもなりかねますので、ぜひそういう点でこういう施設をしっかりと取り組んでみてはどうかというところで質問をいたしました。

今回は教育的観点のほうから質問したので、主に教育委員会が答弁されましたが、今回の私の市民プールの建設に対する思いというのは、本当に市民の方たち、皆さんに関わることだと思って、この建設をぜひ進めていただきたいなと思っての質問です。なかなか答弁的には難しいと思いますが、赤木がこういうことを考えているんだというところで御理解いただいて、今後もっと、先ほども言いましたが、執行部が動きたくなるような提案をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

いつも提案ばかりで申し訳ございませんが、財源的にも厳しいですが、理想は高いほうがいいと思いますし、新しい市長になられて、そして教育長も新しくなられましたので、前に進むためにも、こういう市民がわくわくするような提案をしていきたいと思っておりますし、新しくできるものがあれば新しくして、子どもたちも新しく学ぶ場だったり、大人も新しく学ぶ場だったり、そういうふうな前に進めていくことが、壱岐に戻ってきたくするための島になるためのことだと思いますし、私たちがそういう提案をどんどんしていくべきだと思っております。

中には、今あるプールでいいんじゃないかと思われる方もおられますし、いろんな施設を改修、改善、統合するときにはいろんな意見があると思います。本当にいろんなことを聞きながら、やはりできれば前に進んだほうが、若い世代もそうですし、これから子どもたちも夢を抱くには、前に進んでいく姿を、篠原市長のリーダーシップのもと、前に進んでいく壱岐の島のほうがわくわくして住み続けたい島になるのではないかと考えておりますので、市民の皆さまには御理解いただいて、前に進めるときはぜひ賛同していただきたいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

[赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇]

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後1時49分散会

議事日程 (第5号)

令和6年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 11番 音嶋 正吾 議員
14番 市山 繁 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松本 順子君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 山内 豊君 | 6番 中原 正博君 |
| 7番 山川 忠久君 | 8番 植村 圭司君 |
| 9番 清水 修君 | 10番 土谷 勇二君 |
| 11番 音嶋 正吾君 | 12番 豊坂 敏文君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君 |
| 15番 赤木 貴尚君 | 16番 小金丸益明君 |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 村田 靖君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 柳原 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 篠原 一生君 副市長 中上 良二君

教育長	……………	山口 千樹君	総務部部長	……………	平田 英貴君
企画振興部部長	……………	塚本 和広君	市民部部長	……………	吉田 博之君
保健環境部部長	……………	草合 正吉君	農林水産部部長	……………	松嶋 要次君
建設部部長	……………	平本 善広君	消防本部消防長	……………	山川 康君
教育次長	……………	目良 顕隆君	総務課課長	……………	横山 将司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

11番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。議長の御高配により、まだ私が3歳児の足の状態でありますので、4歳児、5歳児になるまで猶予を与えるということで、一般質問席から登壇をさせていただきました。

本日、11番、音嶋正吾が通告の議案に対する一般質問を申し上げます。

大きくは2点であります。

その第1点が、道路整備の在り方について、前市長のときにもお尋ねしましたが、これは見事に却下されました。そして昨日の高枝伐採等は、これもまた同僚議員の今の現況でやりなさいというような状態でありました。なかなか発展性がないなという落胆した気持ちであります。そういう気持ちでいます。今回はぐどぐど言う前に、「物言えば唇寒し秋の風」といいますが、なかなか秋の風は吹きません。警戒アラートばかりであります。自分がそういうふうにならないように相手をなしたい、そんな心境で一般質問いたします。

昨日、同僚議員が申し上げておりましたように、後期高齢化、人口減少が怒涛のごとく壱岐の島にも訪れておるのが現状であります。そうした中、壱岐市の現在の高齢化率は38.3%ですかね。約9,000人以上が65歳以上。年少人口は3,000人しかいない。そして生産年齢人口は1万2,000人程度であります。この先、壱岐はどうなるんですか。昨日、建設部長が言われましたが、誰が高枝なんかをやるもんですか。もっと将来を見越した戦略を立ててもらいた

いな。一人残らず、SDGsの精神じゃないですか。国がやるSDGsばかりじゃなくて、足元のSDGsももっと力を入れていくと考えます。答弁を聞いてから、まずは言います。

今、数字を挙げておりますように、国道、県道はかなり、私が前回、平成元年に質問をしましたら、センターラインとか、そうしたのをよく整備をしてくれております。感謝もしております。ところが、市道はもう一歩であります。それは財政が厳しいかもしれません。やる気があるのかなど。造るばかりじゃないですか。造って、生い茂って、視界が悪い。そういう状態が散見される。私は、こういうところは早急に見直していただきたい、そのように考えております。

市道の延長は1,337.1キロあると。これは建設課がきちんとした数字を教えてくださいました。これを全体でやるのは、今の状態でやるのも一つの手段です。しかし、高いところとか、高齢者が増えて、女性も多いんですよ、人口も減っていったら。もっとこういう事業にシフトを置くべきじゃないか。機械銀行だけじゃなくていいんですよ。業者もいるじゃないですか。業者も。もっと視野を広げなさいよ。あなたたちにしなさいと言っていないんです。そういう部署も考えてやるべきじゃないかと。今からやっておかないと駄目ですよ。日本の国のように、人口が減ったら、子育て支援のどうのこうの、今起きた問題じゃないんです。もっと前に予見できたんです。今、私たちは、植村議員も私も申し上げておりますが、将来を案じて今から考えようじゃないかということをご提案をいたしておるわけでありまして。検討をすればいいじゃないんですよ。段階的に一年一年改善をする、そんな跡が見当たらない。

そして、やはりこれだけの道路延長を管理するって大変でしょう。ですから、局所に悪いところができたらそこをやっぱり直していくと。言い方は悪いけど、5メートルも6メートルも幅広い道が要りますか。今の道をきちんと除草して、路側帯なんかを切ったらきっと立派な道になりますよ。草木は生い茂って道路の幅だけはそれだけあるといっても、それだけの実用可能な車道幅が確保されておらないと困りますよ。私たちのように年を取ると動体視力が非常に落ちてきます。動体視力というのは、走ったら分かるように、普通正視したときは、こうしたときは200度見えるそうですね。180度ですから、ちょっと後ろまで見えるんですよ。それがスピードとともに動体視力もどんどん減っていきます。そして高齢とともに減っていきます。18歳、20歳をピークに、目の訓練はできますが、訓練をしないとだんだん老化します。そうした状況下にあるのですから、今から必要性は山のように言いますが、まずやる気があるのか、どんなふうにご考えておられるのか、まずお聞かせを願いたい。ガードレール、ライン、そして高枝伐採、そういうのをどういうふうにご位置づけてやろうとしておられるのか。

そして、2点目です。前回は申し上げました。もうそろそろ無駄かもしれません。無駄と言われるかもしれません。道路パトロールのパトロール隊を、壱岐振興局のようなまでは申しません。逐次悪いところとか、そういうのも見たら分かるはずですよ。枝が差しかかっておるとか、いろん

なことが散見されます。そうしたのを早期に修繕をして回る、そうしたものをひとつ検討したらどうですか。いわゆる松本清さんがやった「すぐやる課」、そういうことも検討に入れていただきたい。

まずは執行部の見解をただしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 11番、音嶋議員の道路整備の在り方についての御質問にお答えをいたします。

1点目の少子高齢化・人口減少が加速する現下の社会状況において、安全安心で快適なインフラ環境の整備・提供が求められると考えるとの御質問でございます。

議員御意見のとおり、利用者である住民の方に安全安心な道路環境を提供することは、道路管理者である市としての当然の責務であると認識をいたしております。限られた予算の中で、国の社会資本整備総合交付金等の少しでも有利となる財源を活用し、計画的な道路インフラ環境整備、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目の道路両サイドの雑木、路側帯のライン、センターライン、停止線、交通標識等、また、老朽化した施設の強靱化対策、危険箇所の整備を重視する維持管理型公共整備に決断すべきとの提案でございます。

道路の雑木処理につきましては、観光地へアクセスする道路や路線バス等の通行する道路等、主に1級・2級路線の幹線道路につきましては、市で伐採等の対応を行っておりますが、予算の限りがございますので、その他の市道につきましては、現状、自治公民館の皆様方の御協力を頂きながら高枝伐採等を実施している状況でございます。

しかしながら、議員おっしゃられますように、人口減少・高齢化により作業が難しいとの声も多くなってきていることから、現在の高所作業車オペレーターの支援だけではなく、さらなる作業負担の軽減のために、作業時に必要となるトラック等への補助につきましても既に研究をしているところでございます。

次に、センターライン・停止線等の路面表示の維持管理についてでございますが、毎年予算を確保し、補修を実施しているところでございますが、管理延長も長いことから、消失箇所全てを対応することが難しいため、通行車両の多い1級・2級の幹線道路を優先して補修を実施しております。

また、毎年実施している通学路点検におきましても、区画線が消失し、危険と判断される箇所も増えてきております。通学路整備の場合、国の補助等の対象となることから、より有利となる財源を活用しながら予算の確保に努め、維持管理にも努めてまいります。

現在においても、道路幅員が狭く、見通しが悪い未整備・整備中の重要路線も多く存在し、完全な維持管理型公共整備への移行は難しい状況でございますが、近年、国の国土強靱化の方針等により、のり面対策や橋梁、トンネル等の公共インフラの補修等の予算の確保が見込める状況でございますので、これまで以上に維持管理に関する予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、道路維持パトロール隊の創設を以前にも提案したがという再考をお願いするという提案でございます。

道路パトロールにつきましては、既に対応をしているところでございます。令和5年度に道路パトロールのため職員を1名採用し、建設課に配属しており、令和5年10月より週に1日の頻度で道路パトロールを実施しているところでございます。

現在までのパトロール実績でございますが、市道延長1,337キロに対し、約6割、825キロの点検、各町ごとで申し上げますと、勝本町、芦辺町は終了し、現在、石田町のパトロールを実施しているところでございます。

今後、道路パトロールと合わせ、除草等の市道維持管理を委託している農業機械銀行、地域協定を締結している市内郵便局、そして各自治公民館との協力体制によりまして、危険箇所の早期把握に努め、安全な道路環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 道路延長がいかんせん、市道で1337.1キロ、かなりの延長があると。だから1級・2級は市のほうでやっておるが、やはりほかの市道に関しては従来の自治公民館に、メーター1.6円でしたか、でやってもらうというようなことであります。しかし、その自治公民館がマンパワーがもうないんですよ。公民館自体が崩れようかと。構成員がいなくなっておる事実を分かっておるじゃないですか。分かっておるのに、当たり前のことばかり言っちゃ困るよ。現実を考えなさい、現実を。いいですか。今、壱岐市の年齢別人口を申し上げますが、年少人口は14歳以下、3,100人ぐらいしかいませんよ。これは約ですからね。正確な数字じゃないですよ。そして生産年齢人口、一番働き盛り、15歳から64歳、1万2,400人でしょう。そして65歳の高齢人口、これが38.3%と言われましたが、これで計算したら9,200人ぐらいです。いいですか。今、2万4,000ちょっとですよ、今の壱岐の人口は。いいですか。1万2,000と3,000人でしょう。これが今からを支えていく壱岐の人口ですよ。Iターン、Uターンとかいろいろしていますけど、あっちから来た人がこういう作業でもしますか。しませんよ。もっと現実を捉えて、今からすぐしなさいじゃない、段階的に

やる、戦略を立ててもらいたい。建設部長、私は、3番の道路パトロール等の整備は市長に答弁をお願いしたい。戦略的なものがあるから。建設部長から「はい」ちう答えは出てきません。そうですか。トップの指針で動くわけですか。篠原市長さん、今後の見通し、持続可能な壱岐の島を担っていく市長のお考えはどのようにありますか。都会がやるSDGs、サステイナブル・ディベロップメント・ゴール、これに頭を置かんで壱岐のための持続可能な事業をすべきじゃないですか。もうぐどぐど言いません。お聞かせください。答弁をお願いしたい。市長をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 音嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど道路パトロールに関しましては、既に実施をしているということで、建設部長のほうより御説明をさせていただきました。

議員がおっしゃること、生産年齢人口、年少人口、人口自体も減っているんですけども、この人口割合、ここが若い人の割合が減っているというところのほうが大きな問題なのかなというふうに考えております。

そういった中で、人口減少もそうなんですけども、この少子高齢化、ここで議員がおっしゃるように時代が変わってきている。今までだったらできていたことが、どんどんできなくなっている。だからこそ今変わらなければいけないと私も思っております。

そういった中で、徐々に段階的に変わっていくと。それが実際実現できるところ、いきなり変わることはありませんので、そういったことも考えて、今できることということで、人が少ない、マンパワーが少ないということは今、機械に置き換えるというような形で、先日、植村議員のときにも御説明させていただきましたが、機械の借上料を、なるべく機械を借りていただく、効率的にやっていただくということで、金額を令和2年から比べれば倍の金額にしておりまして、実際にその機械の借上げ自体も増えているというところでございます。

しかし、これもまさに段階の一つでありまして、今後も、先ほどお話もありましたけども、機械銀行であったりとか、郵便局であったりとか、そして業者の皆さん、いろんな皆さんと一緒にやらないと、正直、行政だけでは対応ができない。この延長の距離もそうですけども、ほかの政策も含めまして、市民皆さんと一緒に進んでいかなければいけないと思っています。行政はその皆さんを支える、それが行政の仕事だと思っていますので、そういった根本的なことも考えながら、今後の時代に合わせて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それともう一点、以前、離島甲子園のときにほかの首長さんたちとお話する中で、壱岐はすごく道路の横の草がきれいに刈ってあると。本当に壱岐はきれいな島だというふうに言われました。すごく誇らしく思いました。これはやはり市民皆様、壱岐に住むみんなで取り組んだ結果だ

というふうに思っております。

今後も、この美しい壱岐の自然を皆様と一緒に守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 離島甲子園で来島した皆さんがきれいな島だと言われたという、これは一面お褒めの言葉です。私は、きれいじゃないと思う。造るだけできれいじゃないんですよ。整備をしてきれいなんでしょう。私はそう思います。やはりきれいにすれば、心まできれいになる。人間まできれいになる。汚いということは人間の心まで汚くなる。そしてまたその上にばいばい投げ捨てる。そういう悪循環が訪れます。そして私は道路整備で、またセンターラインのことを言いますが、画竜点睛といって絵に目の玉ば入れてみるでしょう。ぱっと光るでしょう。道路も一緒ですよ。点線のない、ラインがない、どこを走ったらよかとかいう状態に錯覚するときがあります。路側帯が空いて、センターラインが空いているんですよ。目の中にラインが飛び込んで安全運転できます。気持ちいいです。運転しても気持ちいい。僕は、むやみやたらに道路ばかり造るべきじゃない、あるものを大事に使う、そんな時代じゃないですか。私はそういうふうに考えています。整備された道路であれば、どんなに狭い道でも倍ぐらいに感じます。広い道でも、整備されていない道は半分もないような道に感じます。これが人間の心理じゃないですか。建設部長、今からも現状に甘んじることなく、もっともっと壱岐の島をきれいな道にしていこうと。どこかで私、こういうことを見ましたね。「観光地、缶を捨てないのが観光地」。壱岐は観光地じゃないですか。阿蘇にありましたね、そう書いたの。あんなふうに言われたいごと、きれいにしておく。そして特に僕は勝本の漁師さんたちから言われて、路側帯のあの草の出ておるとはどうかならんかと。嫌らしいですもんね。前も一回言いましたよ。後ろの中学校から市役所の方に草がいっぱい置いてある。そのときに言いました。職員はどうも思わんとやろうかと。自分の家の庭に草を置いておってどうも思わんかと。そこら辺の心の違いですね。心の持ち方です。みんながそういうふうにはベクトルが合い出せば、立派な島になるんです。篠原新市長さんはまだ、1年になるですかね、在任して、まだですね。そうでしょう。1年じゃ変わらんですもんね。片方は4期16年やられたっちゃから。まあ焦らず、一步一步踏みしめながら、よろしくお願いをしたいと思います。

これぐらいで道路整備は終わって、次は壱岐の農業についてお尋ねをいたします。

皆さん御存じのごとく、一昨日、私は胸がすきっとするような質問をされる方がいらっしゃいました。これじゃ、これじゃ。これくらいに堂々と見えやっち。何を言いたいかわからんようなことはやめれと。すきっとしましたね。いいですか。日本の食料事情最低、食料安全保障最低、防衛の段ですか。シーレーンなんか全部止まったら、日本の食料は入ってきませんよ。カロ

リーベースで38%ですね。そして、お粗末なもんですよ、先進国にしては。こういう実態ですから、今、壱岐市農協では100の第9次営農計画を策定されております。そして販売高100億。そして、この営農団体、100か。そして、もう一つ100がありましたね。新規就農者、100ですね。こういう努力を掲げて、必死に努力をしてあります。3つの100への道。離島農業日本一、響きがいいですね。この日本一になるためには、行政と農家とJAと、それこそがスクラムを組んで、強力な推進力でもって達成をしてもらいたい。私はいつも言いますが、壱岐の農業はパイオニアですよ。伸び代が一番伸びる可能性があると思うんです。そして、農業環境を整えるということは、後継者が壱岐に残るということです。頭でっかちの子どもをしつかりつくって、向都離村ばかりせんで、村から都会に出る、今、そればかりでしょう。壱岐出身の者がそういうふうになってばかりおるから、今先ほど言いました生産年齢人口、年少人口は、またどんどん減るんですよ。そしたら市長が言うのは、Iターンをすればいいじゃないかと、こういう理論になる。そう簡単なもんじゃないですよ。その事例が645人でしたか。そして壱岐を出られたのが48名と言われましたかね。それも恐らく結構な年月をかけてそうなるんですよ。やっぱり親の姿を見るんですよ、子どもは。教育のせいじゃない。親さ。親の背中ですよ。私もそういう時代がありました。百姓したらきつか、勉強しろ、勉強しろと親から言われました。結果的に何もならん。結果的に僕は壱岐にいます。壱岐にいてよかったなと思います。親は二人とも、もうおりませんが。私は、私のキャッチフレーズじゃないが、「私は愛する壱岐のために」、これをキャッチフレーズにしています。私は壱岐が誰よりも好きです。こういう島づくりをしたいというふうに思っています。

また、あまり長くやりよったら、通告を忘れますので、まず執行部側にお尋ねをいたします。3つの100への道、離島日本一を目指す、JAと行政の連携強化が必要と思いますが、どんな連携強化をされておるのか。

そして、2点目、農業の振興は壱岐市の潜在力を生かした有効な雇用の場であり、産業である。雇用の場でしょう。SDGsに入れるより潜在力を生かした農業の壱岐再生のパイオニアとなるが、どのように考えておるのかということをお尋ねをいたします。多分、松嶋部長がまた昨日のような答弁で返すんじゃないかと、私は懸念をしておりますがね。まずはお聞きましょう。

○議長（小金丸益明君） 松嶋農林水産部長。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○農林水産部部長（松嶋 要次君） おはようございます。11番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の3つの100への道、離島農業日本一を目指してのJAと行政との連携強化と実現可能であるかとの質問でございますが、これは、壱岐市農協が令和3年度から12年度まで

計画期間としまして策定しております第9次営農振興計画の中で、10年後の目指す姿として掲げております。農業販売高100億円、新規参入100人、集落営農100組織のことで認識をいたしております。

この第9次営農振興計画は、壱岐市農協が中心となり、本市をはじめ、壱岐振興局や関係機関と壱岐地域農業戦略推進会議を立ち上げ、実効力ある振興策を議論し、策定された計画でございます。

現在、計画の4年目でございますが、壱岐市農協と行政が連携し、産地強化、担い手育成、地域活性化を3つの大きな柱として、活力ある壱岐農業の実現に向け取り組んでいるところであります。令和5年度実績で、農業販売高が52億円、新規参入が23名、集落営農組織が30団体となっております。

現在の農業情勢を鑑みますと、それぞれの100の目標達成は厳しい状況ではございますが、離島農業日本一を目指して、引き続き関係機関一体となって、農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2つ目の農業の推進が壱岐市の潜在力を生かした有効な雇用の場であり、産業である。SDGsに力を入れるより潜在力を生かした農業が壱岐市再生のパイオニアとなるとの御質問でございますが、1次産業、とりわけ農業は壱岐を支える基幹産業であることは十分理解をいたしております。農業、そして漁業の復活のため、商工業や観光業とも連携させるなど、あらゆる手段を使って1次産業を元気にしたいというふうに考えております。

また、農業分野におけるSDGsの取組としましては、平成30年から、SDGs未来課で取り組んでおりますアスパラガスのスマート技術AIかん水施肥装置の導入や国の国境離島交付金事業であります雇用機会拡充事業により、令和5年度から株式会社ルートレック・ネットワークスがアスパラガスの高畝栽培ができるスマートハウスを整備するなど、また、農事組合法人等の取組といたしまして、直進キープ機能つき田植機の導入や、実証実験ではありますが、自動給水装置つき水田センサーの導入や、防除作業省力化のためのドローンの導入など、スマート農業の取組につきましても推進しているところでございます。

本市の農業の潜在能力は、計り知れないものがあると考えておりますので、その能力を十分発揮させるような環境整備や支援等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（松嶋 要次君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（11番 音嶋 正吾君） 大体予測された答弁が返ってまいりました。私は、農業でやっぱり壱岐の場合は飯を食べるとは思うんですね。ただ、きつい、そういうのがついて回るんです。

しかし喜びがあると思いますよ。私は前回の質問で、宮崎県の綾町のことを申し上げました。あそこは自然農業、いわゆる有機農業とは申しません。自然に即した農業をしておるんです。壱岐市農協に私は以前から、取り組みなさいとは言わない、そういう指導者を一人ぐらい置きなさいということを提案をしておる。そのノウハウを知った指導者、またはそういうところの研修をする。それが今後の壱岐市農業の僕は夜明けにつながるんじゃないかと思うんですよ。部長は言われましたが、農薬なんかも省力化であればいいと言われましたが、人間の健康は食ですよ。僕のように暴飲暴食をすると、こんな体になるんです。いいものを食べて、自然のものを食べて、そして人は心も頭もよくなる。そしてずっと見ておりましたら、親子三代ずっと農業で生計を立ててある家族を私は知っております。子どもさんも素直な子どもさんです。立派な親の方です。それこそが親が背中子どもに教育をするということじゃないでしょうか。

ある方は、教育長に失礼なことになるかもしれませんが、ある子どもが「僕は勉強ばかりするために学校に来ているんじゃない」と言ったそうです。僕は拍手をしましたね。たくましいじゃないですか。僕はそれでいいということは断定しませんが、それも一つの人生じゃないかと思うんです。だから、壱岐にどうして残すかということになったら、僕は提案をしたい。市長にお願いをしたい。壱岐に残って、新規就農じゃなくて、やる気があって壱岐に残ってやろうとするなら、起業起こしてでも自分の農業をやるという人にはもっと助成金をやりなさいよ。10万円、20万円ち言わんで。どがっしょ向こうから来るとには金ばやりよるですか。ねえ、企画振興部長。あん金ば地元の人間に渡してみんですか。残りますよ、まだ。そうしたら農地も荒れない。家族一緒に和やかな家庭を築けるじゃないですか。お父さん、お母さんと一緒に住めるじゃないですか。今の現状は何ですか。ちっと頭のよい人は向こうで出世し、親はこっちに残され、哀れな人生を送っておられる家庭を見ることもかなりあるということです。断定はしません。どちらが幸せかです。僕はそうしたものを、壱岐は農業にしても、漁業にしても、こつこつやれば飯が食える。中村哲さんがアフガニスタンで言ったことは、「三食の飯と家族と一緒に生活すれば、それが幸せじゃないか」と。あそこは温暖化のために荒地になってしまう。そしたら栽培できるのが、ケシの花とか、そういうふうになる。そしてタリバンなんかには傭兵で雇われる。そういうことが起こっておるんですよ。飯さえ食えれば、どうにかなります。壱岐の人々の皆さんが、もっと若い人たちも、皆さんたちでも、家に一坪でもあったら自分で作ってください。一坪でも野菜。そこから宮崎県の綾町は始めたんです。日本でも一番住みたい町になったんです。それは自然です。自然なんです。そこに、どこが誘致しようが一番先に名のり出たのが、今言う雲海酒造ですよ。来るんです、それだけのあれしよったら。ここで給食でも何でも無農薬のものを食べられるようになってみんですか。来るかもしれない、移住者が。やってみなさいかんよ。最初から諦めたら駄目ですよ。私は、こういう発想力のある市長、篠原市長に期待をしているんですね。

そして教育長に期待をしているんです。そういう島にしたいんです。食べること、食が原点です。生産性を上げる。金はばんばん上がったから片方から使えば一緒じゃないですか。僕はいつまでたっても、農業のことはずっと言い続けます。最初から言います。壱岐農業は潜在力がある。それを通じて、漁業でも同じです、それを通じて観光客は寄ってくるんですよ。その質です。輸入物ば何や食べても、どこの産地と変わりはないじゃないですか。何かで差をつけんにやいかん。そこに壱岐のよさがある。篠原市長、思い切ってくださいよ。あなたはまだ1年もやっていないんですよ。焦る必要はない。一步一步踏み固めていってください。当たり前のことを一步一步やっていけば、住民はついていくんですよ。あなただけいい生活ばかりしていたら、誰もついてこんですよ。みんなで汗をかきましょう。私もなかなか体も自由が利かない身ですが、気持ちだけは絶対に忘れておりません。松嶋部長、期待していますよ。よろしくお願ひします。

議長、ありがとうございました。ここになかなか歩けないんですが、登壇する機会を与えていただいたことに感謝を申し上げます。今からも私は提言し、ほえ続けることを宣誓をいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、おはようございます。9月議会一般質問の3日目、お疲れさんでございます。

今年の夏は例年になく猛暑で、9月に入っても残暑は厳しく、熱中症アラートが毎朝放送されております。季節の変わり目が要注意でございます。お互い、自身、御自愛くださいますように。

それでは、14番、市山繁議員が、通告に従いまして、一般質問を行います。9月会議の一般質問のトリを務めさせていただきますが、質問の大ききは3点であります。要旨として何点か挙げておりますので、簡潔な御答弁をよろしくお願ひをいたします。

下記のことにつきましては、私は以前から、空港滑走路延長の要望、空港ターミナルのリニ

ューアル、改築、リーサの件、また、ジェットフォイルの更新等、海空の航空路につきましては、関連する質問をしましていましたが、ジェットフォイルの更新につきましては、6月会議でも同僚議員から質問もあっておりましたが、それだけ離島には必要不可欠である、重要であると思っております。今回、国もようやく全国国境離島の経済と必要性を理解され、建設費の国・県・市事業者の負担割合も決まり、令和10年に引き渡され、島民の念願であります島の経済を運ぶ離島航路の宝船が就航されることになり、私も一安心をしております。

それでは、1項の空港滑走路端安全区域（リーサ）工事についてですが、これは前にも述べておりますけれども、今回は実施設計についてでございます。

国の法改正による事業で、事業主体は県であります。空港の設置場所、所在地は壱岐でありますので、工事内容についてお尋ねをいたします。

まず、リーサの計画拡張による民地の所有者や地元、または漁業関係者への説明、用地の買収、壱岐市への説明、協力要請はあったのか。また、あっていたら、私たち議員も知っておきたいと思っておりますので、このリーサは、御承知のとおり、航空機の離着陸時には重要な航空区域であり、航空機が離着陸する際、滑走路を越えて走行し、停止するオーバーラン、航空機が着陸するときに滑走路の手前に着陸してしまうアンダーシュートを起こした場合、人命の安全を守り、航空機の損傷を軽減させるための着陸帯の両端に設けられる区域であります。以前は、リーサの区分は、旧法では40メートル以上だったと思っておりますけれども、壱岐空港の滑走路は地形の関係もあり、滑走路は1,200メートルで、リーサは海側に35メートル、丘側に10メートルと、総延長は1,245メートルあり、航空法には不適合であります。今回、国の航空法の改正が平成31年3月、公布され、同年4月1日に施行され、県の通達では令和8年度までに着工となっております。私も、現在の空港の地形上、着工は難しいと思っておりましたが、その後、県より令和8年までに実施設計でもよいと緩和されましたが、この間は全国の空港でも大きい空港では既にリーサは確保されております。狭隘な空港ではリーサの確保が厳しく、リーサの不足分を拡張、造成、埋立て等で様々な理由があると聞いておりました。そのことは壱岐の空港も同じであります。そのようなことで緩和されると思っておりますが、壱岐空港もリーサの不足分を海側の35メートル、55メートル、丘側の10メートル、8メートル延長し、両方にのり面確保と合わせて135メートルの埋立て工事の制度化がなされております。以前の滑走路延長の話では、丘のほうには無理との話があったおりましたが、今回は工事設計どおりに実施設計ができるのか、実施設計が作成できなければ次の段階に進まないが、実施設計についてお尋ねをいたします。

次に、リーサの工事の着工及び工事完成予定についてでございますが、リーサ工事も丘側の埋立て、道路のトンネル、海側でも135メートル延長、滑走路までの海拔10メートル以上の埋立てなど、大規模な工事ではありますが、実施設計後の工事着工、工期及び完成予定について、ま

た運航については、現在の滑走路1,200メートル内で午前と午後の2便が運航されておりますが、その影響はないのか、併せてお尋ねをいたします。

一応ここで、お願いします。

○議長（小金丸益明君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。14番、市山議員の御質問の、壱岐空港滑走路端安全区域（リーサ）工事についてお答えをいたします。

リーサの工事につきましては、県の事業となりますので、壱岐振興局の担当課より、現状について聞き取りをさせていただいた内容について、回答をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、今議員も説明を頂きましたが、改めて、滑走路端安全区域、いわゆるリーサについて御説明をさせていただきます。

滑走路端安全区域は、航空機が離着陸する際の事故に備え、人命の安全を図り、飛行機の損傷を軽減させるために設けられる緩衝区域であり、航空法施行規則の規定により、壱岐空港の滑走路長1,200メートルの場合、両端に90メートルのリーサ区域を確保する必要があるため、現在、県において工事の計画が進められている状況でございます。

1点目の工事計画及び実施設計の地元関係者への説明と民地の用地買収はできているのかについてでございますが、昨年度末に、壱岐振興局建設課において、市の担当者も同席をしておりましたが、地元漁協や公民館長様へ説明がされております。

また、本年度、概略設計を実施する予定とのことであり、その後、本設計にて詳細な構造等が明らかになることから、現状ではまだ用地買収が必要となる範囲を明確にできない状況と伺っております。

次に、2点目のリーサ工事の着工工期、完成予定についてでございますが、県としましては、市の協力を得ながら早期に現地着手し、必要な予算を確保するなどして、できるだけ早い時期での完成を目指していくとのごことでございました。

本市としましては、今後も、県との情報共有を密に行い、関係機関・団体と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 答弁ありがとうございました。

今回のリーサの改正法で、当初の説明では、令和8年度までに着工であったのが、それが実施

設計でもよいと緩和されたことで、リーサが不足する空港ではよかったなと思った空港もあります。これは緩和ではなく、国が法改正の中でのことで、日本全国空港の状況を把握していないでの緩和であります。国内で多くの空港は、リーサの長さを旧基準である、先ほど申しました40メートル以上で整備をしておりましたが、平成22年の国際民間航空機関、ICAO（イカオ）の勧告により、全ての空港において新しい国際基準である現在の長さ90メートル以上に準拠することになり、この勧告を受け、平成25年に国内基準の改正をされ、令和8年度までに地方管理空港を含む全ての空港で新基準リーサに着手することの方針が示されました。

今回の最小範囲90メートル未満のリーサは、全国で現在97か所、44%あるそうですが、日本の民間空港で一番長い滑走路は成田国際空港A滑走路、関西国際空港B滑走路は4,000メートル、約1里もあります。このように2,000メートル、3,000メートル級の滑走路では、ジャンボ機で離着陸の速度も異なり、安全性は既に確保済みであります。

1,500メートル以降の空港では、地形の都合でリーサの区分不足の空港がリーサ区域の造成、埋立て工事等の空港が多いようです。壱岐空港も例外ではなく、滑走路の前後埋立て工法であり、それは工事計画設計を作成しなければ工事着工はできませんので、今回の、緩和ではなく工事の着工前にせねばならない段階的な当然のことと私は思っております。県の事業ではありますけれども、滑走路延長の要望も踏まえて、よく県の説明を理解しておく必要があると私は思っております。

ここで、何かありましたら、次の滑走路とか計画もありますから、いろいろと把握して、説明を聞いていただきたいと思っておりますが、何かありましたら。

○議長（小金丸益明君） 平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 市山議員の追加の御質問にお答えをいたします。

リーサに合わせまして、本市としましては、これまで空港滑走路長の1,500メートルの要望を県に継続して要望を行っております。今回のリーサの区域の延長も含めまして、空港滑走路の延長についても、市としては重要な課題であるという認識でおりますので、県と十分連携を取りながら協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 部長、ありがとうございました。

2項につきましては、答弁は、工期については理解いたします。

それでは次に、大きい2の壱岐空港ターミナルビルの改築についてですが、1項の空港ターミナルの改築と滑走路延長の関連については、壱岐の重点要望として滑走路延長の要望をしておりますが、空港ターミナルの建設は建設場所、ターミナルの位置は、壱岐空港の場合は滑走路が基

準であります。私はターミナルの老朽化により一部のリフォーム、外周工事の修繕の要望をし、実施されておりますが、本体の改築は空港滑走路延長の要望をしておりますので、そのめどがつかなくては改築の計画が途絶えるとの答弁がありましたが、それは私も十分承知をしておりますが、期成会も壱岐市と共同で重点要望をして要望を行っております。県はだんだん厳しい回答ばかりで、県は、前中村法道様同様、大石知事の回答は同じで、費用対効果と国の採択条件が非常に厳しいなど、期待しておりました大石知事も同様な回答であります。前白川市長は、厳しい回答ではあるが根気よく要望をし続けていくとおっしゃっておりました。それは島民の気持ちも同じですが、国の採択条件とは、乗客の増加と費用対効果であり、滑走路が延長してもその効果が見込めないような回答であります。かといって、壱岐市の重点要望を、ほかの要望もあり、取り下げるわけにはいきませんが、滑走路延長の要望がいつ受理されるのか。例えば受理されても、いつ計画されるのか不透明であります。今回のリーサの大事業の後、滑走路延長が国が認めるのか懸念されます。このような不安の中、壱岐空港のターミナルは老朽化が進みます。市長のせいではありませんけれども、新市長としての御見解をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 市山議員御質問の壱岐空港ターミナルビルの改築につきましてお答えさせていただきます。

御承知のとおり、本市においては、空路の維持存続と地域振興のためには、どの機種でも離発着できる滑走路を有する空港の整備が必要不可欠であるとの認識の下、県に対し、滑走路の延長について要望を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、仮に滑走路が市の要望する1,500メートルに延長されることとなれば、滑走路の幅は45メートル必要となり、現在のターミナルビルの位置を移動する必要が出てまいります。

そのため、滑走路の延長ができるか否か不透明な状況である現在、ターミナルビルの改築に踏み切れない現状がございまして。

しかしながら、壱岐空港ターミナルビルは、議員もおっしゃるように、昭和40年10月に竣工し、既に58年が経過したことにより老朽化も進み、毎年限られた予算の中で修繕が必要な箇所を見極めながら維持管理に努めているところでございますが、現在の建物を利用する限界は必ず訪れてまいります。滑走路延長の要望は引き続き継続してまいります。近い将来実現できるような規模の事業ではございませんので、並行してターミナルビルの建て替えについて研究を始めたいと考えております。

以上でございます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今のターミナルビルについて再質問いたしますが、先ほど申しましたように、滑走路延長の要望も壱岐市の重点要望として要望し、他の要望も取り下げるわけにはございませんが、それとって壱岐市の要望の回答では、前知事も同様、先ほど述べさせていただいたようでございますが、一つも進展はしておりません。空港の将来の展望はできません。国の回答も県は分かっているはずでございますが、これは真剣に考えていかなければならないと私は思っておりますが、滑走路の要望は1,500メートル滑走路の延長でしたが、期成会との共同で、これは2,000メートル要望にはしちやなかつたですかね。副市長、どうですかね。そういう話も聞いたことがございますから、併せて申しますけれども、たとえ2,000メートル級の滑走路になりますと、現在のリーサを海上計画では135メートル延長となっておりますけれども、2,000メートル級になると、あと800m要望で、要望のどの機種でもの離着陸となりますと、現在、滑走路の間に滑走帯ちうのがあるわけですね。今、リーサがあつて、それから滑走路があつて、それから大型機になると安全確保のため滑走帯というのがあるわけです。それが60メートル追加しないといけない。そうすると120メートル設けなければならない海上には、結局2,000メートルやるということは920メートル延長となり、2,000メートル級は滑走路の幅を現在の30メートルから滑走路幅が40メートルになります。それから着陸帯も30メートルから40メートルになって、結局、滑走路と着陸帯を合わせますと30メートル確保しないといけない。それから飛行機が大きくなりますと、今の駐車場だけでは狭くなりますから、これもやっぱり30メートルぐらい延長しないといけない。そうすると今の事務所はそれが基準ですから、表のほうに40メートルぐらい出さないといけないというようなことになります。それで結局、滑走路が基準ですから、それが確定せねば、さっき申しましたようにターミナルの改築ができないわけですね。それがいつまで話ができるか、それをはっきりしてもらわないと、幾ら将来の展望展望と言ってもできないことになる。何遍言っても同じような気がいたしますけれども、これは私たちが期待しておる希望でございますので、どうにもなりませんけれども、早くこれは先ほど申しましたように真剣に取り組んでいただいて、ここで切るとは失礼ですけれども、先の計画が立たないものですから、市長は併せてどのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 市山議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員もおっしゃるとおり、この要望、空港整備期成会等もつくり、壱岐市として全力で力を挙げて要望してはいますが、また今年、近々、知事要望がございます。そこでももちろん要望い

たしますが、先ほど来お話があるように、中村知事の時を含め、前回は厳しい、当然大きな規模の工事になりますので、県としてもなかなか前向きな回答が出せないというところは、気持ちとしては分かっているところでございます。

そういった中で、同じ要望をしても何も話が進みませんので、今回ちょっと要望を変えております。

まず、第一歩といいますか、いきなりつくってくれというのも当然こちらも、市民の皆様から要望を頂く中でも、先ほども話もありましたが、段階的にできるところからやってほしいというような要望に今変えているところでございます。まず、この壱岐空港の話をぜひテーブルに載せる、これが今回要望の主な目的というふうに考えているところでございます。

併せて、もしこの要望を県がのんでくれるまでにも相当時間があると思います。先ほどのように設計をしたりとか、いろいろあって、10年以上はかかるような工事になるかとは思っておりますので、先ほどのそこをそれまで待つのかというのは、現実的にこの空港ターミナルビル、同じ離島でいうと、対馬と五島とも比べても20年ぐらい古い壱岐空港というふうになっております。58年たっております、耐用年数としても経っているところでありますので、まさに両輪でといいますか、並行してこのターミナルビルについては検討を考えたいというふうに思っております。

併せて、市山議員もおっしゃいますように、土地自体は県の持ち物になっております。駐車場も含めてですね。そういったところもありますので、やはり市だけで決めることなく、県ともこれも含めて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今市長がおっしゃるように、これは自分の要望どおりにはいかないわけですが、これは国が言う費用対効果と採択条件というのは、先ほど申しましたように、乗客率が増えねば効果はないじゃないかと言っているわけですから、これは市長がどう思っているのか分かりませんが、1,500メートルの要望を考えていらっしゃるのか、五島・対馬のように2,000メートルを考えていらっしゃるのか、それによって大分違うわけですが、先ほど言いましたように、2,000メートルということになると800メートル、900メートル、海のほうに延長するから相当な防波堤のようなものをつくらんといけませんから、漁協関係もでございます。ちょっと私も考えてみました。深江田原の深江神社から池田方に向く直行の田んぼを突っ切った道路がありますね。あれが直線まででは約1,000メートル、道路まで大体1,300メートルぐらいでございますけれども、あの直線の幅を延長しないといけないということになりますと、漁業者がどう出てくるか。そして錦浜のようなことは湾内にな

りますから、そうしたことも考えなきゃいけない。できないことをいつまで言ってもできないわけですけども、これは怒られますかもしれないけれども、やはり見切るところは見切って、先のことを計画を通してほしいと思っていますけれども、そうした大事業になります。

それから、たとえ今度はリーサで135メートル延長しても、幅があるわけですね、今度は。130メートルぐらい幅があります。そうしたら防火堤を造らないといけないわけですから、これはもう大工事で何百億円かかるんじゃないかなろうかと私も思っておりますが、そういうことを国が採択するかどうかの問題ですからですね。できんことをいつまでも引っ張っても、ターミナルが潰れてもなかなか解決しないんじゃないかなろうかというふうに思っておりますから、これは市長がおっしゃったように、真剣に取り組んで、将来の展望を含めてできるかできんか、ここで判断すべきと私は思っておりますから、ひとつよろしく願いいたします。

次に、壱岐消防署前のSLの展示・維持についてでございますが、この件につきましては、以前もSLの維持管理について質問をいたしました。コロナの関係で約2年間ぐらいSLの管理、私もできない状況でございましたが、それから約2年間余り経過をし、展示のSLも風雨にさらされ、鉄製のため腐食が激しく、塗装も剥がれ、壱岐市の中央の展示物としてはみすぼらしい姿になっております。

このSL蒸気機関車は8620型、88622号は、昭和47年（1973年）に廃車にされ、日本鉄道交通は、活躍したSLの雄姿と功績を永久に保存し、国民の懐かしい思い出を残すため全国各地に払下げをしていることを、当時の芦辺町長が、翌年の昭和48年5月15日、1973年に日本国有鉄道北九州門司鉄道管理局長タケダナオト様へ、離島の子どもたちへ、蒸気機関車の車両の実物を教育学習と観光資源にも活用したいと払下げの懇願をいたしました。局長は、気持ちは分かりますけれども、SLを長く保存し、島民がSLを思い出として鑑賞していただくために、あえて無償貸与をされており、昭和49年、1974年にSL車両貸借契約が締結され、契約期間は昭和49年4月1日から昭和54年4月15日の5か年更新とされておりました。時代も変わり、芦辺町から壱岐市に引き継がれ、管理されておりますが、何年かごとに島外のボランティアの方がその都度来島されておりましたが、コロナの発症の時期からボランティアの方々も高齢となり、資金調達の不足等もあり、気持ちはあっても来島されない状況と聞いておりますが、SLの現在の状況では手に負えない状態のようです。JR様の長期保存の気持ちは十分理解できますけれども、保存・維持する、たとえ撤去するとしても多額の費用が必要となります。このようなみすぼらしいSLを保存できるのか、維持していくのか、JR九州の今後の対策をよく共有されたいと思っておりますが、市長の御見解をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 14番、市山議員の御質問にお答えします。

壱岐市消防本部前にあるSLは、昭和49年に廃車となり、旧芦辺町が、当時の日本国有鉄道に対して離島の児童たちの教育及び広く一般にSLへの哀惜を広げることを目的に、無償貸与の懇請をし、承諾されて、昭和49年10月に現在の場所に移設されております。移設から50年がたち、老朽化が進んでいる現状であります。

維持・存続についてJR九州と協議をされてはとの質問についてですが、当時の車両貸借契約書を確認いたしますと、移動、保存、修理、管理、返還その他一切の費用は芦辺町の負担とするとの条項があり、この契約に基づき、九州旅客鉄道株式会社に維持や修復を依頼することは困難な状況です。

そのような中、令和2年11月にSL88622修復の会の代表が来島され、SL88622号の恒久的な保存のため、ボランティアとして清掃や修理作業を行いたいとの申出がありました。そこで、九州旅客鉄道株式会社からの許可を得て、令和3年11月に腐食や損傷の激しい箇所修復や欠損部の復原作業が行われました。しかし、修復すべき箇所がまだ残っており、修復の会からは、今後も作業を継続して行いたいとの申出を頂いているところです。

ただし、修復の会は現在、他の車両の修復作業を行っているため、そちらの作業が終了次第、壱岐市のSL88622号の修復に取り組みたいとの意向が示されています。

市といたしましては、このような申出は大変ありがたいと考えており、SL88622修復の会により、壱岐市のSL修復の準備が整い次第、作業を進めるように考えています。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 答弁ありがとうございました。

その当時は芦辺町長が、先ほど申しましたように、子どもの学習と観光資源のために日本国有鉄道に懇願して、管理局長にも懇願をして、理解されて、長く保存するよう無償貸与契約で壱岐に展示されるようになったわけですが、それから約50年余り、SLの雄姿が展示され、時代の流れもあり、役目は果たしております。そうしたことで、この辺で協議されるのも市とJRの荷物にならないのではないかと私も思っておりますし、失礼ですけども、松永安佐エ門さんのような偉人ではないわけですが、形あるものはいつか崩れるということもございませう。そうしたことで、よく考えて、よく相談して、お互いのほんなこつ金がかかりますから、荷物になります。展示せないといけない車両ではないわけですから、もう時代も変わり、新幹線の時代になっておりますし、子どもは昔はこういうのがあったとばいねという時期はもう通ったと思えますから、この辺でやっぱりやる時期だと私は思っております。これから10年もまたもたんで

すよ。これが古うならんうちに、金のかからんうちにお互い相談してやっていただければと私は思っておりますが、もう一度、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 篠原市長。

○市長（篠原 一生君） 市山議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員もおっしゃるとおり、50年たったというところもありまして、先ほどの芦辺町の賃貸契約書の中に返還というところもございます。ただ、JR九州が今さら返還されてもというのもあるかもしれないんですけども、今は先ほどのボランティア団体の皆さんから修復のお申出も頂いておりますので、その状況を見ながらですけども、一步踏み込んだ、先ほどの返還だったりとか、そういったところに関しても検討していかなければいけない状況には来ているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、返還の話が出ましたけれども、芦辺時代には長嶋町長さんという人がおりました。その人が契約書の中に維持管理費を毎年20万円積み立てていくと、芦辺町のときに、それをずっとやっておって、私も芦辺町時代に議員になりましたけれども、それはあまり聞かなかったわけですね。どこでどうなったか私には分かんませんが、そうした維持管理は町がやるというような約束があったちゃろうと思っておりますけれども、御承知のように、維持管理は屋根がないとできないわけですね。幾ら管理ばかりしても、風雨にさらされると相当被害があります。消滅しますからですね。そういうことがあったわけですけども、そのところをはっきりして返還するものか、それをやっぱり考えないかんですよ。返還しても役に立ちませんから、よく検討していただきたいと私は思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

私も、質問数はあんまりたくさんはありませんでしたが、この辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を全て終わります。

○議長（小金丸益明君） 本日の日程は終了いたしました。

これで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前11時36分散会

令和6年 壱岐市議会定例会 9月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和6年9月25日 午前10時00分開議

日程第1	議案第42号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第43号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第44号	壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・否決 本会議・討論あり・可決
日程第4	議案第45号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第5	議案第48号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第49号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	認定第2号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第8	認定第3号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第9	認定第4号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・討論あり・認定
日程第10	認定第6号	令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第11	請願第1号	令和6年度 へき地保育所の閉園延長に関する請願	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・討論あり・採択
日程第12	議案第46号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市ケーブルテレビ施設)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	認定第5号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第14	認定第7号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第8号	令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	議案第47号	令和6年度壱岐市一般会計補正予算 (第2号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第17	議案第50号	損害賠償の額の決定について	市長、教育次長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決

日程第18	議案第51号	令和6年度老岐市一般会計補正予算（第3号）	財政課長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決
日程第19	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第20	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第21	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第6号に同じ)

出席議員（16名）

1番 松本 順子君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 山内 豊君	6番 中原 正博君
7番 山川 忠久君	8番 植村 圭司君
9番 清水 修君	10番 土谷 勇二君
11番 音嶋 正吾君	12番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	村田 靖君	議会事務局次長	松永 淳志君
議会事務局書記	柳原 隆次君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君

企画振興部部長	……………	塚本 和広君	市民部部長	……………	吉田 博之君
保健環境部部長	……………	草合 正吉君	農林水産部部長	……………	松嶋 要次君
建設部部長	……………	平本 善広君	消防本部消防長	……………	山川 康君
教育次長	……………	目良 顕隆君	総務課課長	……………	横山 将司君
財政課課長	……………	原 裕治君	会計管理者	……………	篠崎 昭子君
代表監査委員	……………	吉田 泰夫君			

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、篠原市長より追加議案4件を受理いたしております。

日程第1. 議案第42号～日程第11. 請願第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第42号から日程第11、請願第1号までの11件を一括して議題とします。

本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託しておりますので、その審査結果について、委員長の報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員会委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和6年9月25日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司君。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第42号壱岐市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第43号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、原案否決。

議案第45号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第48号令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第49号令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第2号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第3号令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会意見。

認定第2号から第4号については、啓発活動やインセンティブ事業等で特定健診の受診率向上につながる取組は評価できる。市民の健康保持、増進のため、引き続き効果的な特定健診、特定保健指導の実施、フレイル予防、重症化予防等のより一層の推進に努められたい。

また、各保険税、保険料については、今後も歳出増加が想定され、滞納繰越しになってからの徴収は非常に困難となるため、現年度分の収納率向上に努められたい。

続きまして、令和6年9月25日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第143条の規定により報告します。

記。

受理番号、請願第1号。付託年月日、令和6年9月10日。件名、令和6年度へき地保育所の閉園延長に関する請願。審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見、請願の趣旨を尊重すること。措置、市長へ送付。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長は報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。武原由里子議員。

[議員（3番 武原由里子君） 登壇]

○議員（3番 武原由里子君） 議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、反対討論いたします。

今回、令和7年3月31日をもって壱岐市立柳田保育所、壱岐市立志原保育所を閉所するため、条例の一部改正について、9月29日に上程されました。

柳田保育所の保護者や柳田地区の役員さんや地域の方々との話し合いが継続されている最中の上程は、保護者や地域の方々に大きな混乱と不安を招いています。新しい認定こども園ができるから、へき地保育所は閉園するという保護者への説明は、撤退が決まった後もへき地保育所の閉園は決まっています。議会が議決しています。子ども・子育て会議から答申、進言されましたと保護者への説明は変更されませんでした。保護者の疑問や意見を聞く場面がないまま一方的に閉園と説明され、地域には何も説明がないまま、閉園により不利益を被る保護者や地域との十分な話し合いの時間をかけての合意形成をなされていません。これは公共施設等管理計画、住民の合意形成の段階設定に沿っていません。へき地保育所の役割は終わったとする行政の一方的な方針は、市民の理解や合意形成を省略した市民不在の行政姿勢として改めなければならないと考えます。

また、児童福祉法第24条1項、保育を必要とする保護者が保育所を希望すれば、それに応じなければならない義務が市町村に課されています。保育にかかる保護者の意向に沿った形で自治体が保育環境を整えなければなりません。壱岐の乳幼児の人口分布や保護者の就労場所は郷ノ浦地区に集中しています。今後、壱岐の幼児保育・教育の体制計画を早急に立て、保護者や子育て世代、地域住民の理解と合意形成をしっかりと図るよう、丁寧な意見交換や説明会等を実施することを希望します。

今回の条例改正の前にやるべきことを提案して、反対討論といたします。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。土谷勇二議員。

〔議員（10番 土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（10番 土谷 勇二君） 議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論を行います。

執行部の説明、子ども・子育て会議の答申、また、これからの児童数減少を考えると、市が考えている保育事業を大勢の中でやる必要性、また、個々の保育ということは大事ですが、やはり一定規模の保育というのは重要であると思っております。

また、昨年度、柳田、志原保育所の園児募集のとき、令和7年3月31日の閉所のお知らせが広報紙や保護者に説明をしてあると聞いております。閉所予定ということで柳田、志原保育所を選ばなかった保護者もいると聞いております。その結果、志原保育所は休園となりました。ほかの保育所に入れられた保護者の思い、それと先に閉所になりました、渡良、沼津、初山閉所に当たり、やはり残したいという気持ちはあったと思います。園児の減少、少人数への保育の質を考え、閉所に納得されたと思っております。

今後、園児が20名ぐらいで何年か続くようであれば、古い園でも修理をして残すべきですが、市の説明どおり、園児の減少は間違いなく、残念ながら増える見込みはないと考えております。

柳田保育所を閉所して、武生水などほかの保育所でも受入れは可能とのことでした。

最後に、保育園の役割として、集団生活の中で多様な人と出会い、様々な体験を積み重ねることで競争心が芽生え、成長し、発達していくと思っております。子どもたちの将来を考え、本議案に賛成いたします。

〔議員（10番 土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。松本順子議員。

〔議員（1番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（1番 松本 順子君） 議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正に反対討論を行います。

今回の件に限らず、どの物事を決定していく過程においても、市側が方向性を指し示すことは重要ですが、そこから先は住民の福祉の増進のために丁寧にその声を聞きながら話し合いを何度も重ね、合意ができて初めて前に進めるものでなくてはなりません。

先日から3回行われた柳田保育所の説明会では、武原議員が先ほど指摘されましたように、市側のほうに幾つかの問題があることも分かりました。この状況で閉所を決めてしまったら、市民から公務員の職権乱用と言われても仕方がないと私は思います。

また、市長はへき地保育所の役割は終わったとおっしゃいますが、これから壱岐に移住者を呼

び込み人口増加を目指すのであれば、商業店舗でにぎわい、交通の便もよい柳田と居住地として暮らしやすい志原に保育所を残す意味はあると私は思います。

武生水においては集団生活の学びとはいえ、来年からは定員内に収まる見込みとはいえ児童が多すぎる、武生水よりも柳田、志原の保育環境を望む保護者もいるわけですから、子育て世代に志原に移住してもらうためには両園ともに残す必要もあると私は考えます。人口増加を目指すなら子どもの数を増やしていかなければなりません。今が閉所のときではないと思います。せめて認定こども園ができるまで閉所を見送っていただきたく、この条例の一部改正に反対いたします。以上です。

〔議員（1番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。植村圭司議員。

〔議員（8番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（8番 植村 圭司君） 賛成の立場で討論いたします。

本改正案は、志原市立柳田保育所と志原保育所を閉所するため所要の改正を行うものであります。総務文教厚生常任委員会で慎重に審議した結果は原案否決であります。私は賛成せざるを得ないものと判断いたしました。

地元説明会や委員会等で明らかになったのは、柳田・志原両へき地保育所閉園方針の決定過程が分かりにくかったこと、市の説明が不十分だったこと、特に柳田地区の方々への説明が今年8月までできていなかったことが明確になり、誠に遺憾であります。

また、へき地保育所の閉園延長に関する請願が本議会に提出されたまでに至ったことも市と市民の間の信頼関係が損なわれたことを示すものと思っております。

しかしながら、一般質問への答弁など、本議会を通じて市から今後の子ども施策の取組を迅速かつ確実に進めることも努める旨、御答弁をいただきました。さらに、これら施策実行に基づく資料、会議録、議事録のホームページでの公開、パブリックコメント、計画書、市の方針を含めて、子育て政策を市民に分かりやすく伝える努力をする旨、御答弁いただいたところであります。今までのやり方を変え、市民と意見交換し、議論できる環境がようやくこれから整うことになったのではないかと考えております。

これらを踏まえ、これまでの市のやり方に問題がなかったとは言えないまでも、今後、市の進める方向に期待するところも出てまいりました。また、本議案が議決されなければ、柳田・志原の両保育所が制限なく開かれることとなります。

現在、休園中の島内保育所も見てまいりましたが、既に備品や遊具は他園に移っており、再開には一定の費用と努力を要するものと思われました。

新規利用見込みの確実性が不明なまま募集を再開すると、今後の市の方針にも影響を与えるも

のと考えます。市内他保育所等の子ども関連施設のサービスの低下、限られた保育士さんたちの疲弊や職場環境の悪化なども想定されます。柳田地区だけでなく、今後の壱岐市の未来を考えた場合、より有効な選択をすることが求められていると考えました。

柳田保育所閉所延長を求める請願者の皆様は、市民の思いに寄り添ってほしいという熱い思いで活動されておられました。その希望に添いたい気持ちは大いにありますが、壱岐市全体の公共の利益を鑑みて、断腸の思いで本議案に賛成するものであります。

今回を機に、新しい認定こども園の設置に向け、確実なスタートを切っていただくよう期待をしたいと思います。

以上です。

〔議員（8番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。山口鉄秀議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第44号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

子どもに最善の利益をとという立場で考えたときに十分な保育体制を確保するのが自治体の責任であります。一方的に閉所を押しつける、説明も不十分なままだったということを認めて謝罪して、そのことをもってこれまでのやり方が許されるわけではありません。省みて今の状況、そして保護者の願い、それをしっかり受け止めて方針の変更も含めてやるべきであります。これまでやってきたから、今の現状がもうというような受け止め方は惰性に流れ、子どもの真の成長に寄り添うものではないと考えます。

柳田保育所、立地条件から言っても保育を求める保護者の声に十分応える、今後も応える場として存在し続ける条件はあります。少子化と言いながら武生水保育園に定員オーバーの子どもを閉じ込め、押し入れて十分な保育と言えるのか。小規模保育を求めるお母さん方も多数います。そういう中で柳田保育園の存在は大きい。これまで沼津、渡良、初山と3つのへき地保育園を閉園してきました。しかし、郷ノ浦には武生水保育園、定員オーバーした過密な保育所しか残らない。どうしても柳田保育園、必要であります。緩やかに閉園のための話し合い、計画をすればいいわけであります。認定こども園をつくと市は約束して計画を進めておきながら、現在、その計画もないままへき地保育園だけを閉園する。これは保育園に預ける保護者の願いに真っ向から反対するものであります。

私は、市の方針を一旦立ち止まり、緩やかに柳田保育園を残しつつ、認定こども園の建設計画を市民にしっかり説得しながら進める、こういう流れこそ、今必要であります。

まず、子どもに保育をしっかり保障する。今、柳田にいる21人の中の8人が閉園になればど

ここに行くか分からない、そういう不安な4月を迎える。そんなことがあってはなりません。しっかり保障する。それもきちんと健やかな成長ができる、そういう体制にするためにも柳田保育園を残すこと、そのことを求めて条例改正に反対をいたします。

以上です。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。赤木貴尚議員。

〔議員（15番 赤木 貴尚君） 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） 議案第4号壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正に対し、賛成の立場で討論いたします。

この討論は、3つの点をお話ししていきたいと思います。

まず、1点目は少人数での保育について、2番目は施設・環境について、3番目は保護者や壱岐市民に対しての広報や周知についてという点でお話をしていきたいと思います。

先日の全員協議会で保育所園長がおっしゃっておられましたが、どこの保育園でも閉じることに関しては、長年、子どもたちと過ごした思い出の場所がなくなるということで職員にとってはとっても寂しいこと、できれば閉所してほしくないというのが正直の気持ちだが、幼児期は生活や遊びを通して人と人との関わりを学んでいく大切な時期となると始められ、その後も子どもたちの成長のためには少ない子どもたちでは学びに限界があることの説明をされました。

少子化による小規模、少人数での保育の環境では、社会性・協調性を育む機会が減少します。多くの園児の中で生活することは、子どもたちが多様な人間性を築き、豊かな学びを経験できます。多様性の現代において、自ら選択することのできない子どもたちへできるだけ早い段階で、学びや感じる体験環境を用意し提供するの、私たち大人の責務だと思います。

施設面においては、現状の柳田保育所の施設は築年数が53年、志原保育所は築52年と施設の老朽化が深刻です。老朽化した施設では園児の安全確保が困難で、子どもたちには安全な施設で多くの子どもたちと学べる環境が必要です。保護者としても、安心して子どもを預けられる環境が大切だと思います。

また、市民や保護者への周知についてですが、入園希望者に対しては入園時に必ず読む壱岐市保育施設入所の手引きについて、閉所について明記された書類を読まれて、確認され、理解された上で、書類に必要事項を記入し、保護者は壱岐市から説明を受けた上で入園されていると思います。

閉所等の説明会は、柳田保育所に関しましては6回行われております。ほかの保育所の閉所等に関する説明会の回数は、志原保育所は1回、沼津保育所は6回、初山保育所は2回、渡良保育所は2回と、それぞれ園舎閉園に関しての回数の差はありますが、しっかり行われております。

市民への周知は広報紙、回覧版、ホームページ等、あらゆる手段で、壱岐市全体にお知らせを行っております。

以上、子どもたちを学び、預ける環境、施設環境、保護者や壱岐市民への説明、理解の広報の状況を鑑みると条例の可決は妥当と思われまます。

しかしながら、子どもたち、保護者の不安は尽きません。執行部には閉所までのサポートと、もしも、現柳田保育所在園児が来年度、大きな園に通わせる場合には、子どもたち、保護者の心のケアを十分行うことを要望し、私の賛成討論といたします。

〔議員（15番 赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決をします。議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。山口鉄秀議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第45号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は、12月2日に現行の国民健康保険証が廃止されるための改正です。政府は、これまで多額の予算を使い、マイナンバーカードの普及に努めてきました。しかし、国民の情報漏えい等への不安によって思うように国民の中で普及は進んでいません。マイナ保険証の普及も進まず、そしてマイナ保険証の利用は1割台です。国民にとって利用しづらい、信頼できないものとなっています。最近の政府の強引な利用の推進の取組によって、僅かに利用者は増えてい

ます。しかし、そのため、トラブルに見舞われる医療機関が増加しています。漢字が読み取れない、カードリーダーの接続認証エラー、資格情報が無効、マイナ保険証の有効期限切れの表示が出るなどが起きています。多額の予算を使って発行し、そして、今後再発行で高齢者、障がい者、認知症の方等は置き去りにされるばかりであります。誰一人取り残さないと政府の言葉が虚しく聞こえます。マイナ保険証のトラブルが生じて、現行の保険証が併用されていれば無保険状態は解決できます。国民皆保険制度を守るために、現行の健康保険証を残すことを強く求めて反対討

論とします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号、４９号の２件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４８号、４９号の２件を一括採決します。この採決は起立によって行います。
各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願
います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第４８号、４９号の２件は原案のとおり全
て可決されました。

次に、認定第２号について討論を行います。討論はありませんか。山口鉄秀議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 認定第２号令和５年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について、反対討論を行います。

国民健康保険は、農業、漁業、中小業者とその家族が多く加入しています。最近の物価の高騰
や農業、漁業の不審が続く中、収入は減り、生活困窮が広がっています。そんな中、国保税が上
がり続け、収入の１割から２割を占めるまでになり、負担は市民生活に重くのしかかっています。
それは壱岐の経済にも影響をしています。国、県、市は、この実情に目をつぶり、市民負担を押
しつけることで保険・国保事業を続けています。これ以上の国保税の負担が増えれば生活が立ち
行かない市民が増えることとなります。重い国保税を引き下げる施策が求められています。

国は、子育て支援に力を入れると言いながら、生まれてくる子どもに国保税の均等割を押しつ
けています。子どもを出産すると税負担が増すという今の状況を変えることは、少子化対策とも
なります。国保税負担軽減のために、安心して子育てをしていくために、１８歳までの国保税の
均等割をなくすべきです。収入に見合った国保税の負担、そして、安心して子育てでできる環境

の整備が求められています。安心して医療にかかれる国民健康保険事業への転換を求めて反対討論とします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第２号を採決します。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号について討論を行います。討論はありませんか。山口鉄秀議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 認定第３号令和５年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、７５歳になるとそれまで加入していた医療保険を脱退し、加入しています。被保険者は年金生活です。多くが低年金の生活の中、物価高騰のために不安な生活となっています。少ない年金から高い保険料が天引きされます。そして高齢に伴う病気で、医療費の窓口負担が１割負担から２割負担へと増えて一層不安な生活となっています。

保険料は２年ごとに見直されます。平成２０年の均等割は４万２，４００円、所得割は７．８％でした。それが令和５年度は、均等割は４万９，４００円まで７，０００円もの引上げです。所得割は９．０％になり、１．２％の引上げとなりました。令和６年はさらに引上げられた重い負担となっているのが実情です。年金生活に物価高騰が重くのしかかる中、保険料負担と医療費負担の増加は老後の生活の安心を脅かす状況にあります。高齢者夫婦２人世帯が世帯主の夫の死による女性だけの年金生活になると、年金収入が大きく減り、その分生活が一層厳しい事態となっています。

高い保険料を引き下げ、安心して医療にかかれる制度への改善が求められています。長く働き、社会を支えてきた高齢者が健やかな老後を送れる保障をすることが国・自治体の役割です。その役割を果たすことを強く求めて反対討論とします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。山口鉄秀議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 認定第4号壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

介護保険は40歳以上の市民が被保険者で、その中で65歳以上の被保険者は39.8%を占めています。

介護保険料の基準額は、平成21年は1月当たり3,800円だったのが、令和6年は6,490円と大きく上がっております。1月当たり2,690円の引上げ、年間3万2,280円の負担増となっております。市民にとって大きな負担増の状況です。

しかし、40歳から介護保険料を払い続けても、いざ介護を必要な年齢になったとき、介護保険、介護利用料の負担は重く必要な介護が受けられない状況が広がっています。介護利用料は、制度開始は1割だったのが、3割負担が導入されました。今、介護基盤そのものが崩れているといえます。

今後、高齢者が増え、認知症の高齢者が2040年には、高齢者の6.7人に1人と推定されています。介護事業の充実がますます求められています。そのため、4月に施行された認知症基本法では、全ての認知症の人が地域で安全・安心に自立した生活を営めるよう、良質で適切な保険医療や福祉サービスが切れ目なく提供されるように介護制度の充実をしております。

しかし、一方で政府は自助・共助の名の下、介護保険制度を一貫して切り詰めてきています。家族の負担を増やし、地域の暮らしを困難な状況につくり出しています。介護保険事業を後退させ、保険料を払ってもサービスが受けられない状況の改善は急務です。介護保険料、介護利用料の引下げが必要です。

特別老人ホームへの入所を待つ高齢者が苦難を抱えています。壱岐市は162人の待機者がいます。安心の老後を保障する、誰一人取り残さないとする自治体の責任を急ぎ、果たす必要があります。高齢者が地域で自立して安心して暮らせるために国庫負担率を引き上げるなど国の責任を果たすことが不可欠であることも強く述べて反対討論とします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 請願第1号令和6年度へき地保育所の閉園延長に関する請願について賛成討論を行います。

近年の女性の働き、保育の必要性、極めて高くなっております。子どもが少なくなったとはいえ、まだまだ地域に子どもはいます。十分な保育体制を整えるのが行政の責務であると考えます。

この間、沼津、渡良、初山とへき地保育所を閉所してきて保育所体制は弱体化しております。武生水保育所があるといえども、130人の定員にすし詰め状態の保育で子どもたちの保育を十分できていると言えるのでしょうか。働きながら子育てするお母さんたちにとって、朝、保育所にゆとりを持って子どもを預ける。そして、仕事が終わって、夕方、保育所に子どもを引き取りに行く、こういう流れの中でゆったりとした時間的な余裕が必要であります。

ところが、今、市がやろうとしている柳田保育所、志原保育所の閉園は、この朝、夕の保護者の苦労を見ないものであると言わざるを得ません。

柳田保育所は武生水への仕事の間で保育所として預けやすい、そして、帰りにも子どもを取りに行きやすい、そんな立地条件であります。武生水保育所にすし詰めの子ども、それよりも少数でしっかり見ていく柳田保育所を望む保護者はいるわけであります。そのことをしっかり見て、

柳田保育所を緩やかに閉園に向けて、急ぎ閉園をせず残すというのは、親の願いであり、そして地域の願いでもあります。柳田保育所は地域としっかり結びついた保育所であります。このような大事な保育所を少子化の名で閉園をすることは時期尚早であると考えます。働き続けるお母さんがまだいます。その願いに応えるために、引き続き、柳田保育所を残し、地域とのつながりをもって子育てを進める、このことが必要であり、子どもの豊かな保育に役立つと思います。

請願にあるように、新たな保育環境を望むと、これまで壱岐市は総合計画の中に認定こども園の建設を掲げておりますが、一切の計画がないまま来て、保育所の閉園だけを進めるという事態、ここに一切の反省がなく、今後やりますからと、このような言い方では市民は納得できないし、現実にある子育ての苦悩をしっかり受け止めてこそ行政の役割だと考えます。

その点で、今、へき地保育所閉園延長に対する請願は親の願いであり子どもの願いであります。ぜひ、この願いを議会としてもかなえる、その立場に立つ必要がある、そう考えて賛成といたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。音嶋正吾議員。

〔議員（１１番 音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（１１番 音嶋 正吾君） 請願第１号の賛成の立場で討論をいたします。

政治家と住民を結ぶパイプは何かと言いましたら、「民信無くば立たず」です。本当に議会が民の気持ちを斟酌して本当にしているのかと憤りを感じるような事態で私は討論に急遽立ちました。こんなことが許されていいのか、上から目線で押さえつける。今、壱岐市が一番困っているのは人口減少です。育てやすい子どもの環境をつくってやる。そして、地域に活力を与える、それが今一番求められているのです。全て十把一絡げ的に大きい学校に集約、統合する。それが世の常であろうと申しますが、小さくても頑張る学校がいっぱいあります。私は壱岐市あたりはその典型的な例でなかろうかと考えております。住民の意見を十分くみ入れて、そして、行政も十分に住民とコミュニケーションを取りながら議案を慎重に提案すべきであります。

上から目線で審議会を可決した、委員会を可決した、ただそれだけで本当に市民が子育て環境のために本当にいいのだろうか。そこら辺をもう一回熟知していただきたい。

よって、私は住民の皆さんの気持ちを十分尊重したい。そして、賛成討論といたします。

〔議員（１１番 音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。植村圭司議員。

〔議員（８番 植村 圭司君） 登壇〕

○議員（８番 植村 圭司君） 請願第１号について、反対の立場で討論いたします。

請願を提出された皆様、関係者の皆様には、御尽力に対し心から敬意を表したいと思っております。

さて、本請願は壱岐市立柳田保育所の閉園延長を求めるものであります。総務文教厚生常任委員会で慎重に審議した結果は採択とすべきものであります。さきに第44号議案が可決されたため、不採択すべきものとせざるを得なくなったと思います。

しかしながら、請願の趣旨には大きく賛同できる点が多いため、市におかれましては、特に閉園の際は地域住民や保護者には丁寧に説明すること、認定こども園の具体的な計画や今後の保育所運営について検証することなどについて十分配慮して、今後、子ども・子育て施策に進められることを私からも希望したいと思います。

この請願提出の成果として、市がこれまでしてきたこと、できていなかったこと、これからいかに改めていくべきかの一端が明らかになりました。これまでのやり方で反省すべき点は反省し、確実に進めるべきことにはより適切に実行し、市民に納得を得られる施策実行を求めたいと思います。

態度表明は反対ではございますが、請願趣旨を最大限、可能な限り実現していただくようお願いし、討論としたいと思います。

以上です。

〔議員（8番 植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。山内豊議員。

〔議員（5番 山内 豊君） 登壇〕

○議員（5番 山内 豊君） 請願第1号について賛成の討論をいたします。

こいねがうと書きます。市民の代弁とも思えるこの請願を、壱岐市議会どうしたんですか。私ははっきり言って保護者の声、市民の声の大きさがここにあると思っています。子育てをしている私は特に分かります。現場にも行っている、送り迎えもしている、その中で保護者の声、子どもの声をよく聞きます。

今回、先ほど議案が可決されましたが、私は絶対にこの請願の趣旨だけはくんでいただきたい。今の壱岐市に足りないもの、行政として足りないものは手続的正義です。それがしっかりとできていればこんな事態にはならなかった。そう思って私は議案に対しても否決の態度を取りました。

しかしながら、議会ですので尊重すべきものは尊重します。市長は市民に寄り添っていきますと、そう放言されております。しかし、先に閉園された3園の保護者、聞くところによると、市がそうならば私たちは従うしかない、しょうがないかな、寄り添っているのは市民のほうです。

市長をはじめ執行部の方にはその辺をしっかりと踏まえた上で、最大限の御高配をいただきまして、この請願に対する趣旨をしっかりとくみ取っていただきたい。賛成討論といたします。

〔議員（5番 山内 豊君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 議案第46号～日程第15. 認定第8号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第12、議案第46号から、日程第15、認定第8号までの4件を一括議題とします。

本件につきましては、産業建設常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長の報告を求めます。中原正博産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和6年9月25日、壱岐市議会議長小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告させていただきます。

議案第46号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市ケーブルテレビ施設）、原案可決。

認定第5号令和5年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号令和5年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、認定。

委員会意見。

認定第5号、認定第7号、認定第8号の未収金の回収については、収入未済額の縮減と公平公正な債権管理を行うため、債権管理室へ債権を移管し、債権回収業務の一元化を求める。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号、7号、8号の3件を一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号、7号、8号の3件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、認定第5号、7号、8号の3件は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第16. 議案第47号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第16、議案第47号を議題とします。

本件につきましては、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について委員長から報告を求めます。清水修予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長（清水 修君） 登壇〕

○予算特別委員長（清水 修君） 令和6年9月25日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、清水修。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第

110条の規定により報告します。

議案番号、議案第47号。件名、令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）。審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで予算特別委員会委員長報告を終わります。

〔予算特別委員長（清水 修君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。山口鉄秀議員。

〔4番（山口 鉄秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 鉄秀君） 議案第47号令和6年度壱岐市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

市民は、食品や電気料金、ガソリン代の値上がりの中で生活が大変です。畜産業も飼料代の高騰、子牛の値段の低迷、漁業では漁獲量の減少、価格の低迷となっている今日です。そんな状況の中で市は無駄な出費を避け、市民生活の支援に何が必要かを考え、支援する施策が必要です。

ところが、10月19日に行われるウルトラマラソン運営事業1,339万6,000円に390万円の補正予算が追加されました。企業版ふるさと納税で九州郵船から500万円の寄附があったので前夜祭経費、新しい投光器を購入する、新しいスタートアーチゲートを作る、シャトルバス等の原油高騰分に充てるとしています。

市民は物価高騰の中で切り詰めた生活をしています。そんな市民の生活に心を寄せて検討されたものなののでしょうか。本当に必要なものなのか検討されたのでしょうか。500万円の寄附があったから、だから、このような追加があったのではないかと考えるのは疑ってかかる見方でしょうか。

新しいジェットフォイルの建造費は78億4,000万円です。そのうち市の負担は4億9,112万円です。これまでの市の予算からどこを削り、財源をつくり出すことになるのでしょうか。市民生活の予算が削られる、市民生活に負担がのしかかってはなりません。財政の無駄をなくしていく、今から切り詰めるところは切り詰めていくことが求められていると考えます。安易な財政運営であってはならないことから、補正予算の追加の予算を見直すべきだと考えます。

もう一点、地域活性化起業人として起業人材を採用して、まちづくり協議会等で働くことになるとしていますが、月1回以上、壱岐に来て副業として働くと言っていますが、働き方等計画が

はっきりしません。また、地域おこし協力隊起業支援についてもどのような働き方を求めることになるのでしょうか。これまた計画がはっきりしません。

今の壱岐に求められているのは外部人材に頼る発想から、地元の人材を掘り起こし、生かし、活用していくことが重要だと考えます。市の職員の皆さんの頑張りが特に期待されていると思います。人も金も壱岐に残る施策が壱岐の未来を切り拓く道だと考えます。

以上のことを述べて、反対討論とします。

〔4番（山口 鉄秀君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第50号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第17、議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 提出議案につきましては、各担当部長等より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

○教育次長（目良 顕隆君） 議案第50号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出です。

- 1、損害賠償の相手方は、壱岐市石田町の個人。
- 2、損害賠償の額、13万5,203円でございます。
- 3、損害賠償の理由でございますが、令和6年8月1日午後3時15分頃、壱岐市石田町の市役所石田庁舎駐車場において、社会教育課職員が運転する壱岐市公用車が出車のため車両を後退させた際、駐車場に駐車されていた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し、損傷させたもの

でございます。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

事故の発生状況につきましては、公用車後方に車両が駐車されていることを運転者本人が確認できていなかったこと及び運転操作のミスによるものであり、相手方車両の前方を損傷させてしまいました。

今回の事故について、相手方へ大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。

損害賠償の内容につきましては、相手方車両の修理代12万1,453円に、代車費用1万3,750円を加えた合計13万5,203円となっており、その責任割合は、人の乗車がない駐車車両であったことから対物事故の扱いとして壱岐市が10割負担となります。修理費用全額の13万5,203円が損害賠償額として保険により相手方へ直接支払いされるものでございます。

9月上旬に相手方と保険会社との協議において示談の内諾を得たため、9月18日に壱岐市損害賠償等審査会の審査に付し、本日追加議案として提出したところです。

今後、このような事故を発生させないよう、当該職員に対して安全運転指導を行い、他の職員に対しても改めて安全運転に係る注意喚起を促すとともに、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上で、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第51号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第18、議案第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第51号令和6年度老岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和6年度老岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億7,454万2,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、8月に発生いたしました台風10号に係る災害復旧の費用につきまして補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ、第2表、地方債補正の1、追加で災害復旧事業債限度額4,080万円を追加しております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

13款分担金及び負担金1項2目災害復旧費分担金は、農地等災害復旧費受益者分担金584万円を計上しております。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金は、補助対象となる道路災害等の公共土木施設災害復旧工事に対する補助率80%の国庫負担金1,600万円を計上しております。

16款県支出金2項8目災害復旧費県補助金は、農地及び農業施設災害復旧費補助金4,916万円を計上しております。

19款繰入金1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に係る一般財源として1,500万円を計上しております。

22款市債1項11目災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業債の単独事業分として3,660万円、補助事業分として420万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算に計上しております災害復旧事業の内容につきましては、別添資料4、令和6年度9月追加補正予算案概要で説明いたします。2ページをお開き願います。

2款総務費1項7目情報管理費の地域情報通信推進事業は、市内ケーブルテレビ施設の光ファイバーケーブル修繕費用として778万8,000円を計上しております。

8款消防費1項5目災害対策費の原子力災害対策事業は、三島・長島地区の放射線防護対策施設の屋根補修工事に142万1,000円を計上しております。

9款教育費は、5項4目公民管費で壱岐西部開発総合センター修繕費17万8,000円を、6項1目保健体育総務費で大谷公園施設の修繕費30万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、10款災害復旧費1項1目農地及び農業用施設災害復旧事業費は、農地及び農業用施設の災害復旧に係る測量設計、復旧工事、崩土除去等に要する費用6,990万5,000円を計上しております。

同じく10款2項1目公共土木施設災害復旧事業費は、補助事業として実施する道路災害2か所、河川災害1か所の災害復旧費2,020万円及び単独事業となる災害復旧工事、倒木除去等に要する費用といたしまして2,700万円を計上しております。

以上で、議案第51号令和6年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 諮問第3号～日程第20. 諮問第4号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第19、諮問第3号、日程第20、諮問第4号についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、郷ノ浦町大原触の人権擁護委員内山圭三氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第4号につきましては、芦辺町湯岳本村触の人権擁護委員安永悠子氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから諮問第3号、4号についての2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号、4号の2件については、会議規則第32条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号、4号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第3号、4号の2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第3号、4号の2件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。
諮問第3号、4号の2件について、これを了承することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、諮問第3号、4号の2件については、全て了承することに決定しました。

日程第21. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第21、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

[市長（篠原 一生君） 登壇]

○市長（篠原 一生君） 議員皆様には、9月5日から本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議また様々な御意見、御助言を賜り、心からお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

初めに、今月21日に石川県で発生した記録的大雨による被害により、昨日24日時点におきまして、お亡くなりになられた方が8名、行方不明の方が2名、安否が不明の方が5名という情報であり、被災現場におきましては、引き続き警察、消防、自衛隊による懸命な捜索活動等が行われております。

お亡くなりになられた方々の哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

次に、今月21日から22日にかけて、台風14号が本市に接近いたしました。この間、壱岐振興局の観測局において連続雨量106ミリを記録し、壱岐空港の観測局におきましては最大週間風速20.1メートルを記録いたしました。

本市においては、市民皆様の安全を確保するため、21日の防風警報発表時から全ての警報が解除になるまで職員を配置し、警戒に当たったところがございます。市内の被害状況につきましては現在も調査中ですが、市内各所で落雷による被害等が発生いたしております。被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

近年では、日本各地におきましてこうした大雨、台風、地震等が頻発しており、いつどこでこうした災害に見舞われるか予測が困難な状況にあります。

市としましては、引き続き、関係機関等と十分連携を図り、防災対策に万全を期してまいりますので、市民皆様におかれましては、早めの警戒や日頃の備えなど、さらなる防災意識の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

早いもので9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいりました。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われますので、市民皆様、議員各位におかれましては体調管理に十分御留意され、日々御健勝にて過ごされますことを心から祈念いたしまして閉会の挨拶といたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和6年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前11時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 中田 恭一

署名議員 市山 繁

議 員 派 遣 に つ い て

令和6年9月25日

壱岐市議会議長 小金丸 益明

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会令和6年臨時会

- (1) 目 的 臨時会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和6年9月30日～10月1日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山川 忠久、清水 修

2. 総務文教厚生常任委員会行政調査

- (1) 目 的 東日本大震災の被害状況及び復興の状況、津波
防災対策について
- (2) 派遣場所 宮城県仙台市
- (3) 期 間 令和6年10月11日～13日（2泊3日）
- (4) 派遣議員 植村 圭司、清水 修、武原 由里子、
山口 欽秀、山川 忠久

3. 産業建設常任委員会行政調査

- (1) 目 的 観光行政について
ふるさと納税の取組について
- (2) 派遣場所 長野県諏訪市、山梨県富士吉田市
- (3) 期 間 令和6年11月12日～14日（2泊3日）
- (4) 派遣議員 中原 正博、中田 恭一、土谷 勇二、
豊坂 敏文、赤木 貴尚

4. 広報特別委員会行政調査

- (1) 目 的 議会における広報の取組について
- (2) 派遣場所 広島県呉市
- (3) 期 間 令和6年11月5日～6日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 樋口 伊久磨、清水 修、山内 豊
山川 忠 久、土谷 勇二、中田 恭一

5. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員研修会

- (1) 目 的 研修会参加のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和6年10月29日～30日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 山口 欽秀